

烏合の衆

扱も天誅組は全く烏合の衆だ。其の背後には何等大藩の勢力が、之を聲援するなく、恃む所は只だ錦旗であつた。然も八月十八日以後の朝廷は、彼等を目するに反賊を以てした。彼等は全く孤立無援の浪人共であつた。其の幹部の中心人物中山忠光は、丁年未滿——十九歳——の若輩にて、中山大納言の子侍従の前官あつたと云ふ丈の取柄だ。其の大幹部の藤本鐵石は備前、松本奎堂は參河、吉村重郷は土佐、何れも其の郷貫を殊にし、出處を別にし、只だ此の一舉に於て偶然其の力を戮せ、其の心を協へた丈の事に過ぎなかつた。而して若し天誅組中の重なる要素を求めば、そは土佐の志士吉村を首め、那須信吾等十七人であらう。其他は十津川の有志民兵等を數へねばなるまい。何れにしても其の幕府の記録簿に檢舉せられたる人數は、百名を出づる多くなかつた。如何に多く見積るも、百五十名に上らなかつた。

組中の要素

有志全滅

當初中山等三十七名の京都を出發したるは、八月十四日にして、自餘の人數は

途中若しくは出先に於て參加したるものであつた。而して其の中山等が重圍を脱して、大阪に逃走したるは、九月廿四日にして、九月廿五日には松本、藤本等戦死し、同廿八日には楠目清馬、多武峰にて斃され、土居佐之助、安岡斧太郎等捕はれ、此れにて殆んど天誅組は、其の踪跡を絶つに至つた。されば其の時間を以てすれば、漸く一箇月半と云はねばならぬ。而して其の戰場と云ふは、概して大和の山間溪谷の間であつた。

影響甚大

此の如く百五十名以内否な百餘名の浪人共が、約一箇月半に亘りて、大和の僻阪を擾亂したと云ふ丈にて、別段に天下の大勢には干係無きが如くであるが、事實に於ては決して然らず。此の一舉は少くとも徳川幕府に向つて、一の大なる挑戦であり、幕府の現状に對して、一の大なる打破的鐵槌であつた。凡そ幕府に向つて、公然兵を擧げて抗戦を試みたるは、天保八年大鹽平八郎の大阪に於ける一舉以來の出來事である。大鹽の擧は僅に半日を出でずして平定した。それさへも多大の意義があつた。況んや尊皇攘夷を旗幟として、幕府の奸吏を誅

戮す可く、其の魁を爲したるものに於てをや、從來井伊大老を首として、所謂る暗殺、辻斬の類は、安政の末から追々流行を加へ來つた。然も公然兵を擧げて幕府に楯を衝いたのは、天誅組が嚆矢だ。此の意味に於て、此の一擧は大勢の推移上に於て、決して看過し難きものがある。

寛永以來の大變

一 今般大和之亂、實に寛永以來之一大變なり。去八月十七日浪士既に五條縣署を燒拂、御代官以下五人之首を梟首し、同日紀州橋本之御代官を梟首し、其後近邊之旗本代官數人を殺し、翌十八日浪士五人、中山中將之使として高取に來る。勅命とあれば、敢て其言に違はず、厚く禮して是を歸らしむ。後日京師より討取れと之命ありて、遽に戰備を修し、且郡山並芝村、柳本へ急を告て加勢を求む。此時に當りて、國中(大和)皆震懼して、せんすべを知らず。(和州書簡抄)

郡山は後れ山

而して更らに高取城攻に對して、味方の奇捷を敍し、

此の一勝に乗じて、郡山之兵と共に進んで五條を衝かば、大功速に成るべき

に、郡山之兵來る遅く、反て藤堂之後に在り、故に京都にては郡山を嘲りて後れ山と稱するとかや。
と云ひ、而して更らに、

諸侯出兵の數

諸侯之兵多しと雖、地理に暗く且道路狹隘、進退便ならず、敵は小勢なれども、出沒自由を得て、實を避て虚を伐つ、變化測り難し。……諸侯の兵藤堂家尤多とし、日に兵糧三十石を費すといへば、四千餘人もあるべし、井伊之兵凡一千七百人とかや、郡山兵一千八百人、小泉之兵二三百なるべし、其外紀州之兵又幾千なるべし、芝村、柳本は兵を出せども、是高取加勢之爲にて、元勅命にあらず、故に速に歸れり。

此れは當時同所より目撃者の記したる所、以て如何に天誅組の一擧の影響を、周邊に與へたるもの多大であつたかを知るであらう。所謂る一葉落ちて天下の秋を知る、少くとも天誅組の一擧は、徳川幕府に取りては、一片の落葉たるに相違なかつた、而して天下の秋はやがて來らんとし、且つ必らず來るであらう。

亂後之鎮撫

十月八日辛巳正三へ昨夜遣内狀和州一件風聞之條々申遣、問於眞偽返狀如左、和州追々治り候由承候。今日午刻出立にて執次(渡邊、東辻)兩人下南、十津川郷士亂後之鎮撫に被下候。是は藤堂より申立候由に承候、右之位故もはや浪士は一人も不居由申出候。浪士に被欺候御斷に、郷士野崎某一人自裁仕、夫是に付右被下候由に候。土州吉村寅太郎は打死、首も京へ廻り候由に候。其外數輩或召捕、或斬首に相成候。姓名一々不覺申候。

俊印(○忠光)大坂長邸へ遁込之由にて搜索之旨に候處、邸中には一向無之、去月廿七日夕方裏門へ浪士來頼候得共、不取合に付立去候由、長より返答、且町奉行へも届出候由にて、下坂人數は引取候趣に候。どふか防長へ向て舟にて下向哉に申唱候由に候。薩人數百五十人計下坂、一昨々日頃歸京と承候。(忠能卿記)

第六章 島津久光三度上京

【三二】 八月十八日以降の形勢一斑

京都勢力
會陸に歸す

長州藩立
場の困難

文久三年八月十八日京都に於ける政變以來、政局は全く一變化した。從來京都に於ける尊攘派は、長州の堺町御門防衛を罷め、三條實美以下七卿の西走以來、京都は全く會津、薩摩の聯合にて、所謂の公武合體派の手に歸した。而して長州に於ては、自から勤皇第一を誇りたるものが、今や勅勘と云はずんば、勅勘同様の窮地に擠されつゝあり、彼等はその雪冤と云はん乎、將た舊勢力の恢復と云はん乎、その爲めに苦心慘憺であつた。然も長州それ自身に於ても、必らずしも異論者は皆無でなかつた。其の所謂の保守派の中には、今日の窮境も、畢竟要路者等が、徒らに暴論にかふれ、遂ひに主家をも危地に陥れたとして、頻りに之を非難する者もあつた。されば長州の當局者は、腹背に敵を受けつゝありと云ふ

朝廷依然
とて
促

程でも無かつたにせよ、頗る困つた立場に措かれた。幕府に取りては、長州及び暴論の浪士を一掃した事によりて、眉上の痰瘤を除却したるだけの効果はあつたが、それにしても朝廷の思召は、依然攘夷の實行であつて、頼りにそれを督勵し玉うたから、それには頗る當惑せざるを得なかつた。それと申すも幕府の當局者が、安政年間から幾回となく安受合に受合ひたる結果なれば、所謂自繩自縛にあらざれば、自業自得にて、今更致方もなく、云は、全く途方に暮れた姿にて、朝廷に向つては、攘夷の實行延引の申譯、外使に對しては、その愁訴、前へ向いても、後へ向いても、自から難題の重圍に没投してゐた。

會津の實
勢力

何と申しても京都に於て、實力の所持者は會津であつた。藩主松平容保は守護職として、今は朝廷の信賴も、決して薄く無かつた。殊に八月十八日以降は、會津は著しく其の勢力を京都に發揮した。何となれば薩摩を首として諸大名それぞれ其の兵力の若干を蓄へたれども、長州勢一掃の後、會津勢に比す可き程

薩藩立場

のものは無かつたからだ。西藩の雄、薩摩さへも當時に於ては、會津には一著を譲らねばならなかつた。

翻て薩摩を顧れば、文久三年三月島津久光の上京も、十四日に著京、十八日には退京と云ふ、全く飛脚行旅と一般的のものにして、此れは半ば京都の過激論と相ひ容れず、半ば其の國元に英人來寇の噂ありて、彼是の都合であつたであらうが、一時は殆んど全く京都をば、長州の存分に一任したと云ふ姿であつた。而して五月姉小路公知の暗殺は、事薩藩士に繋がりて、その爲めに少からざる不信用を招き、爾來七月に到りて、鹿兒島灣に於ける英艦との開戦の爲めに、一方に於ては我武を揚げ得たりと稱することも出來たが、同時に其の損傷も少くなかつたから、上國に其の主力を持ち出して、衡を争ふことは殆んど不可能であつた。されど力の不足の所は智を以て之を補ひ、薩藩士が寧ろ主動者となりて、會津を動かし、更らに中川宮を動かし、恐れながら主上を動かし奉り、遂ひに八月十八日の政變の一擲を試みて、甘くもそれが成功したから、薩藩に取りて

薩藩態度
の鮮明

は勞は半ばにして、功は倍すと云ふも、未だ必らずしも過當の言ではなかつた。然も此れが爲めに從來聊か曖昧であつた薩藩の態度も、漸く鮮明ならざるを得ざる勢となつた。乃ち薩藩は文久二年四月伏見寺田屋事件以來、漸く尊攘派の志士と疎隔し始めたが、未だ其の絶縁と云ふ迄には至らなかつた。彼等志士は薩藩の力を頼みとし、動もすれば之に頼りて事を爲さんと欲したる次第は、志士中の首魁の一人たる眞木和泉の薩藩に對したる態度を見ても、自から分明であつた。されど八月十八日以來は、如何に不得要領をもて、其の保護色としたる薩藩でも、今は致方なき姿となり來つて、やがては薩賊會奸の綽號を全國の志士から浴せ掛けらるゝの餘儀なきに至つた。

長州の事は姑らく後に譲り、此れより、少しく京都と薩摩の干繋が、如何なる點まで進展し來りたるかに就て、觀察する必要がある。

【三三】 近衛父子島津久光の上京を促がす

朝野の親
密關係

主上、中川宮、近衛家、薩州。此の間には環の端なきが如く、自から相ひ繋がりてゐた。されば事ある毎に、主上は近衛家を頼りとし玉ひ、近衛家は薩摩を頼りとした。而してやがては主上親から薩摩を頼りとし玉ふ程となつた。單に親密と云ふ程度からすれば、長の盛時に於ても、到底薩には及ばなかつた。薩には舊來から近衛家との因縁があつた。されど長には僅に一の勸修寺家があつた計りにて、近衛家に比す可きそれが無かつた。三條實美が、其の意見議論の上から、勢ひ長州と密接となつたが、それもほんの一時の事であつて、今は長州は三條を頼りとせず、三條が長州を頼りとせねばならぬ始末となつて來た。

八月十八日の政變あるや、取り敢ず近衛父子は左の一書を島津久光に送つて、其の上京を促がした。

島津上京
督促狀本
文

急速申入候昨今之形勢、家來よりの注進にて、定て承知可有之と存候。一昨拂

曉より大業之基本相開、到今夜邪正分明之道一際相現れ候に付ては、尤軍旅攻禦之次第も相立、種々碎肝膽候儀に候。右之通相現れ候次第在之候に付、跡追々治法之群議發端之折柄に候處、昨春來段々之成行、始終見留相付候諸候も無之、廟議紛々之異亂に及候ては、實以十倍之國難に可相成、國體安危一大事之時節、右之談判被聞召度、御沙汰之次第も在之、初發之廟議、尤大事之限に候得ば、何分其許上京無之ては、人心一同之落居も無之、正論之筋も難相立候間、度々遠路太儀之事に候得共、此折節上京在之候様致度、左候は、叡慮も必然御安堵之事に可被爲在、下情一同之渴望にも相叶可申、旁上京偏に偏に偏に偏に旦夕待入候事に候、就ては上京有之候は、如前文時勢折柄に候へば、猛勢之威風不相示候ては、是又權勢に相係候儀に候間、兵士多分被召連候様頼入存候、何分にも一刻も早く國許發駕にて、上京頼入候、繁勤公務之寸隙、一筆申入候事に候へば、猶面謁萬縷可申述候也。

八月十九日夜戌半刻(午後十一時)

修理大夫殿へも宜敷々々御傳聲希入候。何も幸五郎(奈良原)より御聞之様相頼申入候。以上。

忠 忠
房 熙

島津三郎殿

極内密急々用

朝廷薩摩
兵力依頼

此の一書が、如何に近衛と薩摩との干繋ばかりでなく、薩摩が重きを京都の政局に做しつゝ、あつたかを證明する。特に「猛勢之威風不相示候ては、是又權勢に相係り候儀に候間、兵士多分被召連候様頼入存候」の一句を見れば、如何に京紳と云はんよりは、寧ろ朝廷が、薩摩の兵力に依頼あらせられたか、判知る。如何なる場合でも、最後には、兵力が物を云ふ世の中であつた。

近衛父子は、前文の通り島津久光の上京を勧めたが、更らに八月二十二日には、左の一書を發送した。

再び島津
上京勸誘
文

何も幸五郎(奈良原)其餘御家來より巨細御承知可被下候也。
 追々秋冷増補候處、彌以御勇猛珍重候。過日は齋輔(村上)上京致、巨細に御傳言
 之趣承、深く悦入候。近日京師之形勢に付ては、一日寸時も早く御登京在之度
 存候。段々内田仲之助始誠實精勤之至、深く感佩之事に候。追々朝廷之御變革、
 深く安心に存候。是より彌御大事之場合と存候へば、前文之通、少しの遲滯も
 無、急速御上京之様、待入候。最早御途中之事と存候へば、尙更日をこめ、急速急
 速御上京之様、待入候。上にも孝明天皇度々の御沙汰旁急速々々之程、待入候。
 尾張前大納言(徳川慶勝)にも、今日國許發足二十五日に著京に候。仍右已幸便
 急候。荒々如此候也。

八月廿二日

忠 忠
 房 熙

島津三郎殿

極内密早々

以上を通讀すれば、如何に主上が島津久光の上京を御待ち遊ばされつゝ、あつ
 たかく判知る。此の如く薩摩は坐ながらに天下の重きを爲してゐた。

【三四】 京都に於ける薩藩の羽振

薩藩に勅
 書を賜は
 る

薩藩士の京都にある者は、八月十八日政變以來、愈よ面目を施し來つた。乃ち八
 月二十七日傳奏野宮定功は、在京薩邸留守居内田仲之助を召し、左の勅書を賜
 うた。

去る十八日依非常之形勢、禁闕守衛盡力之儀、厚叡感候。依之綿五屯賜之候。且
 兵士末々迄苦勞思召候付、賜物候。夫々可配分候事。

此れにて姉小路公知暗殺事件以來の不首尾を一掃し、薩長全く其の京都に於

ける位地を顛倒するに至つた事實が分明だ。而して近衛父子は、更らに八月二十九日も、島津久光の上京を促がし來つた。

近衛氏更
に島津上
京催促

尙以參朝掛大亂書御推覽可給候。猪太郎(高崎)より委細御聞可給候也。寒冷候、彌御勇猛珍重に存候、誠に方今帝都形勢不容易次第、深此末之處、被廻叡慮、御心配に被爲、在候次第、就ては當方忤甚心配々々之至に候。昨烏其許被召候被仰出も、在之候に付ては、旁半時も猶豫無之、急々發途在之、上京之儀、深く御待被遊候御事、當方忤別て別て御待申入候、遲滯無、早々御上京待入存候也。

八月廿九日認

尙以容堂、閑叟にも、急速上京被仰出候事に候也。

忠 忠
房 熙

極内密啓

島津三郎殿

机下

繰返し催
促の理由

此の如く主上が、島津久光の上京を、半時、一刻も、急速にせよと繰り返し御催促遊ばされたるは、如何に京都の形勢が、今尙ほ安定を缺きつゝあるかを察す可く、而して此の安定をば、専ら薩藩の力に御依頼あらせられたるかを察するに足るものがある。

親兵發止
御沙汰

尙ほ在京の薩士等は、土佐藩と相議し、曾て長藩士及び土佐勤皇派の建議になる御親兵を廢止するの議を發し、九月四日愈よ採用せられた。それは既に述べた通りである。

土藩の陸
藩合流

元來土州の勤皇黨は、専ら長州と提携し、長土の聯合力もて、薩士を誘ひ、三藩合致の運動を試みんとしたが、薩藩は餘りに持重し、長藩は餘りに急奔し、その爲めに三藩合致の行動は、到底六ヶ敷く、殊に土藩の勤皇黨は、武市半平太を始め、其の一半は歸國を餘儀なくせられ、他の一半は脱走して、大和義舉に與みし、京

都に於ける土藩は、自然薩藩と合致することとなり、遂ひに親兵廢止建議の合棒とはなつたものであらう。尙ほ大久保利通が、九月朔日附にて、越前藩の重臣岡部豊後に與へたる書簡の一節には、左の如く言明してゐる。

島津上京
決定

京師も先月十七日(十八日)御發動にて、暴論家壓倒、無事相調候由、誠に以大機會相成、三郎様御發駕も來る十二日に御決定相成、折角差急配慮仕候事に御座候。御藩にも御同様早々御上京相成候筈、何も不遠拜接可奉申盡文略仕候とある。元來岡部豊後は、松平春嶽の命を含み、其書を齎らして、鹿兒島に詣り、島津久光の上京を促がしたるもの、而して八月十八日の事件は、岡部が未だ歸著せざる以前にあり、此れにて如何に八月十八日の一擧が、島津久光にも、上京の好機會を與へたるかを知る可きであらう。

【三五】 島津久光三回目の上京

久光入京
決心

持重家である島津久光も、愈よ趾を擧ぐるの決心をした。彼が九月五日附、宇和島藩主伊達宗城に答へたる左の一書は、能く此間の事情を語りてゐる。

芳楮辱拜讀仕候。如來命涼爽相催候處、先以御一統様御揃御剛勇奉恐賀候。然者敵邑夷難之儀達賢聽御側向之兩士御使价として御差遣種々御賞譽之貴命致承知、赤面至極に御座候。海防十分之半にも不至候得共、彼より兵端を開候に付、無據及戰爭候處、不至全敗候儀、僥倖に御座候。且御示諭之件々、詳悉致承知、就て藤井良節を以、委曲貴价之御答爲申述置候間、御聞取被下度奉存候。如御高論公武之御問、於小生實に苦心之至に御座候。然處今般御親征御用に付、上京仕候様承知仕、尙又肥筑之兩君(細川慶順、黒田長博)よりも、公武周旋之談合有之、眼前之夷難も有之候得共、皇國之御爲抛身命盡力仕度存詰、來る十二日發足いたし候儀に御座候處、幸貴价到著無此上期會御座候に付、右意趣

巨細爲中含候間、是非貴兄にも被成御登京候様奉存候、然る上は於彼地心緒萬縷申述度、文略仕候、且貴价被遣候に付、御國産之御品々預惠贈、御厚情別て辱拜受仕候、先は發途前、繁雜中御答迄以亂毫申上候、恐惶謹言。

暮秋初五

久光入京

此れにて如何に島津久光が、多大の希望を齎らして上京の途に就たか、判知る。斯くて久光は豫定の如く九月十二日鹿兒島を發し、城下兵及外城の兵各六隊を從へ、陸路肥後を経て豊後鶴崎に至り、汽船鯉魚門に搭し、二十九日兵庫に著し、小松帶刀は京都より迎へ、其の形勢を報じ、十月朔日西宮に宿す。高崎左太郎、吉井幸輔來つて大阪の形勢を告ぐ。三日著京、二本松の邸に入つた。此の途中は、長藩との經緯上、頗る警戒を嚴重にしたる次第は、當時の隨行者たる大久保利通の日記が、其の消息を漏らしてゐる。

京都の形勢

當時京都の形勢は、依然未だ安定に至らず、天誅組の騷亂は、漸く鎮定したるも、都下には尙ほ所謂暴論家の殘類は潜匿し、動もすれば其の餘炎を煽らんと

するものがあつた。されば朝廷に於ては、島津久光の入京を機として、愈よ政局の爲めに、その施設を做す可く、それ〴〵配慮あらせられたことは、固より云ふ迄もなし。

浪人取締令

春來堂上屢矯淑慮候に至るも、必竟藩臣浮浪之者共、堂上へ立入、惡敷入説致候故之儀に候間、右等之者、於各藩屹度取調可致事。

此れは十月六日、朝廷より諸藩への發令であつた。此れは要するに浪人共の朝紳入説に向つて、鐵槌を加へたるものだ。即ち前の御親兵廢止と、其の意義に於ては、全く同一だ。

久光同志巨頭を認めんとす

島津久光は、十月八日、朝廷より一橋慶喜、松平春嶽を召すの命ありと聞き、新納喜藤二、吉井幸輔を江戸に遣し、其の上京を促がし、併せて、英斷もて、更らに將軍の入朝を幕府に建言せしめ、又た書を越前に發して、其の上京を待つのを松平春嶽に致し、更らに九月二十八日の來簡に對し、伊達宗城に答書を贈り、其の上京を促した。久光が入京の途次、兵庫に到るや、偶々藩士高崎猪太郎が、中川宮

容堂を制

の内旨を齎らして、高知、宇和島に赴くに會した。因りて久光は猪太郎をして、容堂の上京を促がさしめた。猪太郎は容堂に面して、其意を開陳した。容堂は鹿兒島の戦況を訊ひ、猪太郎の顛末を語るや快と稱した。而して曰く、今日よりの時勢、開國の策を講ずるにあらざれば、以て富強を期し難しと爲めに其意を久光に致さしめた。要するに島津久光は、先づ京都に同志の諸巨頭を集め、其の合議によりて、以て政局の安定を謀らんと期待したるものにして、固より薩摩自身が、その責任に於て、獅子の分前を、敢て自から回避せざるだけの決心を持してゐたことは、覺悟の前の事であつた。

島津久光著京

十月三日

六ツ時提灯御用意、御立

芥川(マ、)

右之通諸所御休等にて、御機嫌克セツ過二本松御屋敷え被遊御光著、頓と安心、初て

帯を解候。

一、今日八ツ時分より御先番ニ付云々相勤候。實に配慮無申計事也。

一、御著之飛脚被差立候。

一、今日夜入退出いたし候。

十月四日

今朝段々客來有之、三部より出勤夜入ニ退出、今日吉井中子、奈良原子、高崎子、谷村子入來。

十月五日

三部より出勤、今日御當地え相勤居候守衛人數詰役々々於御前御酒頂戴、御沙汰書御達相成候。暮時分退出、今夕小松家え罷出候。段々集會議論有之候。(大久保利通日記)

第七章 朝廷依然として鎖攘主義

〔三六〕 有栖川宮と因阿米備四藩主の上書

別勅使東
下の案

朝廷は固より三條實美等の暴論を憚り玉はず。直ちに外國と戦端を啓くことを好み玉はず。さりとて決して開國の意見を採用し玉はず。依然鎖攘の實行と云はんよりは、寧ろ勵行を、幕府に向つて期待し玉ひ、その爲めに九月一日（文久三年）太宰帥有栖川宮熾仁親王を別勅使とし、大原入道重徳——彼は文久二年の秋、勅使として東下の際、勅語改訂の件に付、罪を得て落飾したが、更らに勅勘を免れた——を副使とし、會津藩主松平容保、備前藩主池田茂政等に隨行を命じ玉うたが、守護職松平容保等の陳情によりて、姑らく延期することとなつた。抑も朝廷の鎖攘論は、安政年間以來のことにして、有栖川宮熾仁親王の如きも、八月十八日政變後、更らに九月十日附にて、左の上書を奉呈せられてゐる。

有栖川宮
上書

方今幕府之形勢如何様之所置有之候哉、何分叡慮貫徹外夷掃攘不相成候は
では、皇國之人民、彌以生不審、其上暴論疎意之輩、擧て竊笑可致、是亦朝威に拘
り、深嘆敷次第に候。

乃ち三條等急激派の爲めに笑はれんとのことだ。

固於攘夷之叡慮は、聊被爲替候御儀無之段被仰出候儀を、官武總て敬承仕候
上は、尙更速に銷港攘夷有之度、左も無之候は、天下之士民承伏難仕と被察
候、所謂人心之不居合之場に至可申、嘆息無限存候。

人心瓦全
を恐る

所謂る人心の瓦全を虞るとのこと。

尤是迄鎖港攘夷之勅諭度々雖有之、其命令更に貫徹無之、殊に期限を過候て
も、通商不相止候條、不的之至。

此れは事實全く此の通りだ、五月十日の期限は、遠く過ぎてゐる。

然を今度不肖之熾仁奉命東下、攘夷周旋仕候儀は、不容易、日夜苦心仕候、只々
國家平穩、人民安堵可仕様、專要之事に候へば、暫御親征之御沙汰御止候共、彌

以鎖港攘夷之叡慮御弛不被爲、在候様、伏て願度、憂苦之餘、愚存言上候、謹言。

九月十日

熾 仁

近海防禦
設備狀況
を尋ぬ

一 横濱其外鎖港掃攘相成候上は、帝都近き攝海或は北海等へ軍艦差向候
儀は必然之事候。然るを南北近海防禦之武備夫々被垂命有之候哉、是又專要

一大事と奉存候に付、御模様奉伺候事。

一 武家隨從之儀は、各藩へ此上強て被仰付候運に無御座候哉、就ては御斷
之條被聞食候は、何れ之藩へ被命候事哉、奉伺度候事。

尙又因州、阿波、米澤、備前四藩よりも、八月二十七日附にて、關東銷攘督責の勅命
下降を請願した。

鎖攘督責
請願

於關東も追々拒絶之談判取懸り、板倉周防守等に於ては、是非共今月(文久三
年八月)中にも、横濱掃斥之心得にて、大樹始滿營之有司評議一定仕候趣には
候得共、兎角因循家遷延之説を起し候哉にて、有志痛心罷在候に付、最早此上

は廟議も定り居候事故、今一應西方之御勢援を仰ぎ居候間、監察使之儀、早々御沙汰被仰出、此度之勅使は、尋常に心得候ては、徳川家之興廢も是迄と相心得候様、且追々攘夷遷延之儀、御逆鱗不容易御模様之邊を以、監察使早々御取極相成、兩役連名、愈々水戸一橋初へ御沙汰に相成候様仕度、薄々相聞え候儀も御座候間、此段申上候、以上。

八月廿七日

慶 徳
茂 詔
齊 憲
茂 政

別勅使派
遣動機

惟ふに此の上書が、遂ひに九月一日有栖川宮熾仁親王之別勅使として、御東下の任命を仰せ出されたる次第になつた、唯一ならざる迄も、其の重なる動機の一と認む可きものであつたらう。

四藩建言
の理由

抑も上記四藩主は、何れも長州の御親征説には、反對したる連中にて、彼等が所謂暴論の仲間で無きことは分明だ、然るに此の如き意見書を上りたる所以は何故である乎、此の如く刺戟を關東に加へざれば、到底鎖攘の目的の貫徹は不可能と認定したるが爲め乎、然も斯る刺戟を加へさへすれば、果して鎖攘の目的は貫徹し得らる可しと信じたる乎、何れにしても彼等は所謂公武合體の爲めに、此事が大切と信じて、斯くは上書したるものであらう。

攘夷不變の通知

一書捧呈仕候。雖秋冷之時候、先以益御安泰被爲成、奉欣喜候。然ば今朝日相模守(池田慶徳)參内仕候處、十八日來當地は混雜にも有之候得共、是は全く堂上向之儀にて、親征等の御次第に候間、攘夷之觀念に於ては、元より被爲替候儀は無之候處、世上に於ては、種々と風評申立候趣も相聞、益被僞宸襟、就ては早々觀應貫徹之様にと、十八日來度々被仰出も有之候得共、關東之儀は遠隔と申、自然御趣意も相貫き不申ては、不_レ相成、貴公七月再度之御差止以來、其節御沙汰之筋御遵奉之段、深御満足之趣、就ては

十八日後之形勢萬一御趣意替候抔と申様之儀有レ之候ては不_レ相成_レ儀に付、其邊は精御盡力とは被_レ思召_レ候得共、猶又御沙汰被_レ仰出_レ候間、幸相模守參内中之儀備前守(池田茂政)、左衛門佐(松平昭訓)申談、早々御廻申候様にとの事に付、以_レ連書_レ御廻し申上候。恐惶謹言。

九月朔日

一橋中納言様

松平左衛門佐
松平備前守
松平相模守
(尺牘草案)

【三七】有栖川宮熾仁親王東下の中止

容保勅使
隨行拜辭

一方には勅使東下を請願すれば、他方には其の中止を希望する者あり、乃ち松

平容保の如きは筆頭の勅使隨行者を命せられたるを、九月四日附にて、左の如く拜辭の一書を捧げた。

謹而奉言上候、短才不肖之容保儀、帝都守護之命を蒙り、寵榮已に身に餘り、今又攘夷勅使之副行被_レ命、天恩優渥不堪、感泣奉_レ畏候。然膺守護之任以來、容保以下家臣末々に至迄、遠く祖先墳墓之地を離れ、父母妻子に訣別し、主從無_レ二念_一、一藩を傾け、帝都を守護し奉り、厚く大樹尊王之誠意を達し、被_レ爲_レ安_レ宸襟候様有_レ之度容保之素心にして、一藩之所願に御座候。

如何にも此通りだ。

就中登京以來、攘夷之叡慮親敷奉_レ伺候得共、日月延引、今に貫達難_レ仕、臣實不堪_レ涕泣、深苦心罷在候、已に大樹東歸後も、書簡を以_レ促候事十餘度、家臣を令_レ東下_一、催促候事三度、一橋中納言、板倉周防守等素尊奉_レ朝意、鞅掌周旋、全く非_レ懈怠、時世不得_レ止儀と被_レ察候。

此れも實際のことであらう、少くとも松平容保一個の關知する限りに於ては、

京都を離るゝの難

唯臣所憂日月延引未得鎖港之吉報彌以奉惱叡慮候儀恐懼之至實に臣等諸有司之不行届儀に御座候依之今般重蒙御沙汰候上は奉命裝束東下鎖港之事件を檢知し可奉安宸襟儀に候得共熟勤考仕候處先般無事之日蒙東下之命候ても職掌に於て京地難引離段奉嘆願御許容被下置候。

無事の日さへも一日も都下を離る可からざる理由もて東下の命を拜辭した猶更方今輦轂之下騷擾加之畿内一揆(天誅組の事)之蜂起未だ追討不得成功候間須臾も輦下を離候ては誠以不安職掌も難相立去留事件之輕重委縷不申上候共明白顯然之儀に奉存候。

如何にも事理明白だ。

家臣動搖を告る

且は家臣山國頑固朴直之者共一途に決心滯京罷在候儀今更東行申聞候はば失意難堪輩も有之可申候。

或は然らむ。

再應厚蒙朝命強て御辭退申候儀恐縮之至奉存候得共誠に以不得止件々御

尾張慶勝上書

垂鑒被成下旁以今度副行之命御宥免被下置度守護向愈加嚴重鎖港之儀に於ては猶嚴敷令催促叡慮貫徹候様盡力仕度奉存候誠惶誠惶頓首敬白。此の辭退書は恐らくは勅使東下を遂ひに中止するに就て多大の力となつたものと察せらる而して更らに松平容保の實兄尾張藩舊主徳川慶勝の上書は愈よ此舉に對して最後の決定を與へたものと察せらる。

謹而奉言上候方今列侯已下藩士に至る迄尊王攘夷を基本と致候得共或は強悍或は寛柔に僻し候より物議矛盾遂に國內煽亂を醸し候に至り候依て横濱を鎖し目前之腥穢を一掃仕候はゞ自然海内武備充實財貨濫出之患も無之人心一和仕候半右に付年來被惱叡慮候より此節關東にて右之所置取掛候處萬一今日に至り廢□致し候ては益醜虜之侮を受候而已不成逆も闔國鎮靜難相成哉に奉存候間乍不及幕府を獎誘し鎖港之成功を遂候様仕度何卒過日奉獻言候通帥宮様御東下之儀は暫く御猶豫被成下且過激之輩心得違疎暴之所業無之様更に列藩へ被仰出攘夷策略之儀は都て幕府へ御委

任被遊、鎖港談判之上、大樹上洛、誠實に御國內一致一方に相成、上は奉安宸憂、下は億兆安堵仕候様奉懇願候、誠恐誠惶、頓首敬白。

十月

前大納言慶勝上

別使東
下中止

而して十月七日には、愈よ有栖川宮東下御延期仰せ出された。即ち朔日には御用召參内御下命、三日には參内御請、八日には松平容保隨行御斷書を野宮定功より轉達而して、

十月七日非藏人口へ御使式部少丞依招罷出候處、中院中納言殿面會、帥宮へ被申上。

攘夷別勅使關東下向之事、頃日被仰出候處、自去九月十四日、於横濱鎖港談判取掛候儀、無相違旨、從松平肥後守言上有之、右に付暫御猶豫之儀、尾張前大納言、紀伊中納言願出候に付、無餘儀暫御猶豫被仰出候事。

此の如くして有栖川宮熾仁親王の攘夷督促使としての御東下は中止となつ

た。此れにて幕府は恐くは一息ついたであらうが、然も亦た此れが爲めに其の鎖港談判には、一段の重大なる責任を加へ來つたことは、勿論の事であらう。

【三八】鎖攘談判に付朝幕の經緯

幕府自總
自縛

鎖港攘夷問題は、何時迄も幕府に祟つた。一時逃れ、其場限りの口實にて、御引受け申上げたる幕府も、既に其の手形を出したる以上は、愈よ以て仕拂の責に任せねばならず、それやこれやにて、幕府は恒に朝廷に對して受身の位地に立ち、遂ひに自滅の餘儀無きに至つたことは、幕末史を一貫したる、一大醜態と云はねばならぬ。されば有栖川宮熾仁親王が鎖攘監察使——其實は督責使——として、御東下見合せとなつたことも、それは畢竟幕府側から、自然的に愈よ鎖攘談判實行を開始することを申請したる爲めに外ならず、朝廷の御意志は、決し

鎖攘談判
開始申請

て此れが爲めに動く所もなければ、變ずる所も無かつた。

去十四日(文久三年九月)横濱滞在之亞米利加人、阿蘭陀人へ、横濱鎖港之儀、談判取掛り候。猶佛蘭西人、英吉利人等も、追々可及談判候筈に候得共、先此段達叡聞候様、傳奏衆へ御達可被成候。已上。

九月

有馬 遠江守
牧野 備前守
井上 河内守
板倉 周防守
水野 和泉守

會澤上申

此れは京都守護職松平容保當ての通知書であつた。

謹而奉言上候。此度一橋中納言、以書翰申遣候様、去る十四日より横濱鎖港談判取掛候儀、相違無御座候間、聊被爲安宸襟被成下度奉存候。依之不取敢奏聞

仕候、誠惶謹言、

九月二十七日

會津 中將

鎖港談判
追々開始

尙又此の談判は、相手方は兎も角も、幕府側では追々開始した模様は、左記を見ても分るだ。

外國奉行池田修理、河津三郎太郎儀、今八日横濱表へ罷越、佛蘭西人、英吉利人へ横濱鎖港之談判に取掛り候。猶追々可申進候へ共、先此段達叡聞候様、傳奏衆へ御申達可被成候。以上。

十月八日

有馬 遠江守
牧野 備前守
板倉 周防守
水野 和泉守

松平肥後守様

酒井忠績
上京 尙ほ又た幕府からは、姫路藩主酒井忠績を上京せしめ、京都の八月十八日政變に付き、天氣を候せしめ、且つ忍藩主松平忠誠等をして、關下を守らしめ、且つ將軍家茂は親書を上りて、攘夷遲緩の事情を上奏した。

九月四日酒井雅樂頭事、先月晦日江戸表發途、軍艦にて上京の旨、年寄どもより申越候よしひろうあり。方今當地不穩形勢の旨、關東にて被致承知候付、御警衛松平下總守(忍城主忠誠)、阿部播磨守(白川城主正者)、戸澤上總介(新莊城主正實)支度出來次第急々上京可致旨申付候。右は當時の形勢、於關東深心配被致候付、御所向御警衛等、此上一際御手厚被致度候付、右三人上京被申付候。此段御兩卿(野宮、飛鳥井)へ御達申候様、年寄共より申越候よしひろうあり。(長橋局記)

忠績謁見 尙ほ酒井忠績は、九月十四日謁見仰せ付られた。

九月十四日戊午、關東使老中酒井雅樂頭、所司代稻葉長門守等參内、去月十八日不容易形勢に付、窺御機嫌、御使云々、夕景參上、臨期於小御所御對面賜天盃、兩役衆御用談之後退出。(非藏人日記)

將軍親書
捧呈 とあれば、此際酒井閣老は、將軍の親書を奉呈したものであらう。先般浪花表より水路東下致し、再度攘夷期限等之儀に付、御沙汰之趣、誠以恐懼奉拜承候。右は事情不得止儀も有之、自然及遲延候段、深苦心仕居候折柄、御地非常之儀有之趣承知仕候に付、爲窺天氣、酒井雅樂頭上京爲仕候間、委細之儀、同人言上可仕候、恐惶謹言。

八月二十九日

家 茂

朝廷御沙汰 而して朝廷より酒井閣老へは、左の如き御沙汰書を賜はつた。
横濱鎖港之儀、過日以松平式部大輔言上之處、去月十八日京師形勢によりて、今以猶豫之趣に有之、違寂念候間、早々歸府所置可有之様、御沙汰候事。

幕府受書

とある。同時に一橋中納言及び板倉周防守へも同様盡力す可き旨書取を以て仰せ遣はされたと云ふことであつた。而して其の受書は、乃ち左の如し。

是迄攘夷期限毎々言上有之候得共、今以不到其儀、如何被思召候、及方今横濱鎖港之儀、專盡忠精、周旋有之旨達、叡聞、厚御満足思召候、猶一橋中納言と申合、偏盡力可仕御沙汰之趣、恐入奉、畏入候、一橋中納言申談盡力可仕奉、存候、此段傳奏衆へ可然御申通可被下候、以上。

十月

遠江守(有馬道純)

備前守(牧野忠恭)

周防守(板倉勝靜)

和泉守(水野忠精)

雅樂頭(酒井忠積)

肥後守殿(松平容保)

長門守殿(稻葉正邦)

慶喜受書

同時に一橋慶喜よりも、十月十六日附にて同様受書を奉呈した。

是迄攘夷期限(中略文同上)、厚御満足思召候、猶老中一同申合、偏盡力可有之、御沙汰之趣、謹奉、畏候、此段御請奉、申上候、恐惶謹言。

十月十六日

慶喜

【三九】勝麟太郎、松平春嶽の上京を勸告す

門人近藤を福井に遣はす

尙ほ幕臣の勝麟太郎(安房)は、酒井閑老に隨行して上阪中であつたが、其の門人近藤利次郎を福井に遣はし、松平春嶽の上京を促がした。當時春嶽は、去る三月二十一日、朝廷へも、幕府へも其命を請はず、擅に歸藩した以來、その儘、屏居中で

あつた。

謹而奉呈拙書。閣下益御英祥被爲入萬々目出度奉存候。扱微臣儀、先月廿八日、俄に雅樂頭上京御機嫌伺之爲め御使被仰付候に付、附添上坂可仕旨被仰渡、海上無滯當九日著坂仕候。當六月上様(將軍家茂)御歸東以來、江都一定之議無御座、空論紛々諸役遷轉無虛日、形勢は日々危嶮、唯々累卵之如くに御座候。此れが江都の情勢だ。

閣下定論
不相立

此節に至候而は、板倉初大小監察五六輩大に苦心仕居候得共、元來定論不立、傍議に被相妨候而已。此程京師變動御座候信相達候節、上様御直に御所之處、如何にも御心配被思召候間、速に御上洛被遊度被思召之由、閣老へ仰御座候を、小臣輩窃に拜承、實に御誠實之英意と、難有感佩涕泣仕候義に御座候。果して然る乎。

右に付雅樂頭即日御使被仰付、其後四五日を経候而、諸役へ不遠御上洛有之候思召之由被仰出候處、役々議論兎角一定不仕、是は全く天下之形勢不案内

より相生且當今將軍之御職掌如何と申事を相忘れ、如此御英意も下に貫通薄く相成候哉と慨嘆仕候。

諸僚將軍の意志を解せず、浩嘆する者、嘗だに勝海舟ばかりではあるまい。

有志皆春
嶽を待つ

關東にて閣下(春嶽)御上京之風聞盛にて、既に御發途と承居候處、未だ實説を得不得、内々閣老初有志之者は、一日千秋之思を仕居候儀にて御座候間、島津三郎其他上京前にも、御憤發御發途御座候様奉存候。

春嶽の上京を促がし來る。

士氣鼓舞
の好機

何分有志輩之著眼此一事に而、其上高明正大之御卓識を以、御誠實に天下之形勢、叡聞相成候様仕度、大凡天下は唯一是而已、瑣々たる紛擾は、則士氣を鼓舞仕候好機會と相成、今此時御憤發無御座候而は、是迄御報國之御苦心、一途に畫餅と相成可申哉、更に爲閣下相惜候而已に無之、皇國之御爲、深く相惜候義に御座候。雅樂頭も内實御上京を相待候事に而、既に此周旋手段を失候と嘆息仕居候。

勝の期待

一八八

此れは松平春嶽を上京せしめて、開國論を衆議の上、叡聞に達せんとの下た心あつたものと察せらるゝ。勝は單に鎖港談判の不可能を知るばかりで無く、國家に取りて其の不利なるを熟知したる者なれば、所謂「高明正大之御卓識を以、御誠實に天下之形勢、叡聞相成候様仕度」と春嶽に期待したるは、良とに當然の事だ。

出京延引の損失

關東にて鎖港御談判之説相起候も、實に無御據説に而、上様當夏御直之御請、暫時に反覆仕候を嘆候より相發候事に御座候、其上諸有司何分困難相極不申候ては憤發無之、旁被仰出も御座候得ども、矢張依舊因循空論消時日内に、關東に而も、閣下、島津家、細川家、其他へも御使にて御相談御座候哉、有志は至極感佩、其成功を相待居候義に御座候、然るを御憤發御延引仕候は、大に失望、孰か皇國興起之任に當可申哉、且は諸家へ信を御失可被遊歟、昨年上京之節拜承仕候御意伸候は、此時と愚考仕候猶申上度儀も御座候へ共、拙筆不如意、唯々微衷を以而入、高聽候而已、恐惶謹言。

九月十日認

麟 太郎

鎖港論一變の豫期

本文は如何にも遊説家の口調を免かれざれども、正直のところ幕府中の有志者には、京都に於て、松平春嶽、其他穩健派なる諸大家を糾合し、其の意見によりて、朝廷の鎖港論を一變し、大いに天下の大計を定めんと心掛けたる者もあつたものと察せらるゝ、而して其中には大久保忠寛、勝麟太郎などが、其の尤も出群の徒であつたと察せらるゝ、要するに幕府中にも識者無きにあらず、但だ之を實行する者を少きたるのみ。

【四〇】大久保忠寛書を松平春嶽に與ふ

春嶽返書 勝麟太郎より上京を勸告せられたる松平春嶽は、其の同感の旨を答へ、但だ既

に幕府からは、逼塞を免されたれども、朝廷よりは未だ何とも御沙汰なく、その爲め致方なきも、若し朝廷から御内勅あらば、早速上京す可しと、九月十七日附にて、返書を與へた。

登京既に豫定

既に登京之儀は、當夏已來に而、京師變動、或は攝海外船渡來、不測之動亂等有之候節は、速に父子(春嶽と越前守)共馳登り、爲皇國乍不及盡力も仕、且は奉守護鳳輦候心得に罷在候段は、兼而弊藩中へも申付置候事に候。

と云ひ、

登京差控の理由

且又先月(八月)十八日京師騷擾に付、當夏以來之國議も有之に付、父子共速に登京可致之處、小子逼塞之儀、於公邊は先達而御赦宥之命相蒙り候得ども、朝廷に而は、未だ逼塞中之御取扱之由に而……御宥免之儀、從公邊未だ天朝へ御奏達無之事に候哉、其邊判然難致に付、今度越前守東著之上、夫々取調候筈に御座候。右之次第故、只今押而登京致候而は、却而奉對天朝奉恐入候事故、差控居申候。

と云ひ、

春嶽心底

乍去只今にも内降勅等有之候得ば、速に登京、不肖之身、乍不及爲皇國如何共粉骨碎身盡力、二百餘年來之洪恩に奉報度心底に而候間、此段は區々之衷情亮察被有之度候。

大久保忠寛亦上京勸説

と云ひ、其の眞情を吐露してゐる。幕士には勝麟太郎ばかりでなく、大久保忠寛の如きも、亦た此の機會に春嶽の出慮を促がすものがあつた。彼は九月九日附にて左の如く申送つた。

前略、西(朝廷)へ至忠に候はば、則東(幕府)へも忠、東へ極忠に候はば、則西へも忠に而、二路は決而無之、此事は質諸鬼神俟聖人候而も、無疑惑儀と奉存候。此れは朝幕無二致の意見だ。

先づ幕政一變の要

但差向候而御向方之前後は、時宜次第、何れに而も、皇國之御都合に早く可相成方御先に而可然奉存候。愚考には先東舊弊并利口之食言家等御一洗有之、是に而は御國威御震興、世界之盟主とも可被爲成程之御見据御付之上に而、

西へ御上之方御順と奉存候。

此の如く大久保は京都よりも先づ江戸に著手し、江戸の舊弊を一洗して、進んで京都に及ぼす可しとの意見だ。

今東を御見捨に而は、天理如何、且諸向見捨候と泥海と可相成、終に夷之物に候。

と云ひ、

食言の罪
増大のみ

一室に籠居、委曲不相心得候へども、鎖と成候も、其實は浪士輩之責候に付而之事、又開と成候も、砲聲之恐、ロシサ之事故、達辯者又は長刀連之申次第、無幾度相變、其度毎に食言之罪相増候計哉と落涙之外無之、何れにも臆病論と暴論とを相脱、天理至當之大道に無之而は難、遂事と存候。

と痛嘆してゐる。

且三百年昇平に而、道理之口眞似は存居候者多候間、暴之爲し方は何分不出來候、旁以正大之御療伏希、尤昨秋頃に比候と、看病人も又一際滅候様子に而、

風前小手
柄の不可

今は其時之勢次第、幾度も變候風前の小手柄毎々見受候得共、去月中央天幸之動相顯候間(八月十八日の政變を以て)即今一御工風被爲在候は、本復之儀も可有之哉と、勝麟(勝安考)とも談居候。

と云ひ、更らに、

前文東より御先之方應時宜可申と奉存候得ども、夫は御見込次第、何れよりにて、早々御憤發、爲國偏に伏希候。

と云ひ、

勝亦登京
を待つ

勝麟とも談候は、去月中央一條に付、不取敢御見舞、旁再御上之外有之間敷と一決に而、同人より強而建白仕候様子に御座候、吳々御早く御憤發奉祈候。此れは將軍の再上洛に付ての事だ、此の如く幕府にも、其の積弊を改善せんとする打診者は皆無ではなかつた、但だ其の對症投藥の人を得ることが出来なかつた。

春嶽返事

尙ほ春嶽は九月二十九日附にて、殆んど勝への返書と同一意味の返書を與へ

てゐる。

當今開鎖之儀に付、縷々之示諭一々致承知、御同意に存候。去月中旬天幸之動相顯候間、即今一工夫有之候はゞ、本復之義も可有之候哉と、勝麟とも御談前文東より先之方、應時宜可申との御存寄に候得共、夫は見据次第、何れにても早々憤發云々、尤萬々御同意に而、逆も傍觀難忍儀に付、衆議を凝し、前文之次第に付、尙又厚加思慮候上、越前守へも申談候様可致候。

春嶽出處
決心

此の如く春嶽も、勝や大久保(忠寬)に慫慂せられ、愈よ出處の決心をしたものと察せらる。要するに京都に於ける八月十八日の政變は、幕府側の識者に取りては、希有の機會なれば、此際に於て朝廷に於ける例の鎖攘論を一洗し、開國の國是を建んと期したる者、未だ必らずしも一二では無かつたと察せらる。

越前藩の所存書

越前家一定之論と申は、方今洋夷之形勢古と異り、大に開け、萬國通信を結ぶ時節、吾

日本而已孤立するは天道之變遷する理を不知、信を宇内に失はる、皇國の恥辱是より大なるはなし。是以鎖國攘夷之理決而無き處なり。且彼は強大の五大洲、假令皇國一般攘夷一致に至るとも、敢て不可當の大敵なり。況皇國未一致の見込無之、既に瓦解の姿有之、其上一且通信せし五ヶ國を故なく攘夷するに至りては、第一信義難相立、唯今攘夷と申は、所謂彼を不知の謂にて、皇國滅亡に可及は必定、航海は世界變遷の理に従ふ譯にして、皇國も自ら富るに足るべし。且當時盛に鎖國攘夷と唱るは、環海を守る計而已にて、御國威御更張の振合決して無之、且又京師にて只管攘夷御唱相成候得共、彌御勝算御計略は無之、事歟と相聞、就而は是非航海に無之ては難相成、全體西洋邪宗と相唱候類、古への切支丹とは異り、随分取用候而も、弊害を可生宗旨とは不承、然し是等は制度の立方に寄事にて、此方人民彼等に狎染り候は、必竟此方の政道彼に不及よりの義に可有之、就而は能々勘考之上可所置事に有之、故に越前家一定の論と申は、是迄幕吏航海の説とは大に異り、彼五ヶ國と立並て、同く大軍艦數千艘調へ、環海出散、重々臺場を設け、此方より盛に航海し、皇國有用の品を彼に與へず、不用を以て有用に換へ、或は亞米利加の器物を英國え持越し、佛蘭西の産物を以魯西亞に持渡り、彼等に一入抜出て交易するに至るときは、自然に海内富強の國に至るべし。既に攻るの勢を以て環海を固め、御國威益強に至り、以て永く通信するに至るときは、萬世絶て患なかるべし。萬一彼より信を破らば、曲彼にあり、忽航海其

居國を亡滅するに至るべし。尤當今攘夷の跡と違、五ヶ國一時に敵國となること決而無之、故に彼より破る時は一國或は二國、さすれば小敵なれば破るに尤安かるべし。然るに京都にては、斯る大體に御目を附られず、只管洋夷を醜んで攘夷攘夷と唱へ、禽獸の如く被_レ思召_レ候得共、蠻夷既に開け仁政を施し、如今萬國通信の爲體、古と同日の論に非る事明けし。素より天地間の人に相違無_レ之。若し京師の論の如くなれば、文王孔子も夷狄と唱ふ、是を拂ふも可ならんか。且又幕府洋夷通信の義は畢竟恐怖の心より引起り、大に其策を誤りて別に皇國の御爲と成開港有_レ之理を不知、故にかかる時節に至り候也。就ては乍_レ恐天朝の思召も幕府の所置も共に天理を不知、患と可_レ申歟。苟も其患を知て不_レ諫は臣たる者の忠に非ず。斯申ば逆越前家に於ては一定の論を決て翻さず、只々皇國永久の謀と存付候事に候得ば、是非共此説を押臣子の道を守り、乍_レ恐天朝幕府の御失徳を奉_レ諫、論若不_レ容に於ては斃て而後止。是一國の實論にして又敢て此説を以て他藩へ周旋致す様なる譯に無_レ之、然し一國よりも二國三國自然此説の行れ候様相成候得ば、素より皇國の御爲、實に所願に有_レ之、右之定論は既に春嶽上言中にも毎度建白に相成候得共、御取用無_レ之故に此節は右の説被_レ行候様に、一國必死之覺悟にて上洛の筈に治定候處、將軍家御歸府に付ては、幕府えも右の次第建白不_レ申候而は難_レ相成、就ては當越前守出府可_レ致管に候得共、兼而之脚氣にて未だ不_レ果、且又春嶽上京も未_レ相分候得共、今日と申せば今日いつにても上京手

當は一藩覺悟罷在事に候得ば、只今にても京師近きに相變候義有_レ之候は、早速輩穀の下え馳付候心得に候旨、右之議論に及候事、(開國起原)

第八章 春嶽久光等の政局打開策

【四一】 島津久光廟議確定の建白

久光建白
本文
扱も十月三日入京したる島津久光は、同月十五日に於て、左の通り建白書を上
つた。

當今不容易御時節、私儀上京仕様、再三之勅命奉承、知恐懼至極奉存候、上京之
上、猶又御當地之形勢、四方之情態、熟察仕候處、誠以重大之場合と奉存候に付、
聊愚存之趣奉言上候。

此れが冒頭だ。

不朽基本
確立の要
抑皇國內外御危急之時節に當り、萬民之困苦を忍玉はず、忝くも未曾有之御
英斷を以、去年以來大政御變革、官武一致之御事業被施行、殆御成就之時機に
至り候處、何分當時之形行にては、叡慮宇内に擴充、各國一致、四民安堵之場に

至り兼、既に八月十八日之一舉之如き、深く被爲惱宸襟候御事共、小臣悲痛流涕之至りに不奉堪、畢竟臣等之重罪不可遁儀に御座候得共、乍恐奉始至尊、左右輔弼之公卿方、屹度天下之形勢、人情事變御洞察、永世不朽之御基本相立候様、遠大之御見識相居り、聊之儀に御動搖不被爲在處、專要之儀と奉存候。

對症妙藥

朝政動搖、此の一大病處に向つて、斧鉞を下だす、是亦た對症の妙藥たるを失はない、但だ問題は如何なる所に、國是を定む可き乎に存す、然も島津久光も此れに就ては、遂ひに一言も明白に其の意見を説示しない、此れが甚だ物足らぬ點であらう。

朝令暮改の大弊

朝令暮改、御政令之軽く出候者、自古衰世之習に御座候間、此機會に乘じ、皇室挽回之道被爲在候も、右之御大志御屹立被爲在候上ならでは、如何様之良法奇策御採用相成候とも、全く其詮有之間敷、本立道生の明訓、能々御省察被爲在度奉存候。

朝令暮改、朝政の輕易なるは、正に是れ當時の一大缺點であつた。此の缺點を指

列藩召集の要

摘したる一點には、何人も異議はあるまい。

右者乍恐朝廷御根軸相居り候大急務と奉存候、未御用之趣も不奉承知候得共、大事之御時節、黙止罷在候ては、本意に無之、愚存之趣、言上仕候、御處置之次第、緩急に付ては、愚昧之小臣一己之存慮を以、難申上候間、列藩上京之上、天下之公議御採用大策御決定被爲在度御事と奉存候、誠惶誠恐頓首敬白。

此の如く久光は、列藩大名を京都に召集し、此上にて、天下之公議御採用大策御決定被爲在度との意見にて、それ迄は彼は所謂る天下の大策に就ては、全く其の意見を保留してゐた。

開國の要し明言者無し

時勢は既に癸丑甲寅を去る殆んど十年、天下の識者にして、開國の已む可からざるを知る者、寧ろ其多きに苦しむ程であつた、然るに遂ひに何人も思ひ切りて、朝廷に向つて、其の真相を堂々と打ち明くる者無かつたのは、如何にも齒痒き次第であつた、畢竟衆議とか、公議とか云ふも、それは其中に主なる人物ありて、主なる意見を持ち、それを衆に諮りて、衆思を纏め、而して後始めて公議の實

を擧ぐる事が出来る。然るに主なる人物も無ければ、主なる意見の開示もなく、只だ互ひに顔を見合せて、所謂小田原評定を爲したりとて、百回、千回の會議を累ねても、到底埒の明くものではなかつた。

何れも口
是腹非

若し大久保忠寛の所謂食言家を廣義に解せば、單に二、三の幕吏ばかりでなく、滿廷の人々、食言者たらざるもの、殆んど希であつた。彼等は何れも口是腹非ならざるは無かつた。攘鎖の行ふ可からざるを知りつゝ、只だ朝廷の督責に對し、申譯けばかりに、氣休め的に、横濱鎖港の談判などを開始するの止む無きに至つた。然も八月十八日の一擧にて、攘夷黨を一掃し去りたるからには、此の機會に乗じて、幕府自から進んで開國論を主張し、若し朝廷が御採用なきに於ては、斷じて政權を返上せば、幕府としては、前過を償ふに足るものがあつたが、それも實行せられず、又た眞面目に實行せんとするものさへも無かつた。

三百大名
皆影辨慶

而して三百の大名中にも、多くは所謂影辨慶にて、一人の思ひ切りて、開國論もて、朝廷の國策を定めんとする程の大活眼、大見識、大膽略、大節操ある者は無

かつた。乃ち島津久光の如きさへも、其の雄大なる背景を擁しつゝも、此の一點には、自から中心人物となりて、中心意見を貫徹し、擴充することを敢てしなかつた。此の如くして幕府も、朝廷も、共に左支右梧の間に彷徨し去つた。

【四二】 島津久光と松平春嶽

久光攘夷
家ならず

島津久光は、決して尋常一様の攘夷家ではなかつた。久光は此の一點に於ては、阿兄齊彬の志を紹介者であつた。乃ち鹿兒島灣戰爭の如きも、自から好んで彼を挑發したのでなく、彼より寧ろ來寇したから、武士の面目として、之に應戦したる迄のことであつた。而して此の一戦は如何に攘夷の實行の困難であるかとを、久光に實物教訓を與へたかは、只だ久光自から之を知るのみだ。されば久光が所謂國是は、聊か鼠色にして、鮮明を缺くも、少くとも朝廷の所謂鎖攘

久光の所
謂國是

論を悉く變更せざる迄も、之を尤も多く緩和して、當分は國內の統制、治安を第一に措くつもりであつたに相違ない。それには將軍を首として、諸藩大名の會議もて、之を朝廷に申請し、朝廷をして、之を採納せしめんことを期したるに相違あるまい。その爲めに彼は其の信任したる大久保一藏を東下せしめ、將軍の上洛を慫慂せしめ、その爲めに彼は松平春嶽や、山内容堂や、伊達宗城などの入京を期待したに相違あるまい。而して此の意見に於ては、春嶽も亦た同様であつた。而して幕士の大久保忠寛や、勝海舟の如きも、亦た固より同様であつた。兎にも角にも島津久光と、松平春嶽とは、東西謀し合せ、島津の入京と殆んど同時に、春嶽は京都守護職松平容保等の取成によりて、遂ひに左の御詫書を十月三日家臣酒井外記をして、武家傳奏野宮定功迄差出さしめた。

春嶽詫書
提出

謹而奉言上候、不肖之慶永先年朝命之趣を以、從幕府政事總裁職被申付、天恩之隆渥實感戴仕居候。殊に春來上京之上は、遵奉勅意、苦心焦思可奉安宸襟之處、素より庸凡之慶永、諸事不如意、加之多病、依之職務辭退之儀、幕府へ及、歎願

候得共、許容無之、時日推移之間、弊家内情不得止儀相生候に付、幕府へ届候而巳に而、直様發足仕、不顧朝命之重候條、誠に以恐懼愧縮之至奉存候。

陳謝一段

其後一橋中納言以書簡申越、退職被聞食候迄は、早々引戻滯京候様、更に從幕府も京邸家臣へ申聞候義有之候得共、前條不得止事件に而、總裁職被免候儀被仰出、右に付從幕府逼塞被申付、深く恐入奉存候。

更らに陳謝一段。

尙又去月十八日京師變動之砌、父子共甚以御案事申上候餘り、上京之儀奉伺候處、從朝廷未だ逼塞御免無之、上京見合候様被仰出、重々恐入奉存候。

更らに陳謝一段。

當春辭職中勅免不相待發足仕候上、引戻之御沙汰有之候得共、在京之家來共、奉強願候次第、奉對朝廷、不敬重々之罪無所遁、奉恐入候。

更らに陳謝一段。

尙此上寛大之御恩恵を以、勅免被仰出候義御座候は、重々難有奉存候。誠惶謹言。

九月

臣 慶

永

朝廷達書

而して十月六日には、朝廷より野宮定功もて、左の御達書があつた。

松平春嶽

春來不東之儀有之に付、今般御詫狀差出、達叡聞候處、被聞食、勅免被仰出候。

十月六日

更に御達書

而して其の翌日には、更らに左の達書があつた。

御用之儀被爲在候間、早々上京可有之、御沙汰候事。

久光の春嶽上京督促書

此の如くして松平春嶽は、青天白日の身となりて、上京することとなつた。尙ほ入京中の鳥津久光は、十月八日附にて、一書を發し、松平春嶽の入京を促がした。其の中には左の文句があつた。

愚拙にも途中より少々風邪に被侵、未だ何方へも參殿不仕候得ば、方今朝廷

之御模様細微伺得不申、乍併正議被爲立兼候趣に被伺候間、何卒速に御登京、御盡力之處奉渴望候。然時は御約束之趣も御座候に付、隨驥尾周旋仕度含に御座候。

と云ひ、更らに、

兎角方今之形勢、公平正大之議論を以、朝廷を不奉助候而は、逆も神州挽回、公武御一和之道も有之間敷と愚考仕、未一句も獻言不仕、偏に尊兄等之御上京奉待候間、右意味御汲受、早々御發途被成候様、萬々奉希望候。

と云うてゐる。此れも正しく事實だ。鳥津久光が、朝議確立の獻白書を呈したるは、既記の如く、十月十五日附であつた。(參照 四一)

尤一橋卿にも御召之勅詔被爲在候由故、不遠御登京之筈と奉存候。其外容堂兄、伊達豫州等も御召相成候。爲御心得、此段も申上置候。先は奉促御上京度、以亂毫奉得貴意候。恐惶謹言。

斯くて彼は十月十三日愈よ福井を發し上京の途に就いた。

【四三】 松平春嶽赦免後の上京

容保春嶽
出京期待

松平春嶽は、上京の途中に於て、十月十一日附の京都守護職松平容保の書翰に接した。其中には左の文句がある。

奉別後、京地之形勢御傳聞も候半、次第に變化致し、今に至而貴君御出京中之事を考合候得ば、夢幻の如くに御座候詰り過激尊攘之輩、日々切迫、遂に御親征を醸成し、小倉征伐及強請候義、言語同斷、不肖之守護職杯無も同様に相至申候。此節貴君方御勤役にも候はゞ、御良考も可被爲、在と、實に遙想之儀、度々に御座候。

以上は前半の形勢。

十八日之一變、中川宮初、近衛殿、二條殿御兩公格別御盡力之御儀とは乍申、實に神明之暗贊と可申、自然之出來に御座候。此邊委細申上度候得共、何分筆紙に届兼候間、追而御出京御面話も候はゞ、相盡可申候。

如何にも今昔の感に勝へなかつたであらう。

諸侯出京
の計

扱此程に至、先達而より詰合候諸侯共、追々賜暇之向も有之候得共、島津三郎、長岡澄之助、良之助(細川護久、長岡護美の兄弟、當時藩主の弟)等出京仕、三郎には未面會不仕候得共、内使にて申越候儀も有之、右細川兩人へは早速面會、追付閑叟、容堂杯も出京之儀と承り候、何れ一同盡力基本相立候様仕度、志願に御座候。乍去上様(將軍家茂)御上洛不被遊候而は、綱紀難立次第有之候間、追而御上洛被遊候様、祈願罷在申候、何卒貴君にも御出京盡力被爲、在候様仕度……唯々御出京奉待上候。

小松春嶽
を訪ふ

此れにて會津藩主松平容保が、如何なる立場を、京都に於て占めつつあるかを知るに足らむ。尙ほ島津久光は、其の重臣小松帶刀を、松平春嶽大津の旅館迄差遣した。而して春嶽と、小松との談話は、左の通りに交換せられた。

兩人談話

十七日(文久三年十月)大津旅館へ、島津三郎殿より、小松帶刀を遣はさる。公面會せられしに、小松云、三郎は公(春嶽)の速に御上京あらん事を冀望し、萬一御

遅緩ともならば、帶刀を福井に差出し、御促し申上ぐべしとまで申居りしに、急速御發程と承り大に安堵し、今日御旅館へ參謁する事となれり。扨朝廷に於て、過般（八月十八日）の一變動後、何とか今後の御政體を定めらるべしとの御事なれど、いまだ王政に復せらる可しとも、征夷府へ委任せらるべしとも御一定の御詮議には至らざるよし。されば今般御召喚ありし一橋公を初賢明諸侯方御會同の上は、先第一に此事を御相談在らせらるゝなるべし。斯而此事御相談の上、舊の如く征夷府へ御委任に決せらるゝも、尙此上大樹公にも御上洛在らせられずては、公武御合體に至り難かるべければ、關東に於て、是非共其御覺悟なかるべからず。又大樹公御上洛ありて、公武御合體に至るも、幕府の政權を、依然小身の閣老に委ねられては、天下の人心、最早其制に服せざるべければ、更に大身の諸侯に政權を執らせらるゝの制を創定せられざるべからず。又朝廷にても、威權は攝家方及び傳議兩奏にのみ歸し居る事なるが、是も皇族方に歸する事を希望すとの事なり。（續再夢紀事）

大藩主起
川の要

分水嶺期

此れは小松が其主嶋津久光の意見を、代表して開陳したるもの。此れにて嶋津久光其人の如何なる意見を、把持したるかを、知るに足るものがある。要するに八月十八日は、一の分水嶺にて、其の以前は、尊攘全盛の時代、騎虎の勢、一方には攘夷、他方には討幕ともなりかねまじき形勢であつた。而して十八日以後は、彼等を京都以外に放逐し、京都は全く公武合體派の手中に復歸した。然も如何なる方式もて、公武合體を實行す可き乎、政權を従前の如く、幕府に委任す可き乎、然も其の委任せられたる幕府は、如何なる方式もて、之を行使す可き乎、而して焦眉の急ある對外問題は、如何に之を措置す可き乎。尊攘派の立場は、危険ではあるが、極めて直截簡明だが、之に反して合體派の立場は、安全に似て、其の道路は極めて荆棘が多い。而して其の措置安排の方策も、亦た極めて錯綜し、極めて混沌とし、従つて又た極めて困難であつたことは、上記の談話の一片を見ても、之を洞察するに難くあるまい。

合體派の
立場

【四四】 松平春嶽、島津三郎との對話 (一)

春嶽入京
久光來訪

松平春嶽は、十月十八日(文久三年)正午入京した。而して其の翌日は嶋津久光と左の如く對話した。

王政復古
の議

十九日夕八つ時過(午後二時過)嶋津三郎殿來訪せらる。此時三郎殿申されしは、過日公(春嶽)に春來の云々を勅免せられ、及び御登京を達せらるゝには、傳奏議奏頗疑念を懐かれ、異議有し由なるが、中川宮、陽明家(近衛)等は、素より御疑念なく、格別に御配慮有しとの事なり。又先般(八月十八日)一大宸斷あらせられし以來、今日に至りたれど、未だ朝廷の御規模確立せず、故に拙生正親町殿等へ伺ひしに、王政復古等の議なきにあらざれども、到底舊に依り征夷府に御委任なるべし。乍去幕府に於て、舊習の私政を脱却せられずては、御折合方は整はざるべしと答へられたり。

此れは正親町首め朝紳の意見だ。皇政復古は三條等急進派の説にて、彼等一掃

天直奏
の案

の後には、必らずしも之を主張する者なきも、ざりとて現状維持にも満足せず、幕府の改善を、幕府へ御委任の必須の條件としたるものであらう。

又今度は皇國の國是を確定せらるべき一大好機なれば、第一に一橋公、次に春嶽君、容堂君、伊豫君(伊達宗城)等御集會にて、御熟議あり、扱其内朝廷より御下問あらせらるべければ、其御熟議ありし次第を以て、御上答あらば、國家の御爲には、此上なき事と存ずる事なるが、今日に至りても、激論家は、矢張無二無三に掃攘するを、眞の叡慮なりと、唱へ居る事なれば、今般御召喚ありし方方、其御熟議ありし趣をはじめ、外國の事情をも、天前に於て、御直に奏上し、又叡慮をも御直に伺はるゝ事とならば、最然るべし。斯の如くなる時は、激論の輩、假令如何なる事を唱ふるも、眞偽は忽ち明瞭すべし。

以上は島津久光の意見だ。此れにて久光が如何に掃攘論を好まざるを見る可く、又た此の機會に於て、衆議もて朝廷の掃攘論を一變せんとするの意氣込を見る可きであらう。何人も誠者は、掃攘論に與みする者は無きも、誰一人先導者

久光掃攘
論一變の
意氣

として、正面より其の意見を主張する者なく、何れも曖昧模稜の保護色の下に依違し、首鼠兩端、一向煮え切らぬが、是迄の情態であつた、されば此の機會に之を打破して、此に國是を一定す可しとは、島津久光の意見であつたものと信せらる。されど久光自身も亦た其の急先鋒たるを憚り、偏へに衆議によりて、之を確定せんことを期待した。

久光衆議
依頼の眞意

又云、過日幕府の示命を待たず云々仰出されしは、八月十八日卒然暴激家の意見を排斥せられし事故、此際朝廷に於て、些少たりとも、開國の御口氣ある時は、扱こそ薩奸の尻押に出たるものなれなど、謂れなき嫌疑を起すべきかとて、一時人心を鎮靜せしめらるゝ爲なりし由。

攘夷の御方針は、八月十八日以前と變らぬとの御達は、上記の方便に出でたるものとの説、此れも島津久光が、朝紳から聴取したる所を語りたるもの。

久光の慨嘆

故に橋公（橋慶喜）なり、誰なり、速に登京ありて、篤と御研究あれば、何とか御處置遊ばさるべき御心組なりしに、今日は其御心組に犬牙し、江戸表に於て

専ら鎖港の談判に及ばるゝ由、實に皇國の御爲、危殆の至りなり。

島津の説では、朝廷は一時の方便にて、其達を爲されしに、幕府ではそれを眞面目に請取り、鎖港の談判に取り掛り、その爲めに國家の危殆を惹起するに至つたと云ふのだ。されど此れは島津の觀察にて、幕府側に云はしむれば、朝廷から矢も鐵砲もたまらず、催促に催促を累ね、遂ひに其爲めに有栖川宮熾仁親王の東下と迄進行し、漸く幕府が鎖港談判開始中であるとの申譯にて、それを喰ひ止めたる程なれば、幕府としては、其の自衛上、出來ない相談と知りつゝ、此舉に出でたるものとの申譯をなすであらう。

【四五】 松平春嶽、島津三郎との對話（二）

久光鎖港
談判を憂

島津久光は、幕府が輕率にも、鎖港談判開始に付て、頗る憂慮の情を漏らしてゐ

ふ
る。

各國若其談判に服せず、他日大舉して渡來せば、幕府は如何の處置に出らるべきか。其期に至りては、假令鎖港談判以前の姿に復せらるゝも、最早其機に後れ、内外とも、一時に擾亂に至るべし。故に橋公始速に登京ありて、官武の御一和は申す迄もなく、開鎖の可否をも議定せらるゝ事、懇願するなり。此れが久光の意見だ。

春嶽開國
公示意
見

公(春嶽)云、さる場合に至らば、五千年來綿々の皇統も三百年來太平の徳川も、實に累卵に均しかるべし。故に朝廷にても厚く酌量せられざるべからず、關東にても斷然幕私を去りて、尊奉の實を盡し、扱天理の公道に本き、其開くべくして鎖すべからざる理由を明白に天下に示さるべきなり。是拙者が是迄にも、日夜冀望して措かざる所なり。

春嶽の力

此れは如何にも横井小楠其人の口吻丸る寫しである。畢竟春嶽が如何に小楠に感化せられつゝ、あつたかは、此れを見ても分明だ。而して但だ遺憾とする所

は、春嶽其人では、此の見識を廟堂の上にて貫徹せしむるの力量手腕を缺くの一。點だ。若し橋本左内をして、此際に在らしめば、或は其の方便もあらむ。今や其人無し。

七卿處分
論

島津殿云、脱走七卿の御處置は如何決せられ然るべきや。公云、是は朝議如何にあるべきなり。島津殿云、朝廷にては逼塞となりても、蟄居となりても、京師に居りては、暴論の輩、矢張蟻集して、再び混雜を生ずべければ、大名の内へ預けらるべしとの詮議なるよしに聞けり。

此れは七卿の處分論だ。彼等は所謂暴論の權化なれば、之を京都に措くは、宛も爆彈と同居するが如く、反對派に取りては、危険千萬の感をなす可きは當然だ。

久光鎖鎖
困論

此時嶋津殿又過般鹿兒島へ英國の軍艦來り、戦闘ありし時の次第を物語られ、扱軍艦と臺場との戦闘は、容易になし得べきにあらずと覺悟せし故、過日尹宮へ(中川宮)攘夷の難事なるを御話しに及びけれど、兎角御淵底に至らせ

られず、又二條殿へも其事を御晰し致し、臺場より發砲するは、利あるに似たれども、極めて堅固の臺場ならざれば、頼みがたし、況や今時の戦闘は、劍戟のみ多數ありても、其用をなさずと申上しが、左様なるものにやと仰ありし迄にて、是も御淵底の様にはあらざりしと申されき。

朝神迂遠

此れにて如何に朝神が、對外事情に迂遠なることが想ひやらるゝ、中川宮の如きは、尤も聰明なる御方にして、尤も下情にも通曉せられたる御方たるに拘らず、島津久光の實驗談さへも、此の如く十分に諒會せられざるを見れば、恐れながら主上に對し奉りて、對外事情を詳悉し參らせんことは、殆んど至困至難の業と云はねばならぬ。されば群議もて開國の國是を定めんことも、之を言ふは易く、之を行ふは尤も難しと斷せねばならぬ。未だ知らず如何にして其難きを行はんとする、單に群議のみでは、是又た一種の小田原評定に過ぎぬであらう。されば詮ずる所は、時勢の推移を俟つて、之を解決する外はあるまい。

久光幕府に對する

島津殿又拙生に於ては、是迄聊たりとも、幕府を疎外する意はなけれども、今

釋明

日の時態なれば、場合により、或は疎外するにやと認めらるゝ事もあるべきかと常に憂慮するなり、何卒幕府に於て疑はるゝ事なき様、御取計らひを願ひたしと申されしが、公(春嶽)拙生は御先代(齊彬)已來、其御衷情を、承知致し居れば、聊御疑ひ申す事なし。されば熊と御聞けにも及ばず、橋公登京あらば、速かに陳告する所あるべし、橋公にして疑はれざれば、他の幕人若疑ふものあるも、おのづから氷解すべきなりと答へられき。

當時島津久光を始め、薩藩の藩論は、寧ろ幕府支持に傾くも、決して討幕ではなかつた。但だ幕府の現状を、其儘維持することは、彼等に取りても、太だ困難であることを熟知したれば、之を出來得る程度に於て、改善し、而して後名義丈なりとも、徳川氏の原形丈は、保存して置く積りであつたものと推定せらるゝ。

島津久光松平春嶽會見

十月十七日公松平春嶽の天津驛に宿するを聞き、老臣小松帶刀を旅館に遣り、意見

を告げて曰く、朝廷八月十八日の變ありしより、善後の策を定められんとす。然れども進で王政に復せらるべきか、舊に依り征夷府に委任せらるべきか、未だ一定の議あらずと聞く。此事近日召命に應ぜし一橋卿初賢明諸侯を會合し、首として之を議せざる可からず、而して征夷府委任の説に決するとも、大將軍の朝覲あるに非れば、公武合一に至り難かるべし。國家の爲に計るに是機失す可らず。又將軍朝覲公武合一に至るも、依然幕府の政權を小藩出身の老中に委して舊態を改めざれば、今日の勢人心恐くは其制に服せざらん。宜く大藩諸侯を擧ぐるの制を制定すべし。又朝廷に在つては威權久しく攝家及傳議兩奏に歸す。是亦皇族に歸するの制度を設けられんことを仰望すと。十八日春嶽京師に入る。十九日公之を其旅館に訪ひ、鎮港の意見を問ふ。春嶽曰く、其成を期し難し。公曰く横濱一港を鎖す何の利かあらん、反て彼の怒を生じ一大害を醸すに至らん。庶幾くは姑く之を置き、一に皇威を輝かしむるの大本を立てられんことを。又聞く、今や已に池田筑後守等を歐洲に派すと。此事必ず將に國辱を招かんとす。宜く其行を停むべしと。春嶽之を贊し、一橋卿の上京を待て之を商議せんと答ふ。春嶽と前後に伊達伊豫守、筑前世子松平下野守、肥後公子長岡澄之助、長岡良之助等上京す。公之と互に往來して諮詢討論精を竭して治安を畫策す。(島津久光公實紀)

第九章 將軍再上洛促進運動

〔四六〕 松平容保の京都に於ける立場

八・一八
事件・殊動
者

若し八月十八日の政變に於て、其の殊動者を求めば、先づ指を會津に屈せねばならぬ。何となれば長州勢及び諸浪士をして退去の止む可からざるに至らしめたるものは、畢竟會津が其の實力を京都の地に具備したるが爲めであるからだ。薩の強悍を以てしても、其の兵力量に於ては、同日の論ではなかつた。而して松平容保其人の誠意も亦た主上の御認識を忝くするに至つた。されば十月九日の夜、左の御製と宸翰とを賜はつた。

九日の夜(文久三年十月)二條右大臣殿は、窃に肥後守容保を其邸に御招きありて、内旨を傳へて曰く、主上内旨を以て特に宸翰を賜はる。されど他の猜忌を生せんことを深く御厭あれば、深く秘藏すべしとて、宸翰と御箱とを下さ

會藩に御
製宸翰下
賜

れければ、肥後守は肅んで拜見するに、其御文に曰く、

堂上以下疎暴論不正之處置増長に付、痛心難堪、下内命之處速に領掌、憂患掃攘、朕存念貫徹之段、全其方忠誠深感悅之餘、一箱遣之者也。

御箱の中を拜見すれば、藏め給ふ御品は、御製の御歌なり。

たやすからざる世に、武士の忠誠の心をよろこびてよめる

やはらくも猛き心も相生の松の落葉のあらず榮えん

武士と心あはしていはほをも、つらぬきてまし世々のおもひで

肥後守は感泣拜受して、無量の鴻恩を謝し奉りけり。右大臣殿もまた厩中の駿馬稻妻と呼べるを牽かせて、肥後守に贈り給ひけり。〔七年史〕

此の如く、松平容保が、京都守護職として、身に餘る寵榮を忝くするに至りたるは、其の祖先松平正之の勤皇の素志を遵奉したるが爲めと云はねばならぬ。然も此れと同時に松平容保が、尊攘一派より憎惡の焦點となりつゝあつたことは、亦た必然の事と云はねばならぬ。當時京都佛光寺、其他三個所に張紙して彼

容保憎まる

を罵る者あり、其文に曰く、

松平 肥後守

容保惡罵
佛光寺張紙

此者頑愚固陋にして、大義を不知、中川宮の陰謀を助け、三條殿を始、正義の御方々を謀叛人抔と種々無實の罪を讒奏し、勤王純一の長州を却け、朝敵の如くに取成し、己が私意を遂げんが爲めに、恐多くも兵威を以て朝廷に迫り、叡明を暗まし、諸侯を欺き、下民を騒がし、天下大亂の基を相開候段、言語に絶し候。實に井伊、安藤等にも相勝候逆賊也。此儘天地間に生け置候へば、此末追々奸賊共を相語らひ、終には天威を傾け、神州を汚し、萬民を塗炭の苦に陥らしめ候事必定なり。依之中川宮、松平肥後守は申迄も無之、此度の陰謀惡逆に相與候公家方、諸侯、奸吏、賊子に至迄、何れも不免神誅天罰者也。

八月十八日以來、市中大騒動物價日に上り、一同難澁に相成段、實に可恤之至り、不日に右等の奸賊悉く蒙神罰、太平の御恩澤を可令蒙候間、安心可致者也。

此れは勿論反對派の張紙にして、亦た以て如何に彼が其の罪魁として、指點せられつゝ、あつたかを知るに足らむ、更らに又た町家に左の如く張紙して、彼を罵る者があつた。

會津肥後守

町家張紙

從來頑陋は勿論に候へ共、重職を蒙居ながら、正議丹心の族、家臣に一人も無之哉、過日薩州の愚弄を甘じ、皇國の大基を反覆致し、徳川氏の危殆を醸し、且北越春嶽儀は、朝敵にて、一步も神京へ爲踏込間敷物を、御沙汰を矯、呼登候義を周旋致、大和浪士鎮靜の處、芟刈を名とし、町家を困却せしめ候義は、井伊、安藤の故智を襲ひ、御所向御守衛と稱し、自身をか、こひ候等の儀、廉恥の大義を不顧、重々不屈の至りに付、尊攘有志の士申合、不日に可加天誅の處、東照宮血脈の家に有之、尙又頑陋不解時段、兼て承知の事故、格別の譯にて赦免せしめ候條、向後改心、實意を以て爲皇國、粉骨碎身の御奉公可有之候事。

幕府の容保賞賜

尙ほ幕府は松平容保の守護職に付き、其の勞責に酬ふ可く、十月三日には、閣老

水野忠精より、江戸に於ける會津藩の留守居を召して、五萬兩を賜ふの命を傳へたが、更らに十月下旬には、役地五萬石を與ふるの命を傳へた。

松平肥後守

守護職被仰付候以來、追々入費相嵩み候趣、達御聽、格別之思召を以て、陸奥國會津大沼郡五萬石餘、御役中爲御手當被下候間、御役知之格に可被心得候、委細之儀は、御勘定奉行へ可被談候。

と此の如く松平容保は、朝廷よりも、幕府よりも、其の功勞は認識せられ、其志も漸く酬ひらるゝ場合となつた。

〔四七〕 將軍及び一橋上京の御沙汰

朝廷の鎖攘固執

朝廷では急激の鎖攘派を一掃し玉ひつゝも、朝廷自身亦た固より鎖攘の目的

を固執し玉うて、容易にその變更を示し玉はず、其の事情は、左記の文書を見ても自から諒會せらるゝ。

十月六日、一橋鎖港談判之儀に付、被聞食度儀有之、上京明七日申渡之事。

十日、尾張前大納言、攘夷策略之事、總て幕府へ御專任之儀願之事。

家茂慶喜
上洛仰出

一橋被召有之候得共、一人にても如何候條、大樹上洛之儀被仰出候事。但從傳奏以一紙申渡。

十一日、西國諸藩、其外海路通行蒸汽船船印有之候はゞ、無異議、通路之儀被仰出之事。

十三日、大樹上京留守中可然者へ致委任度旨、從會津願之事。願之通被仰出候。攘夷之儀、總て得幕府指揮之事、諸藩へ布告之事。

鎖港談判之儀、從老中御請之事。

十七日、一橋中納言、急々鎖港成功候て上京之儀可被仰出様、從尾州願之事。

二十五日、一橋登京御請之事、從會津添書。

大樹早速可上洛之處、鎖港談判中、難差置候條、一橋早々爲致上京候間、事情從一橋被聞召度願之事。

二十八日、大樹上京之儀、更被仰出候事。

十一月四日、大樹上洛中鎖港談判之儀、可然人體へ委任御請之事。

十一日、大樹上洛御請之事。

十二月十一日、板倉大樹供にて可上京御沙汰之處、差支に付、留守申付度旨之事。推て可上京御沙汰從武傳申渡之事。〔御評議簡條〕。

久光春嶽
等との相違

上記によりて、如何に朝議が一橋及び將軍の上洛に付、期待せられつゝある乎。然も其の期待は全く鎖港の一點張りにて、均しく一橋及び將軍の上洛を必須としつゝある島津久光や、松平春嶽の意見と正反對にあるかを知るに足らむ。乃ち彼等は朝廷の鎖攘論を一變し、若しくは緩和する爲めに上京を期待し、朝廷では鎖攘論を實行し、其の實行を督勵する爲めであつたかを知るに足らむ。されば朝廷の鎖攘意見は、八月十八日以前も、八月十八日以降も、單だに名目ば

かりでなく、其の實際に於て、全く何等の變化を見る可きものは無かつたと云はねばならぬ。

合體論の
兩派の

然も此間に於て均しく公武合體派に於ても、朝廷に向つて、鎖攘論の無謀である所以を、正々堂々開陳して、大に國是を定めんとする意見と、朝廷の思召なれば、出來ない相談ではあるが、先づやる丈やつて見ようと云ふ因循論との二派あつたことを知らねばならぬ。島津久光、松平春嶽、山内容堂、伊達宗城等や、幕士大久保忠寛、勝義邦(麟太郎)等の意見は、既記の通り、此際衆議によりて、開國の國是を一定せんとするにあつたが、一橋慶喜や、尾張慶勝や、將た松平容保や、其他の幕吏は、果して如何の意見であつた乎、聰明なる一橋慶喜は誰よりも第一に鎖攘の不可行を熟知したる一人でありつゝ、も餘儀なき立場に餘儀なくせられ、心にもなき鎖港談判に取り掛らねばならぬ始末であつた。今ま徳川慶勝の十月十七日附の申請書を見れば、如何に公武合體派の中にも、朝旨に詭隨曲從の者あつたことが判知る。

合體論の
詭隨曲
從者

謹而奉言上候。方今皇國御維持之道、鎖港眞に御要務之段は、追々申上候。就夫去月以來兼て之、叡慮遵奉、關東に於て鎖港に盡力仕居候。一橋中納言、此節微命被爲、在候哉に候處、上京仕候は、自然姑息之勢に可相運と痛心至極に奉存候。且又先日別勅使御猶豫奉願候節も、不煩勅使迅速成功候様、深申遣置、此上も最盡力周旋仕、萬一關東之氣勢合一難仕にも至候は、別勅使御猶豫は、不奉願本意に御座候間、中納言儀、急々鎖港之成功候て、上京可仕旨被仰出候様仕度奉存候。誠恐誠惶、頓首敬白。

十月

前大納言慶勝上

若し鎖港成功の後、上京とあらば、それこそ上京の期は到來す可きものではあるまい。何となれば鎖港は到底出來ない相談であつたからだ。尙ほ朝廷の思召は、終始一貫鎖攘一點張りであることは、將軍及び一橋の上京に關する御沙汰書を見ても判知る。

朝廷思召
終始一貫

過日横濱鎖港取掛之旨言上に付、委細被聞食度候間、一橋中納言可有登京被仰出有之候得共、猶又大樹にも被尋仰度思召候に付、引續早々上洛有之候様被遊度旨御沙汰候事。

尤過日御沙汰之通、一橋中納言にも可有上洛事。

輕舉禁止御沙汰

尙ほ朝廷よりは、十月十二日左の御沙汰書が下つた。

此度於關東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之儀、總て得幕府之指揮、輕舉暴發之輩無之様、諸藩家來末々迄可示聞事。

此れは長州の攘夷に懲りての御沙汰書であらう。

同十月十三日に又た左の御沙汰書が下つた。

鎖港激勵御沙汰

今度被尋仰度儀有之、大樹上洛被仰出、留守中自然横濱鎖港談判相弛候ては、不宜被思召候間、可然者へ致委任鎖港之成功有之候様、被仰出候事。

之を見ても如何に朝廷が鎖港談判に、大真面目に望を掛けて居玉ひしことが判知る。尙ほ關老共、連署して左の御受書を呈した。

幕府受書

過日横濱鎖港取掛之旨言上に付、委細被聞召度候間、一橋中納言可有登京被仰出有之候得共、猶又大樹にも被尋仰度思召候に付、引續早々上洛有之候様被遊度旨御沙汰之趣、於大樹公被奉敬承候得共、當今鎖港談判中故、打捨上洛被致候も不安心之場合に御座候間、一橋中納言早々上京爲仕候、委細之事情同人より被爲聞食候様被仕度、可然執奏有之候様、大樹公被申聞候。此段忽々申進候。以上。

十月十七日

- 有馬 遠江守
- 牧野 備前守
- 井上 河内守
- 板倉 周防守
- 水野 和泉守
- 酒井 雅樂頭

松平大和守

飛鳥井中納言殿

野宮宰相中將殿

而して右連名中の松平大和守直克は十月十一日政事總裁に任せられたる武州川越の城主だ。

【四八】松平春嶽、一橋、容堂、宗城等の上京を

促がす

春嶽慶喜
上京を促
がす

松平春嶽は、著京以來、頻りに其の同志若しくは同志たる可き一橋慶喜、山内容堂、伊達宗城等の上京を促がし、且つ幕士大久保忠寛、勝義邦なども相ひ議する所があつた。彼は十月二十日附にて、一橋慶喜に向つて、一書を發し、

尊君御上京、引續御上洛被仰出候由、昨日會津に於て承知仕候。定而早々御西上被成候御儀と奉存候得共、方今御大切之時勢、今般は公武御親和之好機會にも可有御座哉と奉存候間、一日も早く御上著御盡力被爲在度御儀と奉存候。

同じく容
堂上洛を
促す

と申遣し、又た二十二日附にて、山内容堂にも、其の上京を催告して、何分橋公登京、足下、長面（伊達宗城）共に西上有之、僕已に滯京せり。北京守護（松平容保）を合せて、五名となれり。是と三郎（島津久光）議して、必公武之親和鎖港之朝義を弛めんとする意なるべし。其上大樹公御上洛も可有之、ともかくも何卒不日登京可被成候。其上に而早速面盡意衷可申上候。

と申遣してゐる。

大久保忠
寛衆議取
集意見

尙又十月十五日附にて、大久保忠寛の春嶽に與へたる書中には、左の意見が開陳せられてゐる。

眞に母我母必之本心に相成見候はゞ、小兒にも能可解之公道に候得共、十四

五年前より衆人醉居候世態故、速に御説解如何可有之哉と熟思寂考仕候得ば、御上京にても、開鎖等は、先づ御論無之、差向普衆議御集之御工夫專一に而、愚考には、公方様再御上京、一橋公御始、列藩は素より四民共公議所へ御集、可成は堂上方迄も出座、其上に而、天理之當然御極之事に相成候はゞ、永世之御基本相立、最御良策と奉存候。

と云ひ、更らに、

私氣相交
への不可

扱又公議所御會頭御聞方には、一橋公、尊公（春嶽）此度新惣裁（松平直克）、會津、肥、熊、筑、岡、高知、宇和島、並加、仙、鹿、兒、島等も御加に而、可然哉、乍去御聞方は、實は七侯位に限り可然、其内會侯御無欲之處は、深可感御精忠と奉存候得共、其一藩今一段高上正大之處は、未解哉にも被存候、鹿兒島は高上之處も辨居候得共、些之私氣有之容體相見え、其私氣は實は鹿兒之爲とも不相成、必竟難、遂事に候、當今誰に不限、聊も私氣相交へ候へば、終には夷之爲にのみ相成、其功之方には、更に益に不相成候、此處迄は鹿兒計にも無之、不得解向多々哉に被察

候而、爲皇國歎息之至候。

而して彼は又た追伸中に、左の如く鎖攘論に反對の意見を、開陳してゐる。

一亂後の
豫想

或云一亂後に無之而は、世人眞に眼は覺申間敷と申居候向も有之、餘り之事故、右様にも申居候哉に候得共、一度亂候はゞ、いかゞ巧候とも、其者之手にも不入、如、絲可相成は、眼前之事に而、當今存生之人々生中に再治は決而有之間敷、其内罪も無之萬民之苦難は、慶元（慶長、元和）前之記録に而も知れ候事、加之昔時と違、當今御國一度亂候はゞ、魯英始うかゞ、見物計は仕間敷は必然に而、遂には取戻難成事可出來、今に而も一朝相始候はゞ、英佛は速に對岐佐（對馬、壹岐、佐渡）所有と可致、亞は南七島、魯は蝦（蝦夷）可有、今一際暴に成候ば、淡嶋（淡路）も無覺、東差向海路絶斷可申、其節は全國籠城に類似、米類等窮極、其苦に不堪、一揆は所々に可起、元々此方無名之悲さには、夷に和候者も所々可出來、必然に而、御國威地に落可申と歎息極候、乍去不絶は御國辱と申義にも候はば、無是非六十餘國之六國に相成候迄も御絶も可然候得共、此方之御處置次

英佛魯亞
の停掠

第、御恥辱どころには無之、後世迄之大御美事に相成候時勢故、残念と申も餘り有之事に候。

此れは攘夷開戦の結果を想像して、極めて割切に其の惡果を描き出したるものだ。

春嶽宗城
上京督促

松平春嶽は又た十月二十四日附にて伊達宗城の上京を促がし、

十九日には薩州島津三郎へも面談及數刻、勝麟太郎へも兩度接晤、費數刻候。右薩麟之大意は、第一一橋を始、閣下、容堂、三郎並小子等會集議論之上、爲皇國盡力、規則相立、第一公武之親和等之事に御座候。……先々月十八日變動之末、綱紀何分相立兼居、どうか今般は京師之御都合も宜可有之、朝暮之御親睦も相整可申哉と窃に不堪恐悦之至、閣下にも何分早々御登京被爲在、御盡力之御相談も奉申上度、夫而已屈指奉待候。

と申遣はし、更らに十月二十六日附にて、重ねて容堂の上京を促がし、何分足下是非々々不日發朝登京有之候様、皇國之爲、僕之所願不過之候。……

來月七日過には、必一同集會可相成、夫迄に足下登京無之時は、實に不相濟、今般は公武之親睦、どうか都合よさそうに被存候。

此の如く春嶽は多大の期待を以て、此回の京都會同を開催す可く、其の肝煎をなしつつ、あつた。

【四九】 勝麟太郎の周旋

勝意見と
大久保意

勝の意見は、大久保忠寛の意見と大同小異にて、兎にも角にも、松平春嶽等を動かし、京都に於て將軍の上洛を待ち受け、公武合體、國は一定の方針を建んことを期してゐたものと察せらるゝ。

春嶽訪
問

十九日(文久三年十月)春嶽公え參上、拜謁云、當今形勢爰に到れり、眞に御憤發、天下御挽回、正大の一是に歸せざれば、割据近きにあらん云々を申す、候に神

戸操練局の事、並天下の海軍を立、普ねく諸藩と士民とを論せず、人物を集め、其器に應じ、將となし、士となし、門地の舊弊を止め、學術を以て募り、皇國興起の一大海局と成さんことを申す。侯大に御同意なり。

同じく容保訪問

彼は又た松平容保を訪問した。

同廿一日、會公え參上。……聞く一橋公、當月廿六日、御上京の趣、關東より申來ると云。御上洛の義に付、十三日には、會公の御使小室金吾東行、薩よりは、大久保一藏、肥後は、長谷川覺右衛門を以て、此義を言上。今上京せし諸侯、御上洛を望むこと、甚切なり。其上、公武御中を以て、眞の御一和に到らしめ、攘夷は先（姑らく措き）、興國の道を先とし、幕府の舊弊を改め、天下の御所置、關東え御委任となし、御政機御更張の一道を開かんとす。各家共に言ふ、幕府親藩外藩の御區別あり、且忌嫌亦これより生じ、百弊相起、今日に到れり、今若これ等一洗するにあらざれば、皇國終に瓦解割据せんと、云々。

重ねて春嶽訪問

而して彼は重ねて松平春嶽を訪問してゐる。

廿三日、春嶽公え參上、聞く昨日島津家來訪、種々談論あり、三郎云、關東にては當家（島津家）を御疑ひ深し、必らず御疑念に及ばず、春公宜敷是等御周旋被下度しと、又云、鎮港の御談判甚だ然るべからず、若彼大舉して來らば、何を以てこれに應じ給はんや、今萬國を以て敵とし、戦はむ事、國力の及ぶ處にあらず、是等御所への言上は、同志の侯伯會議の上、言上可然く、此周旋乍不及盡力説解すべしと、諸家如斯成る故、速に御上洛、國家の御大事、諸家と御相談、是迄の御疑念を解かれ、御政一洗遊ばされべく、其他穩密の事共、閣老えつぶさに可申上となり。

更に容保會見

此の如くして勝は幕府の命にて、同夜伏見より淀川を下り、二十四日は大阪に著、夕刻には神戸に抵り、翌日歸東の出船に取り極めつつあつたが、更らに松平容保よりの特使にて、二十五日踵を回らし、二十六日入京、直に面會した。

廿六日、早朝著京、廣瀬え立寄直に施藥院え參上、拜謁。御上洛速に無之候ては、諸侯終に失望、此機御失に相成候ては、最早御一和御内地一定の期あるべか

らず、鎮港の事ありといへども、是等御打捨置、速に御上洛有之度、京師一變、西國の模様等具に言上、速に御出途の様、死力を以て申上べく旨、猶御内話、即刻退散。

慶喜に意
見開陳

而して勝は十月晦日、上京の途にある一橋慶喜に、浦賀港にて相會し、左の如く意見を開陳してゐる。

同晦日(文久三年十月)浦賀港に蟠龍船滯泊、同船内に一橋公御乗組、雷順の歸船を御待受と云、直に御同船に行拜謁、京師の時情、且會越公の言を申上、聞く橋公、廿六日江戸御出帆、御供勢三百人、陸路を上阪す、順船の損所を改め、直に御供船に可致旨命あり。小拙(勝)は別に御用あり、江戸え歸府可致旨被仰付、橋公に申て云、當今西國の侯伯、大に憤發、大義を唱へ、將軍家の御上洛を奉待す。一刻も御因循あるべからず、速に御上京、彼侯伯を會し、皇國の御爲に、正大高明の御評議あらずんば、別に開濟の手段あるべからず、且外親藩之無御差別、聊嫌疑御打捨、御胸懷を御開らき、善なるものを容れ、共にともに皇國盛大の

御大舉を以て、御決定あらんこと、拙者が如き者といへども、日夜希望する處也云々。

將軍上洛
申請

斯くて勝は十一月四日登城して、將軍上洛の儀を申請した。

四日(文久三年十一月)登城、御用部屋にて、御上洛之儀を上言す、且天下の大政是迄の如くにて、御盛舉無覺束、其他、肥後守、春嶽公の御口上を申す。

總裁職に
意見開陳

而して同六日には又た總裁職松平直克へ、其の意見を開陳した。

同六日登城、松平大和守殿え、京地の形勢、且天下の大政、唯今迄の如くにては、更に弊而已、如何となれば、要路臣皆阿諛輩にあらざれば、御拔擢無之、これを以て、御政を布せられ候はゞ、大誤を生ずること論を俟たず、且天下の大義は、有志の國持に議せられ、定論國是相立不申候ては、御國內心服致間敷云々と申す。

然も勝の意見が、如何なる程度まで幕閣に採用せられたかは、疑問である。

【五〇】 松平春嶽と二條齊敬との對話

主上信龍
敬者二條齊

當時京都に於ける公家中に於て、近衛父子以外、尤も有力にして、主上の信龍を忝くしたるは、二條齊敬であつた。彼は當時右大臣にして内覽を許され(文久三年九月十九日)やがては鷹司輔熙に代りて關白左大臣の位置を占むることとなつた。鷹司輔熙は、八月十八日の事變を期とし、八月二十二日附にて、關白内覽隨身兵仗等を辭したが、聽されず、翌日亦上表して前請を申ねたから、因て猶之を留め、更らに差控を命じ、やがてはそれをも免されたが、然も彼は長州側に擁せられたる故を以て、今は全く政治上には、有名無實の一虚位を占むるに過ぎなかつた。之に反して二條齊敬は、八月十八日に於ける政變の功臣にして、穩和派の目標の一人であつた。されば松平春嶽が、彼を訪問して其の政見を交換したるは、固より當然の事であつた。乃ち彼の立場は、幕府の瓦解まで、公武一體論の支柱であつたことは、今後の事實が、悉く之を説明してゐる。

齊敬春嶽
會見

文久三年癸亥十一月朔日、晝九つ時(正午)出門、二條右大臣殿の許に到らせらる。此時御對話の大意は、右府殿仰、當春御上京の際は、國家の爲め、格別に御心配ありけれど、其頃は三條初暴論の輩、在廷せし故、其詮なく、遂に御歸國となり、甚遺憾なりしが、今度再び御上京ある事となり、安心せり。擬今度御上京の命を下されしは、畢竟公武の御合體を冀はるゝより起りし事なるが、御合體は到底拙者(二條)共限りにては、執り計らひかぬる事故、賢明の諸侯を會合せしめらるゝ事となれるなり。

以上は二條齊敬が、春嶽への挨拶である。

春嶽公武
合體に贊
成

公云、當春職を辭して歸國せしは、當時の形勢到底眞の叡慮は貫徹せず、さて眞の叡慮の貫徹せざるは、畢竟慶永不才不徳の身を以て、重職(政事總裁職)を奉じ居る故なるべしと存詰し故なり。今日とても不才不徳は、舊時に異なる事なけれど、公武の御合體は、國家の御爲め、重要な御事なれば、及ばずながら、心付し事は、建白も仕るべく、御下問の事あらば、上答も仕るべし。

此れが春嶽の答辭だ。

輦輿奉奪
一件

右府殿仰、過般大和行幸の御沙汰ありし時は、拙者(三條)も供奉の筈なりしが、御途中にて輦輿を奪ひ奉るべき密計ありしやに聞及べり。萬一さる事あらんには、到底拙者共の力にて支へ得べきにあらざれば、甚憂慮せしに八月十八日の一擧にて、頓に御沙汰止みとなり、誠に以安堵せり。

此れは八月十八日の政變に付ての言だ。されど輦輿奉奪の件は、實は三條等の企畫ではなかつた。彼等は寧ろ輦輿の大和御駐在を期待し、それより號令を天に發する積りであつた。

大樹上
の必要

扱又此節大樹公にも、是非上洛せられずては、御合體の程覺束なし、故に鎖港の談判中なるにも拘はらず、再應上洛を促さるゝなり。

此れは二條の言

公云、厚き御配慮の次第、實に感佩せり。三郎(島津久光)及細川兩人(護久、護美)には、既に著京し、一橋も不日上京すべければ、共に議を盡し、厚く盡力仕るべし。

併此際朝廷も幕府も聊私意を介まれず、自然之天理に基き公平の御處置に出られん事を希望するなり。尤此事には別に鄙見あれば、尙衆議を盡し、重ねて申上べし。

此れは春嶽の開國論を匂はせたものであらう。

長州の無
謀攘夷

右府殿仰、御尤至極なり。攘夷にも攘夷あり。彼の長州の如きは、實に無謀の攘夷なり。此事は現に皇上にも、其叡慮に在らせられ、尹宮(中川宮)陽明家(近衛)も其存寄なり。

以上は二條の言。

右府殿又仰、脱走七人の内、三條、豊岡、滋野井、四條などは眞の暴論なれど、其外は名のみ暴論なり。されば三條已下四人は、武邊にて然るべく考へられたし。

豊岡、滋野井、四條は何れも轉向して、踏み止まりたる連中にて、脱走者ではない。此れは言者の間違でなければ、聽者の間違であらう。然らずば筆者の間違歟。

公云、武邊にて然るべくと在らせらるゝ上は、犬馬の勞は辭せざるべけれど、朝廷に於て斷然御動きなき様、冀望仕るなり。
尤の言だ。

越前兵入
京の噂

右府殿仰、當年夏の頃、足下大兵を率て上京せらるゝ由、頻りに風説せり、其事實は如何。公云、弊邑は帝都に近き地故、先祖秀康以來、京畿に事あれば、速に出京して鸞輿を守護し奉るを以て、第一の任とせるなり。然るに當時攝海へ夷船渡來すべき掛念ありし故、いよく其事あらば、慶永父子速に上京、其任を盡すべき決心にて、家臣共へも指示し、旨ありしが、此事よりして終に浮浪輩を驚かしめしなり。

以上の問答は、固より月並的に過ぎざるも、やゝ彼等の意見の存する所を伺ふに足る。但だ開國論に到りては、春嶽も之を明言せず。既に明言せざれば、二條に於ても其の可否を云ふ場合に到らず、然も二條の立場は、主上の御立場と同様、穩和なる攘夷論であつたことは、萬疑を容れない。

將軍再上
洛論主張
者多數

文久三年の春將軍上洛の際は、所謂三條實美等暴論一派の全盛時代にて、將軍も空しく手を拱して歸東したが、今や八月十八日の政變以來、局面一變したからには、公武一體の爲めには、是非共將軍の再度の上洛を必須とするの意見が、京都に於ける公武一體派の間に行はれ、江戸に於ても、同派は、之に賛同しつゝあつた。

小松の將
軍上洛論

十一月朔日夜、小松帶刀（薩藩の重臣にして要人）來る。公（春嶽）御逢ありしが、小松云、大樹公御上洛の事は、尊慮如何。近日承るに、關東にては、一橋公、板倉侯、是を主張せらるれども、大小監察之を拒める爲め、今以て決定せざるよし。扱一橋公は、去月廿六日出帆せられたりとの事なれども、大樹公にも御上洛在らせられずては、公武御一和に至らん事、甚覺東なし。故に今度薩より福岡清藏、筑前より黒田山城、肥後よりも一名東下せしむる事になれり。尤尹宮の思召

【五一】 松平春嶽と小松帶刀の對話

をも伺ひしに、是非とも御上洛なくては、不都合なりと仰せられたり。以上は小松の語るところ、如何に將軍上洛促進運動が、持ち上りつつあつたかが判知る。

公云、拙者も御上洛なくては適はずと存ずるなり。固より然りだ。

衆議公論

小松又云、橋公著京の上、如何なる事を、御相談あるべきや。公云、幕府の私を棄て、公共の天理に基くの外あるべからず。尤幕府其私を棄る事となりても、其後の政體、萬一公共の理に適はずては、詮なき事故、衆議によりて決定する事にせざるべからず。

所謂る衆議によりて公論に決するもの。

目的豫定の要

小松又云、土州侯の事は、未だ分明ならざれ共、宇和島老侯は、既に大阪に著せられし由なれば、三郎(久光)は橋公の御上著に先だち、各様御集會ありて、概略今後の目的を定め置たしと申居るなり。尊慮如何。公云、拙者も御同意なり。

勸修寺宮起用説

果然小松は其主島津久光の意を承けて來訪したるものだ。

小松又云、元勸修寺宮濟範様には、二十年前御失行の事ありて、御愼中なれど、頗御度量ある御方にて、此節皇國の爲、御盡力あらせられ度御内存と承はれり。是も御集會の時、御相談ありて、何と歟御内存を遂げさせらる、様成し進せらる、事を希ふ云々。

所謂る濟範様は、即ち文久四年——元治元年——に山階宮晃親王と改稱せられたる御方にて、伏見宮邦家親王の第一王子、久邇宮(中川宮、彈正尹に補したるが故に、尹宮とも稱す)の御兄君にて、亦是れ親王家の英物の御一人にて在した。

親征派處分の件

小松又云、長州及び脱走七卿の御處置も、此際何とか御決定あらん事を希望するなり。尊慮は如何あらせらるべきや。公云、其事は過日三郎殿へも御返答に及びしが、朝議如何にあるべきなり。

以上は先づ月並的の問答だが、此處に一種の所謂る怪文書事件が出來した。それは下記の如し。

怪文書事

小松又云、過般來長州邊にて、皇上御庭廻りの時、御局の袖を控へさせられ、去月十八日以來、一として朕の心の儘になりし事なし、故に日夜涕泣し居るなり。此旨三條へ申遣はせと仰せられ、御局より密に三條家へ申越せりとか。又天下の事を、三條元中納言へ御委任遊ばされたりとか、風説するよし承り、甚不審に存せしが、此風説、尹宮、近衛殿の御耳にも入り、甚だ驚かせられ、御相談の上、内々奏上せられしに、皇上殊の外、御逆鱗あらせられ、そは全く姦邪の所爲なるべければ、決してさる事なきを、官武の諸臣一同へ、急度申渡すべしとの御事にて、即宸翰を下されし由云々なりき。

風説横行

當時人心洶々、七卿及び長州勢は、京都より一掃し去りたれども、其の殘黨は尙ほ潜匿して、變幻出沒端倪し難き情態なれば、種々の風説、種々の文書が出で來ることは固より、不思議の事ではなかつた。乃ち三條實美へ、女房文書が下つた杯の風説も、其の重なる一の現象として認む可きもの、固より信を措くに足らざれども、市に三虎の比喩の通り、此れが爲めに近衛家や、中川宮などを惶惑せ

しめ、遂ひに其の眞否に付いて、叡慮を奉伺するに至つたのも、強ち意外の事とは申されまい。

【五二】 女房文書の風説に關する宸翰

風説虛妄

扱も小松帶刀が、松平春嶽に語りたる主上の御許より女房文書を通しての三條實美への宸翰なるものに就ては、全く虚妄の誣説であることは、左記によりて明白だ。

扱此時小松が物語りし宸翰は、去月(十月)廿八日、尹宮御始へ拜見せしめられたる事の由なるが、翌廿九日近衛殿より、内々島津三郎殿へも拜見せしめられし由、宸翰の寫、及び近衛殿より、島津へ遣はされし書翰左の如し。

實美(三條)之儀に付、風説之趣承、扱々困り入候義に候、併有間敷事、暴論忌禁候

島津宛近
極氏書簡

儀は、各委細承知之事、予(主上)存分通りに候得ば、今少し嚴科に行度程之存念、然るに左様之者へ、密事申遣候義は、決而無之、左候得ば、以女房向文通杯は、尙更虛妄無相違候。

虚談區々

尤女房向へも申含置候間、決而右様之者は無之候。當節人氣騒々敷虚談區々、且於脱走之輩も、種々姦計を運候義も難計、何卒決而不採用様致度候。先達而も申入置候通、此上不外聞之儀出來候ては、實に歎々敷候得ば、固く申聞候間、其邊深心得候様致度候事。就而は右風説は、毛頭無之儀、全姦邪之所爲、爾來右様之輩於有之は、予(主上)之趣意に違候間、其邊官武之諸臣一同相心得候様、急度申渡候事、努々心得違無之様之事。

主上御憤慨

以上が此の風説に關する宸翰である。之を拜讀すれば、如何に主上が斯る風説を否定遊ばされたるのみならず、寧ろ甚だ御憤慨遊ばされ、且つ斯る風説に迷はされ、彼是疑念を抱く者あることを、心外千萬に思召されたる事が判知る。要するに主上には、尹宮や、近衛家などが、斯る風説に付て、主上へ其の眞否を奉

近衛父子
鳥津死状

伺したる事さへも、遺憾に思召されたる宸意が、紙表に躍如たるものがある。尙ほ此事に付き、近衛父子から、鳥津久光への書翰は左の通りだ。

尙以誠に大取紛々甚々御無沙汰に打過候事に候、帶刀へも宜敷御致聲御頼申入候事。

主上御遊鱗

彌御安康珍重候。扱昨鳥書中を以、明日帶刀招候哉も難計旨申入置候得共、今日ハサシテ招候に不及、仍以書中委曲申入候。右子細は三田尻邊に而、紛々相唱へ、元三條中納言へ天下之事御委任可被遊トカ申邊之事に付、極内々尹宮申合せ、主上へ申上候處、甚殊之外殊の外御遊鱗にて被爲在、實にカ、ル重大之御政務之折柄、脱走輩之爲に、衆人主上を御疑ひ被申上候而は、甚御國務之御妨に相成候事、深御不平之龍顔に被爲在、衆人疑惑を抱、甚不容易事柄故、叡慮之御趣意被染宸翰、昨日各拜見仕候事に而、誠に何共恐入候事に候。全く此の通りだ。主上の御遊鱗遊ばされたるも、固より當然の事、かねて御信任遊ばされたる尹宮や、近衛父子まで、斯く虚妄の風説に付、主上へ彼是申し上ぐ

るほどにては、主上は誰と與に國務を御運び遊ばさる可きや、主上の御不平は、風説その物ばかりでなく、斯る風説に迷はされて、彼是と騒ぐ者に對して、更らに一層甚だしかつたものと拜察せらるゝ。

宸翰寫島津に内示

其許(島津久光)へは、極内々當方より拜寫候而、爲見置候様御沙汰に付、右宸翰拜寫仕、極内々其許へ入覽候。扱又傳奏衆より、何れ叡慮を被伺取、御書付に而、諸藩へ被仰渡候事と存候。誠に此末如何之事申唱候も難計、深く御懸念之御事に被爲、在候。實に脱走之輩は深く御忌禁被遊候事故、其邊一統篤と會得在之候様被遊度思召に伺候而、扱扱入恐候次第に候。扱昨烏佐太郎(高崎正風)持參候書付之義、委細に承、御尤至極と感佩候。右は明日之御評議之節、被仰出候事に候。何も甚繁雜々、大亂書、乍例御推覽可給候也。

十月廿九日

内密亂書御推覽

忠 忠
房 烈

島津三郎殿 几下

以上によりて、如何に主上が、脱走輩、即ち三條實美等に付て、御不快であらせられたるかも亦た分明だ、恐れながら主上の御立場は、何れの方面を見廻しても、頗る御たより少き様であつた。

第十章 孝明天皇の島津久光御信賴

〔五三〕 島津久光に賜はりたる宸翰 (一)

主上久光
下向

十一月十五日島津久光は、近衛前關白忠熙邸に候し、謁見したところ、忠熙は久光に左の宸翰を授けた。此れは主上から久光への御下問の條々であつた。之を拜讀すれば、如何に主上が、國事を憂慮遊ばされつゝ、あつたかゞ判知る。

極密愚存認深依頼候事。

其方事深依頼存、先頃内存極密相渡候事に候。今度應招早速上京感悅に候、仍極密申聞候事。

一 抑戊午(安政五年)以來、時勢種々變化苦心儀に候。尤承知と存、巨細には不注候。實以無益に無罪之輩も蒙災難、朕意外之所置候儀。即戊午年義、各落飾之一件に候。

主上御讓
位思召

此れは鷹司政通父子、近衛忠熙、三條實萬やに關してのこと。

實以朕心中碎肺肝之至、其後至當節ても、大小は候へ共、兎角疑念偏執し、右様
之次第欲發、一天之爲、主身豈不痛心哉。依之朕一身之儀、毎々申出候得共、一向
に承知之人無之、只々痛心之至に候。

朝臣只時
宜を見る

朕一身之儀と仰せらるゝは、恐れながら御讓位の思召に付てのことであらう。
其後追日時勢も種々様々と相替候後、過激之儀相起候。是も元は忠誠乍浪士
暴論之輩に被惑候より、前後不辨、予存意矯候事、屢盛に相成、忠變不忠之勤仕、
關白(鷹司輔熙)も失權、朕座前と退語と全相違考に、兩舌に相似、重職不相應之
件々も有之候。隨而は兩役(議奏、傳奏)も只々時宜を見の勤方、深心痛不容易候。
是と云も、朕愚昧より所起、悲歎不過之候。

從來右に偏したるもの、今は左に偏し、井伊、岡部、安藤の代りに、長州や、三條の過
激論となり、關白は員に備はるのみにて、議奏や傳奏も只だ日和見ばかりだ。主
上の御志が、全く何方へ向つても貫徹す可き様がない。

非尹宮前
關白依頼

依之尹宮は、從來股肱之連枝故、内密申談、會藩を頼、既に八月十八日之一件に
相成、深喜悅之事に候。猶又内書以前關白(近衛忠熙)深依頼、何分にも一改革な
くては、如何故、深杖柱と頼試候。

此れは八月十八日政局一變に付ての成行である。尹宮と近衛老公とが、全く御
依頼の杖であり、柱であつたことが判知る。

亦深く久
光依頼

先八月十八日(八月)前之憂患は、粗攘候得共、猶爾來處、一大事に候へば、其方と
手を組、無腹藏嫌疑等、實以安慮之次第、深所頼に候事。
尤愚昧之朕、拙筆盲妄之書狀、赤面無限候へ共、爲國家朝廷、只々存分不願恥辱、
打明申候間、宜聞取、秘他耳頼入候也。

如何にも難有き思召だ。島津久光たるもの、斯る宸翰を頂戴しては、萬死も固よ
り辭す可きものではあるまい。

一 攘夷之一件

攘夷迅速
建白希望

右は今更無申迄も、盟神明神州不汚穢、皇國之輝照、永代無疆、萬民快樂已存慮

候より、從來數度申出候得共、何分年久之治世、武備不充實候ては、無理之戰爭に相成、眞實皇國之爲共不被存、當春以來之次第にては、無法之所置とは存候得共、多勢に無勢、其上如、朕愚昧鈍言、申伏せ候無力、徒然に附合候ば、朕一身之不行届已無、他事候。此後之處は、何卒眞實之策略にて、皇國永代無穢、安慮之攘夷迅速有之度、右之建白所望候事。

聖聰神補
し人物無

此れは大問題である。主上には三條や、長州の攘夷は、無謀の攘夷として好み給はず、さりとて開國は神州を穢し、皇國を禍ひするものとして、猶更ら嫌忌し給ひ、云はゞ我に損傷なき攘夷を、成る可く迅速に舉行せんとおの思召だ。斯る思召は、餘りに我にのみ好都合で、畢竟坐上の空想に止まり、決して實行せらる可きものでは無い。されば主上の爲めに萬死を冒して、開國の大是を、正面より堂々開陳したらんには、必らず聖聰を神補し參らせ、此に眞成の國是の確定を見る機會が、出で來つたであらうが、不幸にして當時其人なく、假令其人あるも、彼をして進言せしむる地位に、其人を見出さず、折角の御憂慮に對して十分の開濟

を申し上ぐる事が出来なかつたのは、實に千秋の恨事と云はねばならぬ。

【五四】 島津久光に賜はりたる宸翰 (二)

主上王政
復古御
錄

宸翰は實に委曲を盡してゐる。御下問の箇條も頗る廣汎に涉りてゐる。

一 關東へ委任、王政復古之兩説有之、是も暴論之輩、復古深申張、種種運計略候へ共、於、朕は不好、初發より不承知申居候。過日決心中出候通、何れにも大樹へ委任之所存に候。此儀は先達て大樹へも直申渡、一橋へも直話にて、今更替候儀無之、何處迄も公武手を引、和熟之治國に致度候。右之儀、深心得貫度候事。此れは主上の御治世を終る迄、全く一定不變の宸意と拜察せらるゝ。所謂る皇政復古とは、幕府より從來委任あらせられたる政權を御回收に相成り、朝廷の親政を御實行と云ふ意味にて、即ち眞木保臣や、三條實美等の意見が、其通りだ。

公武合體
の御宸念

主上は當初より之を暴論と思召して、御心中好ませ玉はなかつた。それよりも幕府を刺戟し、幕府を督勵し、幕府を監督し、幕府を指導して、宸慮の存する所を遵奉せしめ、之を奉行せしむるにあつた。此の一點に於て所謂の公武合體派の本尊と申上げ奉るも、愚かであつた。併し主上の思召通りを實行するには、到底幕府の力では不可能であつた。されば前提は公武合體であつたが、結論としては終に皇政復古となつた。されば主上自から幕府を倒すの思召ではなかつたが、幕府が自から倒れざるを得ざる場合となつて倒れたのだ。

會藩忠働御悅

一 八月十八日前之勅諭事は、如前文實以眞偽不分明に候間、不審之儀も候はゞ、眞偽之處、一々尋貫度候。十八日之一件、實以會藩忠働深感悅候事。此れは寔に恐れ入りたる次第。此の如き御沙汰あるは、主上としても、萬々御心苦しき次第であつたらうと恐察する。會藩忠働云々、是れ松平容保に、御製を賜はりたる所以。然も兵量は會藩が主力であつたが、其の會藩を動かしたるは薩士であつた。云はゞ、薩智會力を使用すとも申す可き歟。

浮浪者出入取締の要

一 堂上暴論過激之説に成候も、全諸有志浮浪之輩、語ひ候より、追日根本は、擬置私之權威增長候得ば、自今堂上家竝地下官人共へも、兵馬之權之輩立入は、能々其人體撰、猥に入込無之様致度候事。過激の浮浪、過激の公家を動かす故に、武士が公家と交際するには、其の人物を吟味す可しとの思召。

右之儀、十八日後、兩役へ申渡、急度承知之筈に候へ共、經年月候得ば、自然と易辰候得ば、一了簡所置賴置候事。

深く合體を御希望

此れは特に島津久光が、此の聖意を奉體して、その貫徹を努むる様との思召。一 公武和熟は前文通りに候。然於關東も戊午年頃、且此迄之所置は、實々改爾來は從、朕は深賴不捨之所置。從幕府は深勤王尊奉之道相立候得ば、萬民幕府を矢張尊之道理、欣悅不過之候事。

戊午頃迄——即ち井伊時代——の態度を一變し、朝廷は寛裕、幕府は尊奉、公私合一の現状、御満足との思召。此れは將軍家茂、一橋慶喜等が、主上に親しく拜謁

して、斯る良好なる印象を、主上にも受取らせ玉ふたものと拜察せらるゝ。

一 猶又大樹も上京候はゞ、種々倚頼申立候儀も候半歟、其砌於其方も、出格之助勢、兼て頼置候事。

島津久光に御依頼の思召、

總會議を御前
望み

一 八月十八日已來は、總て朕於座前に之評決に相成、深安心候、右様に候得ば、自然中途之計策も先無之と存候。依體候得ば、兎角次之評議に成安き歟、其邊心痛候、自然朕不居所之評議に候へば、時々刻々と十八日前に可曳戻も難計存候。此邊は尹宮へも、毎々申聞居候事に候。何卒無急度、其方存付にて建白有之度候事。

政權下移は、主上の尤も好み玉はざる所、所謂る過激派が主上の宸暎に觸れたるも、過激論よりは其の言動が、漫に聖旨を矯めたと云ふ點に存した、されば御前會議以外の評定は、主上は尤も好み玉はず、主上を疎外して、諸臣限りの評定は、又たしも十八日以前の情況に逆轉するの虞あれば、斯る事なき様、島津久光

の名をもて建白せよとの思召、此れにて朝廷の大柄は、主上親しく總攬し玉ひ、決して之を人臣に假し玉はざる思召が分明である。

【五五】 島津久光に賜はりたる宸翰 (三)

虚説取押
の要

一 十八日一件、掃攘改革は、眞實朕腹發之事に候處、不取留事乍、非眞實之叡慮、尹宮會津又は右府(三條齊敬)已下之所作之様風説候、尤風説故無頓著之事乍、又々疑念發言も、無益之怪我人候ては、深心痛候故、別紙尤廻覽候半、仍茲不注右府以下へ令廻覽候事に候。此旨篤と聞込、爾來何等之虚説候共、決而無信用、様、萬一疑个敷儀は、一封にて不表立、以尹宮前關白等直々尋吳候様、左候へば、眞僞明白に可答候。何卒右虚説取押方勘考有之度候事。

主上御配
慮の當然

固より反對派に於ては、八月十八日の政變は、主上の御眞意でなく、尹宮以下の

陰謀と信じ切つた者もあり、又た然らざるも斯く云ふ者もあり、風説百端しつ
つあつたらう。されば主上が斯く御心配あらせられたのも、決して偶然の事では
ない。又た人心洶々たる當時に於て、如何なる流言誣説をも生ず可きは、必然
の情勢なれば、斯く島津久光に向つて仰せ出されたのも、是亦た當然の事であ
らう。

一 十八日粗落著候得共、至此節ても、十分に不_レ開通候歟、堂上中にも八月十
八日之一件不信用、詰り元三條以下を惜み候模様にも被_レ愚察候。右様候ては、
爾來之處、深被_レ案候間、何卒其方之美策、何卒説得有_レ之度候事。

一 先年來虚談布告に成_レ朕、深迷惑之次第も候。猶爾來之處、如何之儀有_レ之候
共、眞偽相正、風説信用無_レ之様、列藩へも爲_レ聞置度候。是又一封にて聞吳、取押方
只管頼入候事。

此れも流言誣説に付ての取締方に關し、島津久光の力を假らせ玉はんとと思
召。

風説信用
の非

正親町少
將處置の
件

一 正親町少將は、不_レ脱走候へ共、何分中山家之胤、どうも人質不_レ宜候、當時差
控申付置候得共、如_レ毛利秀才、何等之儀何時仕出も難_レ測候。右は深_レ朕存慮有_レ之
候間、正親町より辭表、辭官位、除席に相成候様、右之次第に相成候上は、又何等
之事仕出も難_レ計候間、實父中山家にて堅固に籠居可_レ然存候。右之儀何卒運熟
考_レ候上、父大納言へ、急度説得有_レ之度候。右存意に候はば、申_レ試頼置候也。

公董忠光
兄弟の事

正親町少將は正親町公董にして、中山大納言忠能の第二子、正親町實徳の養子
だ。彼は監察使として西國へ下り、長州側に擁せられ、又た三條實美等の脱走公
卿とも面會し、その爲めに不_レ首尾を蒙りたる次第だ。毛利秀才とあるは、公董の
弟中山忠光、即ち大和義舉の張本人だ。されば弟にして此の如くなれば、其兄も
亦た如何なる事を仕出す可き乎と、御憂慮あらせられたる次第だ。父大納言は
即ち忠能の事だ。因に云ふ、忠能の女、忠愛の妹、公董、忠光等の姉は即ち従一位慶
子にして、實に明治天皇の御生母である。

關白辭職
の事

一 關白は於_レ此頃辭表に相成候方可_レ然存候、猶賢考之上、建_レ白有_レ之度候事。

此れは鷹司輔熙の事、彼は既に長州側、過激派に推立られたる者であつたから、其の辭職は當然だ。

脱走七人
日分の事

一 去八月十八日脱走之實美以下七人は、實以暴激私情已之人體、從來苦心候處、既に脱走後も、種々之姦策を廻、實以害基に候得ば、急度嚴重之所置致度存候、依之先歸洛致させ候上、嚴重に後禍に不成様之手段内談依頼候、何分此姿にては、實に爲方不宣と内心心配候、何分大膽之輩故、嚴重になくは、如何と深存候、復職などの沙汰も有之哉、乍決而成間敷候間、猶美策是又頼入候事、抑も脱走人處分問題に付ては、當時の公武一體側の面々、何れも頭痛の種であつた。幕府は勿論、一橋以下の有力なる大名筋にも、それぞれ議論ありて、容易に一決し難く、されば主上に於せられても、彼等の措置には、頗る當惑あらせられたものと拜察せらるゝ。然も主上は彼等の過激論、及びその過激論を推透さんとする無理押には、全く懲々し玉ひし苦がき御經驗もあつたことなれば、今更ら彼等の復職杯は、宸慮に於ては、思ひも寄らぬ事であつた。さりとて之を遠方

七御處分
未解決

に放ち、彼等に所謂の姦策を逞しくせしめては、猶更ら心配の種であるから、彼等を輦轂の下に引致し、之を後禍無からしむる様、嚴重に取締る可き様にとの思召だ。此れは當時主上の御立場から申せば、尤の思召であつたが、さりとて彼等七人は、おめ／＼と上京す可き筈もなく、彼等が身を托したる大名も、懐に入りたる窮鳥を、今更ら京都に送致す可き筈もなく、此の問題は遂ひに後日迄も未解決の儘残すこととなつた。

【五六】 島津久光に賜はりたる宸翰 (四)

三條同類
心を御戒

主上は單に三條輩の脱走者のみならず、其の同類の滯京者に向ても、頗る戒心憂慮あらせられた。

一 元同輩にて、不脱走之輩は、當時差控、他人面會止申付有之候、右は不脱走

丈輕罪乍、何等之密計も難計、心痛候。右之輩共方智略にて、是迄之所存令改心様説得は相成間敷哉。但十に八九迄は六ヶ敷哉共存候。右出來候得ば重疊、左なくば朕眞實免迄は、決而不宥免、嚴重に籠居之様と存候。天下之主、萬民子育之事、一人にても刑罪は不好、説得にて改心なさば、一人にても、無難之様と存候得共、寛宥過候ては、愚計暗眼に相成、心配候。猶勘考有之度候事。

此事は猶熟考之上承候上は、又々予存意候得ば、猶又可打合候事。

此の如く彼等をば、島津久光の手にて、何とか轉向の手段はなき乎と、御配慮あらせられた。然も此れは容易の業でないことも、十分御承知の上にて、その爲めに斯くは様々と御憂慮もあらせられしことと拜察せらるゝ。

一 姉小路一件にて、其藩へ何歟疑掛候由、嚴重之次第も有之氣之毒之至に候。右も爲心得申聞候は、決而朕不眞實。其證據は、朕疑掛候次第有之候より、四五日後關白より話之序に承、初て左様之事之有之哉と申居事に候。是にて何處何人之策哉可有察候事。

姉小路一件疑の出處

主上御辯明

乃ち姉小路暗殺一件に付、薩藩に其の嫌疑を掛けたる事は、主上の當初から知らし召さざりしと云ふことだ。或は然らん。隨て薩藩士の禁門出入を一時停止したること、杯も、關白(鷹司輔熙)等の專斷にてあつたと云ふ事を、御辯明遊ばされたのだ。此れも或は然らん。但だ斯ること迄も斯く仰せらるゝは、洵に恐れ多きこと、申すの外はあるまい。當然事實が薩藩人士に向つて、其の嫌疑を示してゐたから、強ち薩藩人士を誣ひ、若しくは陥る爲めの策謀では無かつた。

島津召喚宸慮端切

一 其方深依頼候て、早々召之事申出候得共、關白以下無承知。既に二日頃歟、朕深申張候得共、愚昧之朕、多勢に難敵。萬里小路博房も出頭、強て申張候て、朕申條矯切候事有之候。右は右府前關白、内府、左幕下等も同座にて巨細存知候事。

此れは島津久光御召喚に就ての事。二條齊敬、近衛父子、徳大寺公純杯も、其の事情は能く承知してゐるとの仰せである。

列藩布告浮浪取扱

一 列藩布告、浮浪取扱之儀は、過日來談候て、布告申付置候。猶不成後禍様、精

の事

精勘考頼置候事

- 一 堂上之處、追々申聞度儀も候半、其節は又々内密之往反依頼申置候、猶含置頼入候也。
- 一 大樹上京も候はゞ、依頼候儀も有之候半、右个條内々申含置度候、若助勢開吳候はゞ、乍荒涼又々爲見候事、猶其節は宜敷頼置候事。
- 一 段々於其方も、勤王誠忠令感悅候、猶爾來朕乍愚昧申出處、周旋深頼置候也。

一 深心配候は、是迄にも兎角疑念偏執と申觸し候虚談が、眞實に相成、無益之疑掛、堂上向も予腹心と存人も、兎角退去に相成、後には内儀迄へも疑掛、無益に朕深心痛不外聞之儀ども仕出し吳候儀も有之歟にて、誠に心痛候、爾來右様之儀、決而無之様、萬一候共、其方取押方、深頼入候也。

所謂る人心恟々、流言、誣説、猜疑百端、主上の御心痛も拜察し奉る、此の如き内情迄も、西藩の武臣に御打明けあらせられねばならぬとは、如何にも恐れ入りたる

る次第

島津絶大御信

右之條々愚昧之存書、瑣細之事已に候へ共、從來存込先認入一覽候、猶宜敷頼置候也。猶存出候へば、又々認可差出候事。

返書何卒入此箱貫度候事、秘々。

會藩も守護職之事、周旋も候へば、此書狀可遣哉否、模様も候半、内密令相談候事。

外に從來朕一身に、深苦心之事も有之候、右は猶篤と熟考之上、又々申聞候哉も難計候、然未定に候、萬一申出し、依頼候節は、程克聞取、周旋成功頼置度、兼て申置候事件不顯候ては、答も六个敷哉乍、先可否尋置候也。

此書狀覽後返却深頼置候也。

文久三年

箴

以上の宸翰は、島津久光に取りては、洵とに絶大の御信頼、無上の御相談、臣子の分として、冥加至極と申すの外はあるまい、而して如上の宸翰、其事の大小に拘

らず、悉く皆な主上の御心頭に往來しつゝ、あつた要件であつた。

【五七】 島津久光の答奏 (一)

十一月二十六日に至り、島津久光は、左の通りに上記の宸翰(參照 五三、五六)に對して、御答申を申し上げた。

從來の御恩拜謝

宸翰拜戴被仰付、不肖鄙野之小臣恐懼之至に不奉堪、謹而拜見仕候處、御趣意之件々逐一徹肺肝、低頭感泣仕候外無御座候、抑戊午(安政五年)年以來、公武御隔意被爲、在候哉に傳承仕、臣子之身、傍觀難仕、且故薩摩守(島津齊彬)遺志も御座候に付、昨春上京(文久二年)仕、至愚之趣意獻言仕候處、恐多も叡慮に被爲叶、鄙策御採用被爲、在、且浪士鎮撫之儀に付、御短刀御内密にて拜領被仰付、誠以恐入、難有仕合、難盡筆頭次第奉存候、其後依勅命、勅使(大原重徳)附添、關東下向

當春早々歸國辨解

周旋仕候處、御趣意十分奉行には難、至候へ共、先聊遵奉相成候に付、再上京復命仕候處、不料も參内被仰付、殊に御劍一振拜領被仰付、其後薩摩守贈官位之宣下をも奉蒙、武臣之面目、家門之名譽、感泣拜舞仕外無御座候。

以上は去年以來の天恩を忝くしたる次第を云ふ。
然處當春又々依勅命、上京仕候處、浮浪之暴論沸騰仕、大樹初後見(一橋)、總裁(春嶽)等手を束候勢に相成居、不肖之小臣一人之力に難及、殊に長々滯京仕候ては、短慮之家臣共、如何様之不勘辨可仕も難計、夷難(英船來艦)も相見得居候に付、無據御届書差上歸國仕候次第、何共恐入奉存候。

以上は當春上京以來の事を云ふ。

當夏出京辨解

其後時勢種々轉換仕、被惱宸襟候御事共傳承仕、切齒仕次第に御座候處、當夏は不圖以宸翰御趣意之條々拜承仕、誠以恐入、難有仕合に奉存候に付、速に上京正暴論之輩鎮靜仕度策略精々熟考仕候得共、何分時節到來不仕、大苦心罷在候處、至秋愈増長仕、既に不容易形勢に相及候處、會津中將初、莫大之盡力を

以て、遂に八月十八日之一舉に相成、聊被安宸襟候御事、實以朝家之御高運と、
拵置仕候儀に御座候。

以上は當春京都を去りて以來の時局推移を云ふ。

周旋盡力の存意

依之今般又々勅命承知仕候に付、上京仕、公武御一和之御實意貫徹仕候様、只管周旋仕候含御座候處、先日は再不料も宸翰を以御依頼之勅命、且御質問之件々拜承仕、不肖之小臣重疊之天恩奉報謝候に無所、水火之中をも不辭、周旋盡力仕度奉存候へ共、素より至愚短才之身、御主意通奉行仕候儀無覺束、赧慙仕候外無御座候、乍併微力之及候丈は相盡奉安宸襟度含に御座候間、乍恐左様被思食上被下度、九拜奉伏願候。

以上は今回の出京以來、殊に宸翰御下賜に就ての事を云ふ、而して以下は則ち各條に付て、奉答したるもの。

從來朝薩の關係

元來朝廷と薩摩との關係は、從來島津家と近衛家との關係の爲めに、然も其の關係を、島津齊彬が、極點迄利用し、應用し、善用したる爲め、頗る密切なるものが

あつた、水戸は鷹司家を通じ、齊昭の時代には頗る其の關係を緊密ならしめたるも、齊昭の身上に幾多の變遷あり、而して幕府と水府との關係が、始終面白からざる立場にありたる爲め、其の影響も水戸と朝廷との間にも及び、その爲めに齊昭の初一念は、後日に至りて、十二分に徹底するに及ばずして止んだ、それにして一橋慶喜が、朝廷に於ける立場が比較的良好であつたのは、其父齊昭の餘光と云うても差支あるまい。

久光意見と主上思召

其の勢力に於て、其の門地に於て、薩と相匹するは、唯だ長のみであつたが、然も長も亦た藩祖毛利元就の戰國時代勤皇の事蹟以來、代々勤皇の家柄ではあつたが、長には不幸にして薩の近衛家に於けるが如き、京都に於ける一大勢援が無かつた、勸修寺家が、朝廷と毛利家の間に介在して、特別の役目を勤めてゐたが、然も之を近衛家に比すれば、其の資望は十分の一にも足らず、されば京都の競場に於ては、薩長の立場は、兩藩の自力は、互角であつたとするも、中間の聲援に至りては、非常の相違の存したることを計上せねばならぬ、矧んや此の近衛

家を、島津齊彬が、自家藥籠中の物として、存分に之を使用したるに於てをやだ。乃ち島津久光が、主上より多大の御信用を忝くするに至りたるも、畢竟は阿兄の遺産を相續したるが爲めと云はねばならぬ、乃ち阿兄の賜物と云はねばならぬ。然も島津久光其人の意見が、大體に於て、殆んど主上の思召と大差なかりしことも、亦た兩者の關係を密ならしめたる一の理由と云はねばならぬ。

【五八】 島津久光の答奏 (二)

攘夷に就
き意見拜
陳

島津久光は、攘夷に關する御諮問に付ては、先づ左の通りに其の意見を拜陳した。

一 攘夷之一件、積年之叡慮に被爲在、度々被仰出候へ共、於幕府奉行不仕處より、下情大に致乖戾、戊午(安政五年)之一變相生じ、其後櫻田之一舉等、皆是天

下の人心、紛亂之根元と乍恐奉存候。

此れは幕府が攘夷の叡慮を遵奉せざるものとして、天下の騷動を惹起したる次第を云ふ。

武家の無
力

實以堂々たる神州、醜虜之汚辱を受候者、有志之者誰歟、切齒扼腕仕らざらんや。雖然如勅諭、二百年來之泰平、武家も有名無實之形勢に罷成、殊に外夷方今之戰爭は、皇國古來之戰爭とは、雲泥之相違にて、其邊別而難行、屈於幕府も無據譯合とは奉存候。

此れは一面幕府を攻撃しつつも、他面幕府を回護するの姿がある。特に島津久光は、最近鹿兒島灣の一戰にて、實物教訓に接したれば、今更ら攘夷の容易に實行す可からざるは、百も承知の事である。

人心瓦解
の模様

乍併只管防禦之術に心を用ひ、指揮十分行届候へば、不日して成功を奏候筈に御座候處、何分不行届故、終に奉戾叡慮、天下之人心も、是が爲に瓦解之模様と罷成、痛恨之次第奉存候。

此に於て論鋒更らに再轉幕府が叡慮を煩はし奉るに至りたる怠慢を責む、然も此れが本音であるとは、到底考へられない。只だ當坐の御受けとして斯く申したるものと察せらるゝ。

諸大名會
合上の方
策

就ては今般大樹上洛、一橋始諸大名會合仕候上は、右之處精々談判仕、愈武備充實之世話行届候様周旋仕候含に御座候間、乍恐左様被聞召上被下度、伏て奉希上候。

此れは島津に於て、行はんと欲する經綸の一端を申上たるもの。但だ何爲ぞ此際百尺竿頭一步を進めて、正々堂々開國の大是を奏陳しなかつたであらう乎、併しながら以下の文意を熟察すれば、彼が眞意の自から存する所は、分明だと云はねばならぬ。

夷情上陳

尤夷情等之儀は、先日家來より前關白(近衛忠熙)え差出置候一書御座候間、乍恐御熟覽被遊被下度、偏に奉願上候。

此れは伊地知正治の意見書を斥す。そは別に掲録するであらう。

急速攘夷
の難

小臣急速之攘夷を相好不申趣は、去秋奉言上候通、逆も方今之形勢にては、一度兵端相開候へば、萬民快樂之叡旨にも不奉叶、皇國億兆之人民、是が爲に塗炭之苦を受、乍恐堂々たる神州醜夷之匹馬に被穢候様罷成候ては、何共奉恐入候次第に御座候。

此れは彼が最近の實物教訓より得來りたるもの、故に其言然るを覺えずして、此の如く剴切だ。

此方武備充實仕候へば、彼は不戰して、畏服仕候は、案中に御座候、此儀は小臣乍過言、盟て御受合可奉申上候。

此れは攘夷は後、武備は先なることを告げ、以て主上の聖聰を裨補し奉らんと
の意。

鎖國到底
困難

全體當時の異人は、古來之蒙古、新羅等之類に無之、世界萬國、不至所無らしむるの主意にて、一度掃攘相成、再不來之醜虜にては、無御座、皇國而已鎖國難相成、形勢に御座候。

此に於て漸く彼の本音を吐き來る。但だ憾むらくは此の主旨を、正面から明々、白々、委曲周到に開陳しなかつたことだ。

尤方今開鎖之權は、彼が掌握に歸し候故、我より鎖港之儀相達候ても、難被行而已ならず、却て彼が怒を激し、後患勝て計り難き勢に御座候。

此れ横濱談判の實行し難き所以。

武備充實の要

此權我に歸し候へば、彼自然恐怖を生じ可申と奉存候。此權之我に歸すると申は、武備充實之外、策略無御座候。乍恐其邊之處、深く御熟慮被遊被下度、九拜奉懇願候。

要するに其の主旨は、武備充實が何よりの先務であることを、凡有る方面から解説したるもの、恐らくは此れだけにては、主上の攘夷の御意見を變更せしめ、主上をして世界交通、世界和親の大勢を開悟せしめ奉るほどの事は、出來なかつたであらうと拜察せらる。但だ島津其人の立場からすれば、此れだけのことも、能くも思ひ切りて、斯くまでに申し上げたと云はねばなるまい。

【五九】 島津久光の答奏 (三)

大政委任の可

皇政復古、武將委任の件に付ては、左の如く覆奏してゐる。

一 天下之大政、大樹へ御委任之御趣意、乍恐御至當之御事と奉存候。中古武將、天下之權を執候以來、萬民大半、其勢に従ひ居候へば、方今俄に王政御復古、難被行御儀と奉存候。殊に夷難之折柄、内政紛亂仕候ては、不相濟、第一内を齊へ候社、外夷之御處置も可相成、修身齊家、治國平天下之次第、乍恐篤と御勘考奉希上候。

此れは朝廷は政權を、舊に仍りて幕府に御委任の方然る可しとの意見、而して修身齊家治國平天下の大學の三綱領八條目を、此處に援き來りたるは、先づ脚下から手を著けねばならず、それには内輪の争亂を生せざる様せねばならぬとの譯合であらう。然も何んぞ知らむ形勢は刻々急轉し、やがては内輪を齊ふる爲め、皇政復古の他に、方便なき形勢に立ち到らんとは、此の推移の急轉歩に

堂上暴論
取締の要

付ては、島津久光當人も、恐らくは當時に於て夢想だもしなかつたであらう。

一 堂上暴論、過激之説に成候云々、乍恐是亦御至當之御趣意と奉存候間、尙又以來御取締向、嚴密行届候様、堂上方は勿論、武臣共へ時々談判仕可申候。

一 八月十八日以來御朝議之次第、逐一拜承、萬機に叡念を被爲用候御事、啼泣感拜仕候外無御座候、其後は矯勅諭候者、誰も有御座間敷奉存候へ共、尙又其邊之處は、尹宮前關白等へ、時々談判仕可申候間、乍恐被安宸襟候様、奉希上候。

浮浪造言

一 十八日一條實以叡念之御事候處、非眞實、尹宮會薩、又は右府(二條齊敷)以下之所作之様、風説仕候儀は、長州且浮浪輩之人心を疑惑せしむる造言に御座候間、乍恐不被惱宸襟様奉存候、於小臣は寸分も奉疑候心底無御座候間、乍恐左様思召上被下度奉希上候。

所謂る長州且浮浪輩之人心を疑惑せしむる造言なるものは、當時頗る有力のものであつたらしく察せらる。さればこそ主上にも痛く此れを御心配あらせ

られたる次第であらう。

御前會議
の要

一 十八日粗落著候へ共云々、此儀至當時候ては、有之間敷奉存候、併若右様之説申上候堂上も御座候は、早速尹宮等申談、再三説得可仕と奉存候。

一 先年來虚談布告云々、此儀誠以恐入奉拜承候爾來左様之儀は、決而有之間敷候へ共、尙又列藩へ御布告被爲在候御事は、御至當之御事と奉存候、乍併此儀は大樹上洛諸大名會合之上、一同參内被仰出於玉座之下、御直達被爲在候は、人々感佩拜承仕、疑心致氷解、向後虚談絶果可申と、乍恐奉存候。

玉座の下にて、將軍を始め、諸大名一同相ひ會して、國是を天下に申明せんとするは、當時島津久光、松平春嶽、其他所謂る公武合體派の意見であつた、此れも當時に於ては、對症投藥の一方に相違なかりしも、然も所謂る大名なるものが、半ば木佛、泥佛、金佛の類にて、其の會同も、殆んど用を做すの力なかつた爲めに、折角の經綸も遂ひに無用に歸した。

正親町少
將の件

一 正親町少將云々、此儀尙又熟考仕、尹宮前關白等へも談判仕可申候、尤武

關白辭職
至當

臣之面々へも評議被仰付度御事と奉存候。

一 關白辭表之事御至當之御事と奉存候。此際退職無御座候ては、列藩之疑惑不少歟と奉存候。

鷹司輔熙は、從來長州側浮浪輩の爲めに擁せられたる立場にあつたから、彼が自から其の位置に安んぜざるは勿論、彼が關白職を去らねばならぬことは、當時廟議一變の際、寧ろ晩きに失したる程であつた。されば島津久光が斯く答奏したるは、寧ろ當然の事だ。

【六〇】 島津久光の答奏

(四)

改心者説
得の事

一 元同輩にて、不脱走輩之事、是又御至當之御趣意と奉拜承候。中には隨分改心仕候人も可有之奉存候間、説得之手段、尙又談合仕可申奉存候。

同輩とは、三條實美等の仲間のこと、不脱走輩とは、豊岡、滋野井其他のことを云ふ。

姉小路一
件陳謝

一 姉小路一件云々、實以恐入奉拜承候。家來疎暴之者御座候故、御疑を奉蒙、何共無申譯次第奉存候。乍併一藩總て奉蒙御疑候儀は、只々苦心仕罷在申候處、十八日(文久三年八月)後、御寛宥之御沙汰を奉拜承、幾重にも奉恐入候次第に御座候。夫故上京之勅命も抑留に相成候次第、恐縮不少奉存候。

實際姉小路一件は、一般に田中新兵衛、仁禮源之丞兩人と認められ、其の證據らしきものも、若干擧つてゐた。されば島津久光も、此點に就ては、申譯けなす可き好機を得たるに拘らず、家來疎暴之者御座候故、御疑を奉蒙、何共無申譯次第奉存候と丈の申譯をなしてゐる。此れは裏面から見れば、寧ろ其の罪人は、疎暴の者―田中、仁禮―に限りて、決して一藩惣體の者ではないとの意味にも解釋せらるゝ。何れにしても此の問題には餘り深く觸れない方が、薩藩に取りては便宜であつたらしく察せらるゝ。

列藩布告
存浪取扱
の件

一 列藩布告浮浪士取扱之儀委細奉拜承候。後禍を不成様との御事逐一御至當之御事と奉存候。尙勘考仕取緝行届候様談合仕可申候。其外御依頼被仰下候件々奉拜承。徹肺肝只々恐縮仕候外無御座候。

腹心人才
觀察の事

一 深心配之御一條。此儀何共奉恐入候へ共、御腹心之人才能々御觀察被遊度御事と奉存候。遠小人親賢臣と申古語、篤と御熟考被遊度、若御取違之御處置共被爲在候ては、不容易時節、別而恐入奉存候事。

小人を遠け、賢臣を親しむの一語は、諸葛孔明の出師表の言葉だ。島津久光は大名中の學者である。故に斯る古語をも援き來りたるものと察せらるゝ。

會津へ宸
翰猶豫の
要領

一 會津中將へ、此宸翰同様拜戴被仰付度との叡慮、實以難有御趣意には御座候へ共、聊幕習之氣味も有之候間、此儀は先御猶豫被遊度奉存候。小臣へも度々个様御秘密之宸翰拜戴被仰付候ては、所々響合も如何敷奉存候に付、以來尹宮前關白之兩人丈は御談合被遊候て、拜戴被仰付度奉存候。乍恐右之趣不惡御聞濟被遊被下度、九拜奉伏願候。

所謂幕習
の氣味

主上には島津同様、會津にも、此の宸翰を賜はる可き旨、島津へ御相談あつた。主上は八月十八日の政變以來、別して京都守護職松平容保には、御信頼あらせられた。されば斯る思召の出で來りたるも、至當であつた。但だ此事を先づ島津久光に御内談あらせられたるを見れば、尙ほ若干の御考慮を剩まし玉ひしことがあつたものと拜察せらるゝ。果然島津久光は、聊幕習之氣味も有之候間、此儀は先御猶豫被遊度奉存候と申上げて、其の御思ひ止まりを願ひ上げてゐる。所謂幕習の氣味とは、何事を斥す乎、會津が幕府の親類であるから、幕府に偏倚するとの意味である乎、何れにしても薩と會とは、當時京都の政局に於ては、一切提携して、其の行動を與にしたるに拘らず、尙ほ彼等の間には、其の思惑に於て、若干の隔りはあつたものと察せらるゝ。

周旋御受

一 外に從來御苦心之御事被爲在候間、御依頼之節は、周旋仕候様、兼て被仰付候旨委細奉拜承候。乍恐御譯合何共承知不仕候へば、當坐何共難申上御座候へ共、小臣微力之及候儀に御座候は、必至に周旋可仕奉存候。右は不容易

御祕密之宸翰拜戴被仰付候に付、不願至愚之身、忘卑賤犯忌諱、所存獻言仕候、聊にても御採用相成候儀被爲在候へば、別而難有仕合奉存候、誠惶誠恐、頓首謹言。

久光 拜

久光誠意

此れは島津久光の答奏にして、主上は果して此れにて御満足あらせられたか否やを拜察することは出来ざるも、久光としては、此れが臣子の忠貞を效す所以として、其の誠意を披瀝したるものであらう。但だ攘夷問題に就ては、やゝ半吐半吞、十分の徹底を缺きたるが如きは、彼は之を將軍上洛、列侯會同の上、衆議をもて更らに宸聰を開發し奉らんとして、其の餘地を剩ましたるものであらう。

【六一】 伊地知正治の夷情に關する意見書 (一)

前關白(差出置)書

島津久光の答奏中に「尤夷情等之儀は、先日家來より前關白え差出置候一書御座候間、乍恐御熟覽被遊被下度、偏に奉願上候」との一節がある。抑も此の一書とは如何なるものか、此の機會に於て、之を知ることが、決して無用の業ではあるまい。此れは薩藩士伊地知正治の意見書にして、彼は薩藩中に於ける、軍法の大家である。戊辰の際には、會津征討の殊勳者の一人である。

意見書緒言

近來洋夷猖獗屢來港、如何之國勢に運べき哉之處、忝天朝膺懲之大典被仰出候上は、武臣之面々、粉骨碎身、叡慮奉戴仕候義、勿論に御座候得共、古より兵家之常言、知彼知己百戰不殆と申候而、態々彼が情實形勢を不招聞候而は、實に難有叡慮も却而如何に成行、征討之實事も立兼可申候故、不願恐懼、夷狄之形態、古今之變革、方今洋夷之形勢見聞仕候事共言上仕候處、書付に而可申上旨仰に従ひ、謹而左に申上候。

此れは緒言だ其の要領は、知彼知己百戰不殆の一言に盡きてゐる。以下は即ち彼を知る爲めの資料である。

古來の夷狄

和漢共是迄夷狄と唱候國之事

本朝古より惠美志と稱せし者、北なるは蝦夷、奥羽山居之邊民、南なるは熊襲、濱海之漁夫、元來聚散無據の流賊、或は三韓の如き蕞爾たる蠢愚之一小夷故、惠美志の稱有て征討も亦易々たる歟。蒙古は元來北方之山夷、波濤萬里を渡るは其性に非ず、海外無謂の兵は、其の好に非ず、加之彼より我の形勢を不知、天時を犯而、猥に九州に來寇す、時に國家兵馬精銳なる、斷然拒絶して、一朝是を平定す、殊に神風之力のみに非ず、抑亦有故歟と奉存候。

内地の蝦夷、熊襲は申すに及ばず、三韓亦た蕞爾の小邦、蒙古に至りては山國の夷、萬里の波濤を渡りて來寇す、固より其性に適せず、我が精銳もて一掃したる、單に神風之力のみではない。

今の西洋夷

漢土之所謂夷狄も、古は四夷八蠻、悉不毛之小國、制度文章人倫の教、是を漢土

に習て不成、故に是を職方外に置て、夷狄と稱候由御座候處、其夷狄なる者、後世形勢相變ずるに至而は、六朝之頃、宋之金元、明之滿清、悉漢土を奪て、四海を一同仕候。今の所謂西洋夷は、土地の廣大、漢土に倍し、治亂之制度、教育の道、是を漢土に仰に非ず、別に全備の一世界を、彼西洋より開き、四海を横行仕候者に御座候。

支那にて夷狄と稱する者も、後世のそれは、前世のそれにあらず、夷狄にして支那を征伏し、統一したる一再でない、而して西洋夷に至りては、其の勢威更らに此れよりも偉大である。

東西風習の相違

國土東西に依而風習相變候事

東西山河の形に依て、人性風習自然相變候事、既に漢土之古聖經にも相見得候歟。況後世全世界之大なる、東西餘程の相異可有御座。夫東方に位するの國は、人性清明、英武、正直にして潔白を好み、汚濁を惡むもの多く、皇國は其極と承及候、西方に位する國は、性質確實、勉強、思慮深長、能く生計を營む、西洋各國

其風習の由に御座候。

此れは東西風氣の相違を説いて、其の互に長短あるを明にす。

西洋歴代形勢變革

西洋歴代形勢變革之事。

西洋人世界大洲を五に分見賦て五世界と唱候由、其中第一勢強大、威福を恣にするは、西洋各國に御座候。西洋夷は前文にも申述候通り、別に全備之一境界相開候へば、古より今に至り、歴代之形勢變革、同御座候。殆二千年の久敷より世の治亂合離有之候内、二百年前大に勢の盛なりしは、トルコ國なり。トルコ善く騎槍を用て、威を西洋に振候由、故に其世の諺に、トルコの一人は、餘州の八人も敵し難しと、後漸く火砲の術、餘州に悉敷に及てトルコの兵勢衰弱、今は僅々餘國の救を仰て、舊境を保つのみ。方今は四大國十二侯國程と成行候由、四大國とは第一エギリス、第二フランス、第三ロシア、及びアメリカ。十二侯國は所謂如和蘭陀にて、漢土の春秋の末、十二國及び戰國七雄の姿と罷成候也。

此れが現今列國の大勢。

古の交通

古は西洋人皇國漢土に參候には、海途迂廻悠遠、春夏秋冬、風波の順逆あるを以て、前後三年の久敷を経て、漸に來著し、歸路亦如斯、故に互市宗旨の爲に、年に一度來り、僅に拒絶の令を聞て、遂に不到。

此れが從來交通困難の際、西洋諸國と我國と隔絶したる所以。

今の交通

距今數十年前、蒸汽船發明以來は、不然、風波順逆に無構、日に増し月に盛に、迅速に四海を横行するが爲に、僅に四五十日にして、皇國漢土には往來する事と罷成候。故に彼國人の詞にも、蒸汽船開てより、萬里如隣家とは、往來の親近に出来るを申候也。

蒸汽船發明以來、世界の交通一變したるを云ふ。

互市通商の必須

然ば方今幕府開港の令を不發とも、決而夷舶は屢四方の海岸に可相見、既に來馴候上は、俄に追拂の令を下候共、中々容易に承伏仕間敷、殊には彼國近年生口大に相嵩み、衣食尙他國に仰ぎ候處より、如何にもして互市通商不可缺

之急務となり、今の形勢に及候故、外見には四大國十二侯國狡計を同ふし、同窟の狐に類し候様にも御座候得共、内實は猜疑互に併呑の心を懷き、俱に商利を競ひ、或は宗旨の争に依り、合従連横闘争殆無虚歲事と承及候。世界の**大勢**、互市通商の已む可からざるを説く、而して説いて西洋列國相互の干係に到りては、殆んど其の真相を穿つてゐる。

〔六二〕 伊地知正治の夷情に關する意見書 (二)

西洋各夷兵數

方今西洋各夷兵數之事

所謂四大國之兵勢、ニギリスを第一とし、生兵百萬、軍艦賣船一萬艘、其本國は皇國に均敷乍小國、其領地は五世界中の要所に延滿し、天竺漢土にも三十萬の海陸兵現在候由、佛蘭西國勢次之、生兵數十萬、軍艦賣船三千餘艘、魯西亞は

大國なれども、互寒不毛之地多き故、兵勢次之、アメリカは内亂旁、外に手を延兼候由、其内英夷は強大凌暴、佛夷は狡計慥慥、魯夷は質朴固守、米夷は夷政條理有て、人々如柔順實は慥慥と承及候。

此れは如何なる統計に據りたるもの乎、如何なる觀察に據りたるもの乎、如何にも出鱈目である、賣船とあるは、商船のこと、アメリカの内亂とは、當時南北戦争を云ふ、英國の生兵百萬も、勿論駄法螺に過ぎず。

西洋各夷軍艦大砲

西洋各夷軍艦大砲製造用法之事

洋夷用る所の軍艦に、大小數種御座候。大艦は長一町餘、兵卒八百人より千人に至り、大砲百廿挺を備へ、次は兵卒五百人より七百人迄、大砲六十挺より八十挺位、次は兵卒三百人位、大砲二三十挺、次は大砲十八挺、兵卒二百人以下、鐵船は厚さ一寸の鐵板にて張廻し、木船は厚板にて拵へ、進退蒸汽の機巧を以迅速に往來し、火砲にも大小長短數種の内、長大なるは彈丸三十町餘の外に相達し、加之破裂丸、著發彈を打出候故、厚四五間以上之土居に非れば、更に防

ぎ止難き儀に御座候、扱又近年戰爭之例を以、觀察仕候處、軍艦は大小を組交へ、大砲も大小有之、緩急相救之手配に御座候。

此の一項は、鹿兒島灣實戰の經歷からの立言であれば、鑿々として據る所がある。厚四五間以上の土居に非れば、更に防ぎ止難き儀に御座候との一節の如きは、正に鹿兒島の沿岸防備に於て、苦がき經驗を嘗め來りたる實説だ。

海岸砲臺

海岸砲臺定則之事

右軍艦大砲にて侵來の賊を、可防止備には、海岸臺場通例之法則有之事に御座候。先づ湊口等至要之場所へは、發丸の弁利を見賦り、如法高さ六間餘、厚五間位の土手を築き、其上に廿四封度と申て、筒口の直徑五寸已上も有之大砲より以上、三十六封度、五十封度、六十封度、八十封度、百封度、百五十封度と申、長大の火砲、少くとも百挺以上を備付、内には追撃用の軍艦數艘備無之ては、不相叶義に御座候。其子細は右様堅牢の軍艦故、我より發つ大砲も、廿四封度以上長大之筒に非れば、彼の艦を破るに足らず、彼が大舶一艘に大砲百二十挺

備付有之候へば、少くとも彼より長大之砲百挺以上備付無之ては、敵對出來兼、侵來の兵艦進退自由迅速なるに付ては、我内にも追撃用の軍艦無之ては、不相叶義と承及候。

此れも正しく鹿兒島灣實戰の經驗から説き出したるもの故に、其の言ふ所は、一々據る所がある。

要港防備の要

都近き要所の湊には外國より可恐之砲臺軍艦相備事

前條に申述候四大國は勿論、其外小夷にても、國を相立候程之儀御座候得ば、其國之全力を以、都近き第一之要港には、必堅牢之臺場を築き、廿四封度以上長大之大砲數百挺を備付、常々番兵に是を守らしめ、内には進撃用之軍艦數艘を繫置候故、英夷之如き強大之國數艘之軍艦にても、其前を通船之節は、必畏心を生じて、通行候由、如斯無之候而は、所謂國非、其國之類に而、屢隣國之侮を受、國法他邦に立兼、終には如何の國勢に相成候事に御座候。

此れは以下に掲ぐる攝海防備に關する意見の緒端と認むべきもの、

攝海防備

右に付攝海御備之事。

方今皇國にても、洋夷屢來舶、今日之委相成候上は、攝海之儀無申迄、堂々たる皇都に近き要津米穀百貨の集處候處、今兵庫大坂邊の砲臺は甚可笑の構に小砲一二挺づゝ備付有之、若不可測之心を抱く洋夷の軍艦をして、來見せしめば、冷笑して進撃し、鼓行して上陸候半に、恐らくは一支も出來申間敷、扱御大事と奉存候。然ば何を以我國法を海外洋夷に令し可申、彼何の恐るゝ所有て、我命令に畏服可仕、實以國非其國之類と可申歟。夫薩摩は邊鄙の地、天嶮の海岸なる臺場大砲の構へ、攝海に十倍仕候も、去る七月の戦には、死士奮闘、勉て僅に撃退の功を相立申候。攝海は不然、其地は都會、皇國輕重之權、關係する處、彼若覬覦の心を以來侵せば、必意を專にして進取を計るべし、其地前は平海廣大にして、應援之砲臺を築に、島津なし、後は平地數十里、伏を用に其地無御座候得ば、是非共至要の場所兩三個へ堅牢之臺場、數百挺之大砲、數艘の軍艦備付無之候而は、不相濟事に御座候處、只今之構にては、假令蘇秦張儀之辯、

攝海守備

項羽の勇を奮ひ、闘士如林備たり共、決而實戰に益なく、終始の御國勢如何候半と、草萊鄙賤之管見に而は、泉涌寺御陵を奉拜ごとに、不覺數行之落涙仕候。夫我國は小國といへ共、人民富庶、士氣銳武、一旦策略の宜を得て、守備征討の備を爲ば、膺懲の大典、決而難き處にては、有御座間敷、防禦征討の御手當、斷然彼の下には、出申間敷、乍恐皇國之勢、其處に至ば、衆夷自然來服可仕奉存候。右は先達而言上仕候、洋夷之情態見聞之次第、大略相認奉申上候、固陋之鄙見、實以奉恐入候、誠惶敬白。

亥十一月

伊地知正治

右意見書の真意

全篇の大主腦は、最後の攝海防備にあり、而して攝海防備の危殆を説くは、滿廷の攘夷説に向つて、其の一大反省を促がす爲めにして、若し穿つて云はゞ、島津久光が主上の乙夜の御覽に供し奉る爲めに、斯くは伊地知正治をして、其の意見書を起艸せしめたるものと云はねばならぬ。薩藩は其の先代齊彬以來海外

の事情を洞察し、開國貿易の已む可からざるを看取し、彼藩限りにては、蚤に之を實行したる程なれば、島津久光なども、決して固陋の鎖攘説に加擔せんとするものではなかつた。されば彼は能ふ可くんば、主上にも其説を進め奉らんことを期した。但だ行き掛りや、政策の爲めに、表向きに開國論を、正面から打出す丈は、彼も聊か顧慮、躊躇したるものがあつた。されば此の意見書は、彼が答奏の副書とも見做す可きものだ。

第十一章 薩英講和

【六三】英と薩、意外と意外

生麥事件、幕府老中格小笠原長行が、その償金を、英國代理公使に支拂ひたる事情、英艦が更らに薩藩に向つて、死傷者個人に對する賠償要求に付き、鹿兒島灣に闖入し、薩藩汽船を差押へ、遂ひに開戦となりたる顛末は、何れも既記の通りである。

薩英戦争の結果

然るに鹿兒島灣戦争の結果は、双方共に意外と意外とが鉢合せをした姿であつた。英國側には、日本人の奮闘が、案外戦争に強かつたとの感を與へた。日本側には、英艦の働らきが、案外我等の及ぶ所ではないとの感を與へた。則ち戦争の結果は、双方共に互ひに尊敬と云はずんば、相手を認識の心を催生し、何れも再び開戦せんとの意氣込も無く、能ふ可くんば、此れにて戦争は打切りとしたい

下手人の不能

との考を生じた。如何に英國側にて、島津氏に向つて、生麥事件の下手人を出せと云へばとて、薩藩にて之を出さざるは最早分明だ強ひて之を出さしめんとするには、薩摩全體を焦土とし、薩摩の士民を屠戮するにあらざれば、それは出来ない相談であることが、彼等にも分明した。それには幾許の軍艦が必要である乎、幾許の軍隊が必要である乎、従つて幾許の軍費が必要である乎、單に下手人を得んが爲めに、果してそれ丈の犠牲を拂はねばならぬ必要ある乎。

英小國に於ける評判

英の本國に於ては、鹿兒島戦争は必らずしも悉く好評のみではなかつた。本國政府からは、別段日本に於ける英國の代表者に向つて、譴責する程のことは無かつたが、ざりとてこの一舉を以て、大なる功勳とも認めなかつた。而して議院に於ては、ジョン・ブライト (John Bright) の如きは、英艦の鹿兒島焼討は、甚だ残忍であるとの非難を加へたる程であつた。何れにもせよ常識に饒み、利害に明なる英人は、鹿兒島灣の一戦にて、生麥事件に就き、島津氏に報復する丈の事性は、此れにて澤山であると考へたらしく察せらるゝ。乃ち此上、如何に大なる犠牲を拂うても、下手人を出させねばならぬ杯と、敦圉く様な野暮は云はなかつた。

薩摩英の武力を知る

翻つて鹿兒島側を見れば、流石の薩摩武士も、英艦より發射したる大砲の威力には、十分と云はんよりは、十二分に、之を認識するを禁じ能はなかつた。如何に瘦我慢を張り透さんとするも、此の大なる現實の前には、屈服するの外は無かつた。乃ち彼と戦ふには、彼れと同様の武器を備ふるにあらざれば不可能であり、而して之を備ふるには、假すに歳月を以てせねばならぬ。それには準備の時間が必要である。その準備中に、英艦の再來は、彼等に取りつて歓迎が出来ないばかりでなく、能ふ可くんば、何とかしてその再來を防止したいものかと考へたことは、固より當然であつた。薩人は勇敢ではあるが、強情ではない。彼等は決して實物教訓に、其目を閉ぢ、其耳を塞ぐ程の頑冥者流ではなかつた。

薩藩講和

鹿兒島灣戦争は、薩藩に取りては、主上よりの御嘉稱を首めとして、日本全國に

の要を知

向つて、我武を揚げたる結果となりて、表面にては其の面目を施した、されど其の損傷は決して少小ではなかつた。若し英艦が前回の經驗を利用して、更らに其の新たなる勢力を加へ來りたる際には、薩藩にては果して之を防禦する丈の準備はある乎。假令その準備は爲しつゝありても、此の再戦の爲めに、薩藩の受くる損害は、果して幾許である可き乎。その前回の實驗から之を豫想すれば、頗る寒心に堪へざるものがあらねばならぬ。融通無礙の薩人には、者般の計較が、出で來る可きは、當然の事である。されば彼等は自藩の面目を毀損せざる限り、に於て、英國側と和を講じ、此の葛藤を打ち切らんことを期待したるは、必然の勢と云はねばならぬ。

雙方問題
解決を急

此の如く英國側でも、此の葛藤を打ち切るに異存なく、薩藩側では、之を打切るに熱心であると云へば、その事が事實の上に表現し來る可きは、自然の趨向と云はねばならぬ。此の如くして薩英の談判は開始せらるゝに至つた。

【六四】薩藩先づ講和の爲めに動く

講和要望

物情に凝滞せず、能く形勢と推移するは薩人の長所、彼等は鹿兒島灣の一戦の經驗を、飽迄痛感し、忽ち英人と講和の必要を認識した。彼等は英國艦隊に、多大の損害を與へたが、同時に祇園洲臺場は全滅し、新波戸竝に辨天臺場も亦大損害を受けた。萬一英國艦隊が再來せば、到底此儘にては、防戦も容易ではなかつた。乃ち假りに我が砲臺が損傷しなかつたとしても、其の砲力は、射距離十町内外を適度とした。然るに彼は五千碼即ち四十町の遠距離より砲彈を送り、我が兵士を威嚇した。就中甲鐵白壁艦、ユライヤラスの偉大にして兵器竝に技術の進歩したる、實に驚嘆に値ひした。されば彼等は期せずして再戦の不可なるに想到し、藩主と其の重臣等は、講和の必要を看取した。

應接委嘱

宛も支藩佐土原藩主島津忠寛は、家老樺山久舒、用人能勢直陳を鹿兒島に遣はし、斡旋せしむる所あり、仍りて藩廳は兩人に藩主二公久光忠義の命を傳へ英

人と應接の事を委囑した。

重野等横濱に赴く

此に於て兩人は本藩士重野厚之丞(安穩)、高崎猪太郎(五右)と共に、七月二十三日(文久三年)鹿兒島を發し、二十六日長崎に赴いたが、英艦は去つて横濱に向つたことを知り、八月六日横濱に赴いた。今ま八月五日附、長崎から高崎が在鹿兒島の要人中山中左衛門、大久保一藏に與へたる書簡を見れば、其中には左の一節がある。

薩藩稷便策

御教諭の向きに付薩藩の趣意も懇切歎訴、いづれの筋幕府をして無事平穩の所置を行はしむるの計策に仕度、乍去夷情狡黠連ても薩藩より直ちに不請取候ては、承服の程も覺束なく、何分極々の難題、時宜次第には、甚だ以て殘念切齒の至ながら、養育料被差出、是非とも一旦は兵難を止候外術無之、併どこまでも御差出、國辱に不相成様の周旋可仕、誠に以て大變の所置、不被忍事とは斷腸仕候へ共、何分一時の小忿を不忍ば遂に大謀を成就する事能はず、此處は斷然と剛斷すべき機會かと熟考仕事に御座候。

重野等江戸著

此れにて談判の下地は分明だ。斯くて彼等は八月十日神奈川に上陸し、即日江戸の藩邸に投じた。當時藩邸には側用人岩下左次右衛門、留守居新納立夫、添役關太郎、及び吉井中介、堀平右衛門、海江田彦之丞等が在勤した。尙ほ重野厚之丞、吉井中介(友寛)の連名にて、八月二十四日附、大久保一藏へ與へたる書中には、

應接開始近づく

英夷掛合の一件は、廿八日横濱應接の向にて、成否相辨可申候間、其節迅速御報可申上候。御國御戦争の義は、餘程御高名の取沙汰にて、英夷も存外損傷に及其上當所鎖港の幕議相洩申候歟、先當分通にては、急々御國元へ差越候向にも相見へ不申候。

とあれば、愈よ英人と談判開始の近づきたることを知る可しだ。斯くて九月十八日、岩下方平は、重野等と横濱に赴き、英國代理公使ニールと會見し、第一回の談判を開始した。而して高崎は八月二十三日重要な用事もて京都に赴いた。尙

樺山能勢
斡旋命令

ほ佐土原藩能勢直陳の覺書によれば、樺山久舒、能勢直陳をして、講和一件の斡旋に當らしめたのは、彼等の自發的ではなく、宗藩よりの命令であつた。

中山(中左衛門)余(能勢直陳)を呼び、窃に二公(久光と忠義)の命を傳へ、英と應接の事を命ず。蓋し我固より戰を欲せず、平和の策に出でざる可らず、然りと云へども我より和を講ずるも固より快とせずして、亦た人口に愧る所有り、此謀極めて困難也、故に子之に任じ、佐土原公宗藩の爲めに傍より和解せよと、惟ふに事實此の通りであつたらう、之を見ても如何に薩藩が、講和に熱心であつたか、判知る、又曰く、

能勢聽命

余(能勢直陳)還て公(島津忠寛)に告ぐ、公曰、汝心如何、直陳が曰……宜しく承諾して事に斯に従はんのみ……故に謹んで命を受けん、但臣が職は卑し、願くは樺山をして擔任者とならしめ、臣之が副となつて、之を補佐せば如何と、公(忠寛)曰く、汝言是也、余中山に行き、公之を諾し、樺山と直陳に命じて從事せしめんと、中山大に喜ぶ、翌日中山更に余と重野厚之丞とを、其家に招き、事を談

せしむ。

此れにて愈よ明白となつた、要するに佐土原藩の斡旋も、全く宗藩の指金にて其の命令の下に動きたるものであつた、但だ表面では、薩藩の面目上、飽迄支藩の申し出でによりて、之を托するに至りたりと云ふ事にした。

【六五】薩英第一回の談判

薩藩和平
準備

今や薩藩側の所記に徴すれば、薩英講和談判の顛末は、左の通りである。

初め英艦の去るや、其の再襲を慮り、戦備を嚴にして以て之を待つ、兩公(久光、忠義)其大事に至んことを憂へて、淡路守君(島津忠寛)と相謀り、彼艦若し至らば、佐土原藩より人を山川口に派して、之と應接せしめ、其の進撃を停んとす、乃ち其老臣樺山舍人(久舒)を擔當者に、能勢次郎左衛門(直陳)を副使に充て、本

藩より重野厚之丞をして、之に蒞ましむることに決す。準備已に整ふ。既にして英艦再來の形なし。

此れは最初の準備。

字人の汽船を買ふ

七月廿六日三使及高崎猪太郎命を受けて長崎に趨き、之を探りたれども要領を得ず。因て長崎奉行に乞ひ、汽船を借て横濱に航せんとす。奉行船を貸すを諾して、船手を出し、石炭を供するを辭す。會々字人其汽船を賣んとすると聞き、密に之を購買し、八月二日長崎を發し、五日横濱に達し、直に江戸に入る。

字魯西の汽船を十四萬弗にて購入したるは事實だ。八月二日長崎を發し、五日横濱著とあるは、八月六日發、八月十日著が正確であらう。

否調停論者

時に岩下佐次右衛門(方平)等邸に在り。四士之と方略を議す。英艦來らば之を鷹海に邀撃して、勝敗を天に任すの論盛にして、調停の説行はれず。

此れは江戸在邸の士には未だ實戰の真相を知らぬ者あつた爲めだ。

遂に先談判を開き、汽船を掠奪せし暴舉を詰問す可きに決す。佐次右衛門等

又佐土原藩士を以て、仲裁となすを非とし、佐次右衛門を本使となし、厚之丞をして專應接を擔任せしむるに決す。

此れは事實其通りだ。

直接談判許可を得る幕府に

而して幕府の有司を経て應接するは、時日を費し、且隔靴の感あるを以て、直接彼と議せんとし、之を幕府に請ひ、其允許を得たり。時に幕府英人の再舉を止め、爲めに其期を緩めたることを邸吏に告ぐ。

此れも事實だ。紹述編年には、

九月十六日御老中板倉周防守殿、我の御留守居を召て、英夷さきに志を得ざるがために、再び薩摩に赴んと謀れども、押て是を留めしにより、しばしが程はやみぬと申傳らる。

とあり。而して、

兩人(榊山久舒、能勢直陳)は此由を傳へ聞て、芝の御館へ參り、岩下佐次右衛門等につき謀りけるは、今は取次を柳營に願ふ迄もなし。直に横濱に赴き、まの

重野等横濱に赴く

あたり彼と應接して、事の曲直を明かにせん物をと、此よし營中へ願けるが、御ゆるしありて、同月廿八日、營中の有司及び岩下佐次右衛門、重野厚之丞等とともに、横濱に至り、英の全權官、ジョン・ニールが館に臨み、先づその船奪ひし罪を責む。

とある。英人が必らず再度の來寇を企てたる乎、否乎は姑らく措き、幕府は當分それを見合せよと申し釋きたるは事實であらう。而して薩人等が直接談判と出掛けたのも事實だが、それには幕府の吏員も、當然立合つたことも事實だ。

談判開始
佐次右衛門等乃ち九月廿八日を會見の期となし、外國掛吏員と共に、横濱に赴き、英國代理公使ジョン・ニールを、其使館に見て談判を開始す。舍人、治郎左衛門之に従ふ、猪太郎は一橋卿の命を奉じ、京師に赴けるを以て與らず。厚之丞發言、先づ英人の薩船を奪ひたる事由を詰問す。彼之に譬へず、反て生麥の事を發論す。問答數次、日暮に及び決せずして止む。
とある。今ま能勢直陳の所記を案ずれば、左の通りだ。

談判の模様

十月某日(九月廿七日)岩下佐次右衛門、委員重野安釋其事に任ず。余(能勢)及樺山、海江田彦之丞、關太郎、南部彌八郎、堀平右衛門、新納嘉藤次等と共にす。江戸を發し、神奈川に至り宿す。蓋し生麥の變已來、横濱に宿するを許さざる故也。其明(文久三年九月廿八日)横濱英館に至り談判を開く。重野安釋談判を擔當す。岩下佐次右衛門、樺山、余其後に在て補佐たり。

海江田彦之丞筆記を司り、重野が傍にあり。外國方調役鶴飼金助、及徒士目付田中某立會、西吉十郎を譯官とす。太田源次郎、外一人保助とす。蓋し西蘭語にして英に通せず。二人は英を兼ぬ。英ミニストル一人、譯官二人、蘭人某、新納嘉藤次、外數人は傍聽す。

重野發言、彼答辯、蓋し鹿兒島襲來、我船を奪の事を詰問す。彼是に應せず。我が生麥にて國人を殺傷せしことを詰問す。双方問答數次、日暮に及決する所無し。幕府吏中裁して他日を期す。夜に入神奈川旅宿に還る。

尙ほ能勢は斯く記してゐる。

幕府の道
路取給

本日(九月廿八日)正午開議の由、昨日幕吏より通知、巳の刻(午前十時)神奈川を發し、南部彌八郎を野毛の奉行所へ遣し、出港(神奈川)の旨を届く、奉行所より歩兵六人及組頭二人を出し、一行の前後を圍む、歸路同上。と、亦た以て如何に幕府が其の取締を嚴重にしたるか、判知る。

【六六】薩英第二回、三回の談判

第二回談

第二回の談判は、十月四日だ。而して能勢直陳の所記は左の如し。

翌日休議、其明前日の如し。此日双方劇論、夜戌の刻(午後八時)に及び決せず、幕吏中裁前日の如し。

第三回談

残念であるのは、能勢が其の劇論の内容に就て、何も記する所なきことだ。第三回は十月五日に開いた、能勢の所記は左の如し。

英艦薩船
奪取の辯

此日水師提督も出會し、我が船を取りしは、奪しにあらざ、出(入)港已來貴藩の官人、我が船に來り、應接する二回、而るに語を交る一二にして去り、再び來らず、談判の道絶え當惑せり。かゝる時には外國にては、先方の船を差押へ、談判を促すこと少からず、故に其例を用ひて船をとりしに、豈に計らん砲撃を受けたり。

此れは英國方の申分だ。

提督傷所
を示す

其時我(水師提督)第二船に至り、船將等と午餐を喫し居たりしに、陸の方に砲聲を聞きたれども、示威の操練なる可しと思ひ、驚きもせざりし。然るに彈丸飛來るとて、船中騒ぎ立し故、喫飯を止め、船將外一人と三人橋棚に上り、望遠鏡を以て、砲臺より發射することを見認め、急に號令して、各船戦闘の準備をなさしめたる中、一丸飛來て第二の船將を打斃し、棚をも打摧き、余外一人も墜落、その時左腕を傷め、今猶如此とて、疵所を示せり。

此れは事實だ。

さて云やう、先きに余等が鹿兒島に行たりしは、政府に向ひ、死者の妻子の爲めに養育料を請求すること幾回なるを知らず、而るに政府にて、事を左右に托して確答せざるゆへ、薩摩へ行き直接應接に決し、政府へ相談せしに、政府にて之を承諾せしゆへ、然らば政府より其事薩摩へ達せられたき由を云ひ入れたれば、前廣政府通知ある筈、それ故是より開戦などの心算は毛頭無かりし故、彈藥、石炭等の準備無かりしに、不意に攻撃に逢ひ、大に狼狽せり、かゝる次第故、早引揚たるにてありし。

此れも事實であらう。

それより數次問答、此日も薄暮に及、引取たり。

尙ほ能勢は、立合人幕吏鶴飼金助が、如上の談判に關する、評論を左の如く掲げてゐる。

前日の問答、及今日の問答のことにつき、後日事済の上、鶴飼が曰く、兩日の問答は、寔に感服に堪へず、政府の官吏が談判は、いつも彼れに言枉げられ、傍よ

り齒痒きことばかりなり。しかるに此回の談判は、いつも彼れが受太刀になり、餘程困窮せり。生麥の事件は、我の國法なれども、外人は知らぬゆゑ、恤れむ可きことにはあると云ひ、船を差押ゆるは、外國の習慣かはしらざれど、此方にては無法の仕方と咎めると押付、五分／＼に押つめられたるは大出來なりし。かくまで此方に強み無かりせば、必戦争の償を取らんと云出すに相違無らんに、その事は噁氣にも得出さず、三日目には水師提督が、哀願する様に云ひぬ。此方より養育料を請求せんとならば、一艘にて足るべきに、七隻までも軍艦を備へ、然かのみならず、入港するやいなや、砲門をひらき、我が砲臺にせまりたるは、飽まで我を侮り、敵意を示したるにあらざや、穩便を旨とせりとは心得ずと云はれたるなどは、餘ほど答に困しみたりし。心地よきことにこそと語れり。

以上鶴飼の所説は、我側より見たる談判の成功を稱讚したるもの、固より薩人のことなれば、此位の理窟は、此方より十分陳辯したものと察せらるゝ、殊に重

野厚之丞は、薩人中の學者にして、能く事體を辨へたる者なれば、我が申分だけ
のことは、十分に開陳したるに相違なく、之を平生外人の恫喝に慚伏したる幕
吏の應接に比すれば、自から非常の懸隔があつたのも、當然であつたらう。

第二回談
判内容

尙ほ第二回の談判に就て、島津久光公實紀には、左の如く記してゐる。

奪船の事、我は其の不法なるを論じ、彼は養育料を得るに至るまでの抵當品
なりと辯ず。我は其言を以て、事理に適せざる者とし、英國に航して、直ちに政
府と議せんと論じ、彼は躬使事の全權を有するを以て、出使を無益なりとし
て、之を斥く。我は固く主張して止まず、彼乃ち本國政府の書翰を示す、其文中
若し薩州に於て、我が所要を肯せずば、汽船を取て質と爲し、以て其目的を達
す可しとの語あり。是に於て我は、奪船は其政府の訓令に基き、提督機宜の處
斷に出でたるに非るを以て、渡航するも徒勞に屬せんを知り、復た之を言は
ず、前日以來開戦の事、彼は我が砲撃より始るとし、我は彼の奪船より起ると
して、互に其曲直を争ふ。遂に彼は曾て要求せし罪人搜索と救恤金の速決を

促し、曲直の所由を論究せずして、事を結ばんを要し、我は本使は曲直を判ず
るの權を有するのみにして、歸て主君の進止を取るにあらざれば、救恤等の
事を決答する能はずと辯じ、双方劇論、夜戌牌（午後八時）に及び、談判を中止し、
再會を約して別る。

此れにて前文に缺けたる、第二回談判の梗概は先づ補足せらるゝ。

【六七】談判の終局

尙ほ能勢は、談判の終局に就て、左の如く記してゐる。

養育料支
拂決定

又一日隔て、談判を開く。養育料は、各別のこと故、與ふ可しとのことにて、一
先づ局を結び、明後日を以て、金を交附することを約せり。然るに久光公の命
を得ずして、金を與ふるは、越權なりと云者多數、是に於て余（能勢直陳）と重野

(厚之丞)と上京すべきに決し、即夜途に上り、久光公に謁し、願末を上申し、命を乞ふ。公曰、我を辱めざる以上は、事素より平和に歸せざる可らず。聞くが如くは、我に於て損する所なし。而るに猶一審せんと、則ち退て命を俟つ。翌日公二人を召て曰く、更に大久保を遣はし、事を處置せしむ。仍て暇を賜ひ、江戸に還る。居る一日大久保來る。是より前、岩下(佐次右衛門)老中、板倉防州(周防縣)に謁し、幕府の金拾五萬兩を借る。蓋し英と交渉の事を名とす。大久保來るに及び、岩下、重野、樺山(舍人)余と共に防州を見報を求む。慰諭して返る。

幕府に金を借んとす

時に英人政府に逼り、薩人約に違ふを訴ふる甚急なり。外國奉行亦た我に逼て約を踏ましむ。大久保、余と重野に命じ、防州に行かしむ。二人事狀を陳じ、命を乞ふ。防州曰く、此事甚難し、公金太尠し、有司之を拒む。二人曰く、事太急なり。閣下若し乞ふ所を許さざれば、立ところに天下の大事とならん。閣下幸に察せよ。防州沈吟答へず。二人更に曰く、臣等以為らく七萬兩の金は僅々而已。然り而して之を吝んで天下の大事を引起す。之を何とか言はん。而るに事本

幕府辛うじて許可

臣等が不肖に起る。則英人に約を踏まざるの罪を謝し、自處あらんのみ。又多言せず。二人退かんとす。防州急に之を止め曰く、我之を諾す。退朝直ちに留守居を呼び、許可を與へん。汝等心を勞する勿れ。二人拜謝して退き、大久保に報ず。

斯く看來れば、幕府から借金することも、決して容易の業ではなかつたことが判知る。

養育料支拂方法

大久保大に喜ぶ。即日神奈川に至り、鶴飼に書を送り、明日を以て金を渡す可き由を告ぐ。大久保、岩下諸人亦來る。夜堀平右衛門來り、則ち許可の書、及び三井の爲換券を帯びて來る。翌日横濱に至る。大久保余に應接を命ず。但し薩藩より渡すにあらずして、佐土原藩より渡す名義にせんと。の事也。余云、今となりて、かゝる事云ひ出したらんには、又た一つの問題を惹起して、煩を生せん。且つ是迄の行きが、木に竹を繼ぎたるが如き體あり。渡すものならば、立派に渡したる方よからんと思ふ。大久保、吉井曰、貴藩の名義を用ひては、不可

薩藩名義を避く

なるか。余が曰く、素より不可也。しかるに弊藩の面目を汚すと云ふにあらず。内外に向て詮も無く、徒らに誹謗を招くのみ。二人曰く、しからばそれにてよろし。口演書に貴藩の子の名字を署するは如何。同じ島津氏なれば、差鬮は無らん。僕が名字素より故障無し。是にて余渡人となつて出場し、局を結び、金は三井の手代三、四名にて引渡すことにして、神奈川に引取り、大久保諸氏は江戸に歸り、翌日横濱に至り、應接約の如く、本日金を渡すことを言入、是にて局を結ぶ。

大久保用意周到

以上の所記を見れば、如何に大久保が所謂る養育料を支拂ふことに就ても、爾來の物論の沸騰を顧慮して、成る可く薩本藩の煩を來さざらしめんが爲めに、周到なる注意を拂うたることが判知る。當時全國攘夷の氣焰漲り溢れつゝある際なれば、無遠慮の薩人でも、此の一事には餘程心配したるものと察せらる。特に薩藩人士の中にも、未だ實戰の苦味を満喫せざる輩には、此の一件を、甚だ憚ばざる者少からざるに於てをや。されば島津君臣も此の一件には、人知れ

ず苦慮する所あつたことは、固より推察する迄もなき事と云はねばならぬ。

〔六八〕 金錢及び書付の授受

支拂金額

上記の如く談判は決著し、養育金の受取渡は相濟んだ。今更其の書付を掲ぐれば左の如し。扶助料貳萬五千磅、即ち拾萬弗金にして六萬三百三拾三兩壹歩であつた。

閣老への報告書

本家松平修理大夫方、英人引合の儀に付、先達て修理大夫家來共當座取計を以、扶助金相渡可申旨、英人へ決定申込置候得共、此節柄無據差合の事件有之、表向相渡兼候時機合御座候間、此際私共一先本家家來共へ相代り、扶助金假に相預置申度御座候、左候得ば決答申込候證も相立、證券可相成と奉存候間、右の趣英人へ御達被下候様仕度御座候、尤差合の事件相片付次第、本藩より

表向渡切證文取替等の義、駢と取極可申候。何卒願の通被仰付被下候様奉存候。以上。

十月廿六日

島津淡路守家來

樺山舍人

能勢二郎左衛門

洋銀引替
金高

二十六日の日附は多分二十九日の誤であらう〔薩藩海軍史〕。尙ほ洋銀引替金高は左の如し。

洋銀拾萬枚

此代金六萬三百三拾三兩壹步

永八拾三文三分三厘三毛

此銀五匁

右の通相成申候事

英公使請
取證

以上は大久保一藏の指金にて、本藩の代りに支藩佐土原をして、其の當面の責に任せしめたるもの。而して以上の書付は、樺山、能勢兩人の名にて、閣老に差出したるもの。又英人側の受取書は左の如し。

癸亥十月廿六日(廿九日の誤)英國公使請取書左の如し。(譯文相添)

予茲に薩摩侯の親族島津淡路守の役人より、十萬元の總計を受取たる事を證明す。但し此十萬元は、曾て英國女王殿下の政府より促がし求めたる總計二萬五千「ポンドストリング」に同じ者なり。

日本横濱英國使節館に於て

一千八百六十三年第十二月十二日

英國女王殿下のチャージ・エツフエール官名

イ・エチ・ジョン・ニール

下手人に
關する證
書

尙ほ下手人一件に付ては、同時に左の證書を差入れた。

松平修理大夫殿御家來英國公使へ相贈候證書

第十一章 六八 金鏡及び書付の授受

英政府より請求せし銀子を、薩摩別家島津淡路守家來共より相渡候上は、抑去秋八月生麥に於て貴國人を殺傷致候者共、從其場亡命、精々探索候得共、行衛不相知、最早年月も相立、生死の程難計候得共、猶又精細に搜索致し、召捕次第、貴國官員の目前にて可致死罪者也、爲後證如件。

文久三年亥十月

薩摩應接掛

重野厚之丞

同家老代

岩下佐次右衛門

英國公使足下

前書之通相違無之候、其證印仍如件。

外國奉行支配調役

鶉飼彌一

其場
の空證書

此の一札は英國側でも、單に其の談判の行掛り、體面を全うする爲めに徵求したるもの。薩摩側でも固より其場限りの申譯として差入れたるもの。之を受取る者も、之を授くる者も、双方共に此の證文は空證文であることは、承知の上にて然かしたることは、英國側の記する所の文書に照らしても分明だ。此の如くして薩藩は生麥事件の當初から幕府に對しても、英人に對しても、徹上徹下最初に作爲したる下手人亡命の一點張りにて、立て透した。強情と云へば強情であり、横著と云へば横著である。一藩を擧げて、其責に任じたと云へば、亦た殊勝でもある。

講和と同
時に修交

何れにするも此れで漸く薩英の講和は成就した。斯る場合に講和は、必須の勢に迫られたるものなれば、別段珍しき事ではない。但だ薩人に取る可きは、彼等が此の機會を空過せずして、直ちに英人と握手し始めたることだ。講和は必ら

ずしも修好ではない。されど薩人は講和と同時に、英人と好を修めた。爾來薩英の干繋は、所謂る雨降りて地固る以上の好首尾にて、薩が如何ばかり英人を利用したるか、事實が追々と之を證明するであらう。

〔六九〕談判の餘波

重野一身の危険

此の談判の結果は、世間の尊攘家は勿論薩藩内に於ても、決して好評ではなかつた。されば大久保一藏が、扶助料の受渡しに、支藩の名を使用したるも、決して徒然では無かつた。されど何れにしても其の應接談判の主任者たる重野の一身は、頗る危険であつた。尙ほ以下能勢直陳の所記によりて、之を知るに足らん。

重野英軍總所望

重野より軍艦所望のことを述べ、但目下本港(横濱)碇泊の内、一隻を分ち得んとのことを述べ、渠云、外國にては、軍艦は海上の城郭と云、故に望に應じ難し。

本國に報じ、新に製造して送る可し。船の種類、砲門、噸數等詳細に注文あらんことを望むと。

如何にも薩人の本色を發揮し來つた。和議成るや、直ちに相手方の軍艦の分配を要望する杯、如何にも抜け目なき談判だ。英人が爾後薩人に傾倒し來りたるも、與に成すあるに足るとの見込を付けたるが爲であつたらう。

軍艦縦覽約成る

渠曰く和議成就し、軍艦に請待の旨を述べ、曰く去年來の葛藤初て平和に歸したる、兩國の幸福、我曹満足する所也。乞ふ益親睦を厚ふせん。仍て軍艦を縦覽に入れたし。明日正午來臨あらんことを望む。重野が曰、厚意を謝す、但明後日を約せん。是に休憩。

縦覽不贊成論

然も軍艦縦覽の件も、頗る異論が生じた。此夜神奈川に還り、軍艦縦覽のことを議す。吉井、岩下諸氏曰く、今日の事止むを得ざるに出づると云へども、而も物議を免れざるは遺憾に堪へざる所なり。而るに渠れの招待に赴くが如きは、益物議を熾ならしむ、事に託して謝絶

するに如かず、余(龍夢)重野曰く、物議を生ずるは、是に在て彼にあらずと、行くべきを主張す。大久保氏衆論の反す可きを察して、不行に決す。

此の如くして異論の爲めに、招待を謝絶することとなつた。

蓋し吉井、岩下氏鹿兒島戰亂の狀を觀ず、外人與みし易しと思ひ、和議を慊とせず。前きに重野と京師に行く時、吉井、新納二氏が京都より來るに邂逅し、和せざるを得ざるの狀を語る。吉井怫然として曰く、戰ふ可し、新納が曰く、子實に當時を目撃せず、故に此言有るのみ。余曰然り、渠再び來る、復た前日の比にあらず、其時に當て、我士恥を知る者皆死し、恥を知らざる者は走り、鹿兒島城下一人を見ずして、玉石焦土となるは必せり、況や敵長足所在を蹂躪せば、三ヶ國(薩、明、日)は、我有にあらざるに至らん、今一旦辱を受くるが如しと云へども、異日之を雪ぐの時無らんや、吉井氏亦た云はず、其他和議を不満に思ひしかど、さらばとて斷然拒絕して戰はんと云程の氣勢も無くして、世に云負惜み心なりし、久光公も、余二人(龍夢、重野)の口氣を洞察あつて、大久保氏を派遣

講和反對論者

せられ、それにて故障無く局を結べり。
されば此の和議の成立に就ては、大久保一藏の背後に於ける力が存在したることとも亦た計上せねばならぬ。

物議大に起る

和議成るに及び、果して物議大に起り、長人重野を暗殺せんとする者有り、岩下、吉井、新納諸氏相議し、急に江戸を去らしむ。發するに臨み、余に囑して重野氏を保護せしむ。二人即ち姓名を變じて難を避く、……兼行瀬田に至り、輿を下り、湖水の風景を賞し、相共に笑て曰く、虎口を遁ると。

重野等を刺さんとする者

十一日重野と共に京師に至り、久光公に謁し反命す。即金五拾兩を賜ひ、之を慰勞し、更に命じて鹿兒島に至り、諸老に報告せしむ。……居る一日、大久保氏書を來たし、急に大阪に避けしむ。此時壯士輩和議を非とし、二人を殺さんと謀る者あり、故に之に及ぶ、深夜雪を冒して發し、翌日大阪に至る。

此の如く當時攘夷の雰圍氣、最も濃厚なる際なれば、和議の當事者が、刺客の狙ふ所となつたのも、決して不思議ではなかつた。尙ほ岡鹿門の尊攘紀事には左

の一節がある。

岡鹿門重
野に説か

會ま一友、重野士徳の横濱に在りて、講和を謀るを報ず。即日装を理めて士徳を江戸邸に訪ふ。士徳余が遠來を嘉みし、宴を海樓に張る。哀糸豪管、悲歌慷慨、飲んで三日に連る。蓋し士徳和を主とし、余は戰を主とす。士徳開港を主とし、余は鎖港を主とす。意見合せず、痛論罵を極む。意氣山揚聲は隣壁を撼がす。：猶記す余の江戸を發する、士徳送りて北郭に至り、余に勗めて力を國事に盡さしむ。詩あり曰く「從來忍辱真知辱、畢竟和戎是禦戎」と。余亦た是よりして甚だ攘夷の二字を説かず。

兎にも角にも、鹿兒島の一戰は、薩人に向つて眞に和親開國の洗禮を授けたものと云はねばならぬ。而して其の最初の收穫は、薩英の提携であつた。

【七〇】英國側の記事

英人愉快
なる驚き

翻て英國側の記事を見れば、當時の通譯官であつたサトーは、左の如く記してゐる。

幾許もなく薩摩の、二人の高官が、公使館に出頭し、二萬五千磅の賠償金を支拂ひ、且つ精々リチャードソン殺害者を搜索し、之を逮捕したる際には、豫ての要求通りに、英國官吏の面前に於て、死刑に處す可き旨を告げた。此れは實に我等に取りて、愉快なる驚きであつた。

此處に愉快なる驚きとあるは、彼等も薩摩が斯く手速く彼等の注文に應ず可しとは、豫期しなかつたからだ。而して恐らくは彼等も鹿兒島灣砲撃の効果が、此程著明であらうとは、豫期しなかつたことであつたらう。

ニール大佐(代理公使)もまさか薩人が、此の約束を實行す可しとは信じなかつたであらう。元來外人を斬れと差圖したのは、島津三郎其人らしく認む可

元兇生獲
の不可能

き有力なる理由ありて、薩人が其の主君を處刑するに同意す可き筈はないからだ。下手人は固より下役の輩であつたらう。彼等を處刑したとて、其の元兇に向て刑を加へざるに於ては、決して公正とはいひ難い。されば若し女皇政府當初の要求の全部を貫徹せんには、更らに大なる兵力もて、薩摩を襲ひ其の藩士の大部分を殺し盡さねば、到底その元兇を獲ることは成功は出来ない。然も到底彼を生獲するは不可能だ。

我等は既に薩摩の市街や砲臺を砲撃して、その大部分を破滅した。而して恐らくはリチャードソンの死に無關係の無辜の人を、少からず殺ろしたであらう。此にて薩人に公衆の治安破壊に對する懲罰は澤山である。予が見る所によれば、此上賠償の爲めに、更らに多數の人を殺さんことは、決して公正の道とは思はれない。而して薩摩の使節は、公式に彼等の國人が悪しかつたことを認識し、而して英國政府の要求額の罰金を支拂うた。されば誰しも英國代理公使が、如上の條件にて、薩摩と講和したるを非難することは能はな

講和賞讃

つた。

序でながら記して措くが、薩摩は幕府に借金して、右の罰金を調達したが、予は遂ひに薩摩がその借金を幕府に返済したことを聞かなかつた。(A Diplomat in Japan by Sir Ernest Satow.)

アダムスの日本史の
記事

此にて英人の立場は分明だ。尙ほアダムスの日本史によれば (History of Japan by E. O. Adams.)

薩侯の使節二人が、幕府の二人の官吏に伴はれ、横濱なる英國公使館に來り三日間に亘れる長論議の上、償金を支拂ひ、リチャードソン殺害下手人を精精搜索し、逮捕の上は、英人の面前にて死刑に處す可き旨の一札を差入る、ことを承諾した。

代理公使
報告書

と記し、尙は一八六三年十二月十七日附、横濱發にて、ニール代理公使より、當時の英國外相ラッセル伯への公文を掲げてゐる。而して其文は談判の梗概を叙し、諸事此方の注文通りに落著したるを語り、而して曰く、

本官は此の機會に於て、本官に與へられたる指令の全部を完結したることを閣下に報告するの光榮と満足とを有す。此の指令たるや、重大の件にして或る場合には、此國と開戦の形勢を呈した。然も忍耐と辛抱と、之に加ふるに有力なる英國の艦隊の始終繫泊し、而して鹿兒島に於ける猛嚴なる砲撃の爲めに遂ひに此の効果を收むることを得た。本官は此の一件が、日本政府及び各大名の上に、良好なる印象を與へ、爾後英國が日本との國交の上に、我等に取りて、長久に且つ有益なる可きを信ず可き凡有る理由を有す。

と云ひ、且つ又た、

將來の約
東

薩人が此の自發的平和の使命を了するや否や、本官は意外にも、大君の宰相等(老中)より祝賀の書翰を受取つた。其中には此の談判結了に就ての好意を表し、且つ將來に向つて約束が記載せられてゐる。

と云うてゐる。約束とは今後は斯る事件の起らぬ様に、屹度注意するとの意味であらう。當時幕府では朝廷からの御命令にて、心ならずも横濱港閉鎖の談判

に取り掛りゐる最中であつたから、斯る書翰を幕府の老中から受取つたのは、定めて英國代理公使側では、意外であつたであらう。

尙ほ代理公使から本國外相への前文報告書中には、

軍艦購求
幹旋受諾

薩摩の使節は、英國に於て軍艦購求の爲めに、便宜を取計う可く、予から一書を與へんことを請望した。本官は薩人が此方一切の要求條件を、實行するに於ては、此丈の便宜を與うるも、別段不都合なしと認められたから、其の需に應じた。

と申し送つてゐる。されば重野厚之丞が、軍艦購買の相談を做したるは、全く事實であつたことが判知る。何れにしても此の談判の終結は、薩人側も満足したが、英人側も亦た満足した。而して幕府も勿論同様であつた。

薩摩償金を出す事

薩摩の使節より英國のミニストルへ使を越して、本月九日(我十月廿九日)にミニス

トルと應接して、是迄談判に及びたることの落著をなさんと云越したる趣は、已に前週出版の新聞に載たり。是故に本月九日兼て約定し置ける時刻に、薩摩の使節英の旅館に來り、但し是時島津三郎より別段に指越したる使節も是に指副來りて館外に待居たり。此に於て薩摩の使節は通常の挨拶をなしたる後、今日應接なしたるの辱き趣を演べ畢りて後、ミヌストルに乞ふて館外に待せ置たる島津三郎の使節を呼入れ、別段の談判を始る爲に、薩摩の使節は其席を三郎の使節に譲りて、其身を次座に下れり。是に於て談判をなすに至りて、使節等は茲に一難事あるを以て此事を親切に談判せんことを乞ひ、偕其後金曜日(本月十一日、我十一月朔日)には無相違拾萬元の償金を納むべしといふことを演べ、且其他彼リチャルドソンを殺害したる者は必ず嚴敷之を探索して、若し捕へ得る時は、兼て約定せる如く、英國全權の目前に於て死刑に處すべしといふ事を書面に認め指出すべしと演たり。其後使節はミヌストルへ英大の贈物をなしたり。蓋し愉快の事あるにあたりて人に物を贈るは、日本の風習なり。ユライリス船の士官へは蜜柑等を送りたる由、其外とも都て高價の物は少しもなく、皆疎品なれども必用の物のみなるよし。是蓋し深切の意を以其希望する所を求めんが爲なり。偕已に償金を納んと約定したる金曜日に至りければ、薩摩人午の刻に小車に償金を積みて英人の旅館に來りたり。

是に於て使節はリチャルドソン殺害人を探索出すべき事を筆記し、且償金を納め畢りて後江戸に歸りて其次第を逐一幕府に報告したり。是に於て直ちに幕府より英國ミヌストルへ書簡を送りたり。其大意に謂らく、今度薩摩人より足下の許へ償金を納めし趣、薩摩人より承知せり。是蓋し英國日本兩國の懇親の復活する所以にして、我輩斜ならず滿悦す。且此上猶兩國の和親萬世永續して破れざらんことを希望す。是れ我等の恒に祈る所なりと。我等も此御老中の存意と同様に、實に兩國萬世永久の和平懇親あらん事を希ふ。

薩摩侯より償金を出せし以來、當港へ數多の商民來り、饒多の生綿(大約五千包)を出せし所をもつて考ふれば、近頃に至りては、輸出の禁大にゆるみて貿易を盛んにせんと欲す。實に寛大の政に復せしと見ゆ。

(千八百六拾三年第拾二月十六日、日本文久三年癸亥拾壹月六日横濱新聞、薩藩海軍史所載)

第十二章 一橋慶喜再度上洛

〔七一〕江戸城の炎上と將軍上洛の促進運動

江戸城燒失 話頭前に廻る。扱も京都に於ける公武合體派の面々は、何よりも將軍再度の上洛を、第一緊要の事として、それを至急實行せらる可く取計ひ中に際して、意外にも江戸本城燒失の報が達した。文久三年は、幕府に取りて、最も事故多き時節であつた。その六月三日の夕には、西丸が燒失した。而して十一月十五日酉の下刻(午後七時)御本丸、二の丸炎上、亥刻頃(午後十時頃)鎮火とある。此れにて將軍は全く家無しとなつた。而して將軍は吹上へ立退、同十七日吹上より清水屋敷へ、二十六日には更らに田安屋敷へ當分の内住居することとなつた。此の炎上の報は、公報として十一月二十一日京都に達したが、その以前十九日に既に到達した。炎上に就て、差寄り當惑したるは、將軍上洛が、此れが爲めに遷延するの虞

れを來したることだ。

急々將軍
上洛評議
會召集

十九日(文久三年十一月)九つ時(正午)過出門、伊達伊豫守殿の許に到らせられ、夫より松平肥後守殿の邸に集會せらる。此日江戸より飛脚來り、去る十五日江戸本城燒亡せるよしの報ありしが、此節大樹公已に御上洛あるべきに決せられたりとの事なれど、萬一本城罹災の爲、延引せらるゝ事もあらん歟、扱は公武御合體の議、或は行はれざるに至るべしとて、即時出門伊達殿へ到らせられ、又島津殿へは、島田近江をして、急に御集會ある様にと申遣はされたり。

此の如く松平春嶽が、坐元となりて、同志の諸大名を驅り集め、評議を凝らすこととなつた。

上洛延引
不可の議
決定

扱肥後守殿邸へ、伊達殿、島津殿及び公(春嶽)御集會の上、所司代(稻葉正邦)町奉行(永井尙志)をも呼寄せられ、本城罹災の爲、萬一御上洛を延引せられては然るべからずとの議を發せられしが、御一同御同意にて、此上一橋殿御異存な

きに於ては、永井主水正(尙志、町奉行)をして、汽船順動丸に乗りて、直に東下し、其旨を言上せしめらるゝ事に決せられ、夜四つ半(午後十一時)時歸館せられき。

伊達宗城
の活動

尙ほ伊達宗城の日記を按ずるに、左の通りの記事がある。

十九日(文久三年十一月)第二時過春嶽兄より一封飛來開緘。

江戸表大變に付、急に御相談申上度、只今可出候也。

第三時春嶽兄來臨、過る十五日酉の中刻より出火、御本丸不殘炎上之由、飛脚より申出候趣、實に絶言語、恐入候義、乍然御上洛御延引とも被爲成候ては、以の外之義、三郎(島津)始申合可然と内談決、春嶽無程歸り、薩邸へ被參候筈、松肥後(松平容保)へも參會可有之、騎馬にて一封遣し、無程供揃出門、薩邸へ參、側用人へ口上申述候處、今日は尹宮様御始、昨日之御禮被勤候末、細川旅宿參候由に付、直に歸り候處、春嶽より使者にて、會津旅宿參候様申越候故、施藥院へ罷越、春嶽、三郎、肥後守へ致、面會候諸司代と永井主水正被呼候様申、五時過參會。

永井東下
の議決著